

平成22年度 大学機関別認証評価
自己評価報告書・本編
〔日本高等教育評価機構〕

平成22(2010)年6月

群馬医療福祉大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	1
II. 群馬医療福祉大学の沿革と現況	6
III. 「基準」ごとの自己評価	9
基準1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的 (教育の理念・目的・目標、大学の個性、特色等)	9
基準2 教育研究組織(学部、学科、大学院等の教育システム等)	12
基準3 教育課程(教育目的、教育内容、学習量、教育評価等)	19
基準4 学生(入試・入学・学習支援、学生サービス、就職支援、 学生からの要望処理システム、卒業・進路指導、国際交流等)	46
基準5 教員(教育研究活動、教員人事の方針、FD(Faculty Development)等)	61
基準6 職員(教育研究支援、職員人事の方針、SD(Staff Development)等)	70
基準7 管理運営(大学の管理運営体制、設置者との関係、設置者の管理運営体制等) ...	74
基準8 財務(予算、決算、財務情報の公開等)	79
基準9 教育研究環境(施設設備、図書館、情報サービス・IT環境等)	82
基準10 社会連携(教育研究上の資源、企業、地域社会等)	88
基準11 社会的責務(組織倫理、危機管理、広報活動等)	95
IV. 特記事項	99

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

1. 群馬医療福祉大学の伝統の建学精神・教育理念

建学精神

宝徳元（1449）年、上州白井の長尾景仲（嘉慶2 <1388>年—寛正4 <1463>年。号、昌賢。鎌倉に於いて逝去す。享年76）の居城に学問所が誕生した。今日（前橋市川曲町）の群馬医療福祉大学、及び大学院、並びに短期大学部の礎である。

長尾景仲は相州の長尾郷がその発祥の地にして、南北朝時代より室町時代にかけての武家〔一族に長尾為景の次男、輝虎（後に上杉家を相続し上杉謙信と名乗る。享禄3 <1530>年…光永6 <1578>年）〕であり、桓武帝第5皇子葛原親王より出づる親王の御孫高望公の系統とされている。

『昌賢学堂沿革史』（大要は『咸有一徳』…昌賢学園の全人教育…1頁より6頁に所収、平成13（2001）年初版発行）に依れば子弟の「教育方針は精神の涵養に重きを置く」としているのである。斯くして修己治人を説く、家伝の経書（主として孔子学、徳教の図書）に、長尾景仲は着目し、白井の郷に聖堂（孔子廟）を建て、京の儒者・藤原清範を招聘し、月に数回経書を講義せしめて郷党子弟を薫陶するをもって任としたのである。

然して群馬医療福祉大学、及び大学院、並びに短期大学部の建学の精神は、その昔（約600年前）誕生した学問所の教学を伝承している。即ち我が国の醇風美俗を培う我が国固有の文化に、伝来し融合の東洋文化、就中その人間学（儒教思想）を柱としている。即ち「己に克って礼を復む」とする『仁』が、学問所時代より伝承し来った建学精神である。且つ建学理念は「世の中の役に立つ人を育てる」である。

仁 仁は心の全徳のこと

人道を説く、
孔子学における心を育てる
“己に克ち礼を復む（復字は読解に二説あり）を仁と為す”の仁が
本学の建学精神

真心を育て
人の道を行うのが
群馬医療福祉大学の
建学の精神

教育理念

抑々遠祖景仲は儒仏神を崇敬し、庶民の思想啓発に心を用いている。世間の人には知仁勇の偉人と称している。

儒教に依る文教の樹立（前記。学問所の開設）を為し、仏教をしては領内、渋川の真光寺に相州江の島の辨財天を勧請して庶民の繁栄を祈願すると共に真光寺の道場には丈七弥陀の尊像を安置して先祖の霊、及び戦場に散りし家臣の霊を弔い、神道をしては白井領内の御霊宮の境内に神明を建立し、庶民をして崇敬せしむると共に、長尾家の武運長久を祈願している心優しき武将である。

早魃の救済 長尾景仲は正長元（1428）年、領内の早魃・雹害等で農作物が全滅し、

農民の困窮が甚だしかった。年貢米の軽減の外、物納年貢の縄三百貫を捨免した上、従来1ヶ月3日の遊日を4日として農民救済をした。また農民の徴募に応じた者に対して栄進の道を開く等の善政を施している。

次に景仲は関東地方思想界に貢献した一大偉人である。その社会貢献について述べると、関東管領（室町中期の武将）・上杉憲実が再興（鎌倉初期、足利に創設された学問所の再興）に努める足利学校の完成に力を尽くしたことである。今1つは双林寺（曹洞宗寺院。山号は最大山。文永5<1448>年、一説に又、文安4<1447>年）の創建である。「月江禅師を迎え、僧侶は常に2千人を下らず教化は関東一円に広まった」（「上州のお宮とお寺。寺院篇。」昭和53<1978>年上毛新聞社出版局発行）とある。

長尾景仲の事跡は当に偉大の一言に尽きる。関東の政情不安を安定に導き、文教並びに施政に英知を絞って実践に努めた名君である。その16代に当たる鈴木泰三、前理事長（明治19<1886>年…昭和45<1970>年享年85）は、育英の継承について次の如く遺訓している。「遠祖の学統を継承して克く時代に適應せる新教育に渾和し以て世道人心に裨益する所あらんことを茲に謹みて卑懐を宣明す」と遺言されている。而して遠祖の経学、曾祖父（祖父の祖父。景範公）の経学の哲学（朱子学）、父祖の人間学を継承し更に進化した今日の時代に適切な学風の陽明学を受容して、人格の涵養とその実践、人道の考究とその教育に尽している次第である。かくして前理事長の嫡子（遠祖景仲公より数えて17代）鈴木利定理事長・学園長・学長は今日の群馬医療福祉大学、及び大学院、更に短期大学部の教育理念（教育精神）を「知行合一の実践」としているのである。その理念の具体的実践の有様が次に掲げる陽明学の提言「知行合一」である。

知 行 合 一 知は真心のこと

公愛を説く
陽明学における心を育てる
“吾が英知(至善。良知)の有様”が
目指す教育理念の実践

善いことを
行いで示すことが
群馬医療福祉大学の
教育理念

2. 群馬医療福祉大学の使命・目的

使命

群馬医療福祉大学、及び大学院並びに短期大学部は建学の精神や理念の視点に立って、将来の有為な人材の育成として社会福祉士などの専門職者になるために、理論学習ならびに必要な技術を磨くことは勿論であるが、人格が福祉の要（かなめ）、いな、根本として理論と実践の融合が大切であると共に、実習（後記「目的」の項）を通して自己を向上させてゆくことが肝要であると信じている。そこに「福祉のこころ」が芽生え、成長するものである。その福祉専門従事者（後記「学校法人昌賢学園・現況」の項に関連）として何を為すべきか、何を実行するかを即座に考え対応すること、それは理屈ではなく、福祉に携わる人の資質そのものであると考えられる。本学の鈴木利定理事長・学園長・学長はその育英（『介護福祉士』の実践項目について）の一節）について下記の如く云う。

「資質をどう芽生えさせられるか、私達・介護福祉士の養成に携わる者の仕事がそこにあります。福祉サービスは社会的公正原理に基づいて分配されると言われます。それは個人の真の幸福を充実させる『福祉の心』、即ち福祉の理念に根ざし、生きとし生ける者の幸福を実感させるサービスではないでしょうか。長い年月の人間の生活の中で培われてきたもので、『惻隱のこころ』『辞讓のこころ』を各人に備えてこそ、福祉の質は高められるのです。それは、いわゆる人間はくゆりかごから墓場まで>様々な養育に頼らなければならないのです。人間は誕生して成人に至るまでの長い期間、親は『慈愛のこころ』を、子は『敬愛のこころ』を往復交流して互いに精進し、人間として成長するのです。精進といっても、正しきに縁すれば正精、邪（よこしま）に縁すれば邪精進となることは言うまでもありません。親子関係の交流が一方的になった時、親は子を愛護しなくなり、子は親を捨てることになり、家庭は破滅してしまいます。本能的に与え、与えられるという行為ではなく、往復交流して初めて倫理精進が成立するのではないのでしょうか。介護福祉士も同じです。お互い一方通行ではどうしようもありません。機械的に介護を行なうのではなく、介護者と被介護者との往復交流によって初めて『養育』『愛情』という人間性から引き出された『人間愛情学』となり、寛容と思いやりで人間と人間とが律することの出来る恭順な規範となるのです。この倫理観念を培うことが、介護福祉士としての目的であり、介護福祉士の養成に携わる者の使命であると思います。介護という仕事を発展させ、社会に貢献し、影響力を持たせ、満足と誇りを持てるような資質の高い介護福祉士の人材養成の為に力を尽くそうではありませんか。〔(<社>日本介護福祉士養成施設協会広報委員会「日本介護福祉士養成施設協会会報」第七号<巻頭言>に掲載の鈴木利定理事長・学園長・学長の一文)〕。

福祉に携わる人の育英こそが我が使命なのである。そもそも本学は「『社会有為の人材を育成する』ところにして、立派な人格者、即ち、立派な人から、立派な人物を社会に送り出すところにある。」(学校法人昌賢学園論集第5号3頁所収。鈴木利定理事長・学園長・学長の論文関連。)

目的（目標）

本学（群馬医療福祉大学）はその学則第1条に、「本学は、教育基本法、学校教育法、建学の精神及び教育理念に従い、保健・医療・福祉を学術的に教授・研究し、高度な専門知識・技術と豊かな人間性を併せ備えた有能にして社会的に有為な人材を育成し、医療福祉の発展に寄与することを目的とする」と規定している。即ち「私学の教育理念を踏まえて、学問の裾野を広げ、様々な角度から物事を見ることが出来る能力、自主的、総合的に考え、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識、人生を社会との関係の中で位置づけることのできる人材を育てる」（「年頭の所感」、現、群馬医療福祉大学、鈴木利定理事長・学園長・学長の教職員への年頭の辞。平成12<2000>年1月6日）と述べられている。社会有為の人材を育成するとした有能な医療福祉に携わる人を育てる（前記。「使命」の項に同じ）ことが、本学の教育目的である。即ち教育目的（目標）は、「奉仕の精神、環境の美化、礼儀（礼義を含む）正しい人になる」である。

3. 群馬医療福祉大学の個性・特色

個性

本学では教養科目の「哲学」の一環として、「道徳」をカリキュラムに導入している。大学・大学院・短期大学部で道徳の講義というのは少々珍しいことであるが、“自分が嫌なことは人にもしない、自分が嬉しいことは進んで人にしてあげよう”という、“幼いころに教わった”人と人とが暮らす上での基本的なルールをもう一度反復して、確固たるものにするための時間と位置づけの為にである。福祉を学ぶ上で、そうした道徳心をもてるかどうかは非常に重要なことであるからである。即ち理論と実践、叡智と実践の一体のところを目指しているからである。抑々、「人には人それぞれの環境、資質が備わっている。力量が備わっている。それを増すとしたところにあるのである。能力・技を通して、相手の真情、『まこと』と、吾が真情が一つになる、その感情の体認（交流）である。知識では説明し得ない、大きな、純粋なものを吾が心身に得ることにある。」

本学は建学理念について、「社会有為の人材を育成する」を掲げ、実学の「ボランティア活動」「環境美化活動」「礼儀作法（礼義を含む）」の3つを柱として定め、その実践に努めている。

- 例えば、「ボランティア」すること、そのものが学問であるということは、「人心有感応」とした一説が、言志叢録（昭和15年7月、研究社版）に載せていて、心は神韻縹渺として筆舌に尽くせないものであるが、それを体認できる道は天地自然の不思議な働き、実際の出来ごとによる体認、見聞に拠るところのものと記してあり、知識では説明しにくいものである。
- 「環境美化活動」の実践そのものが学問にして、清掃ばかりが「環境美化活動」ではないが、吾が心を掃除するのも自分の部屋を掃除するようになりたい（前記の言志叢録に掲載）としていて、掃除も故に人格の向上に通ずるとなるとゆくものである。
- 「礼儀作法」の実践は、まさしく人格錬成に連動する学問である。「礼法」は、自身のまごころの発揮である。「荀子は<『敬愛』>をもって接することだと説いている。<うやまい、いつくしむ『敬愛』>とは他人の喜ぶことをしてあげたいという気持ちである。重要なことは、**人間尊重の価値観**を身につけることである。」（鈴木利定著、『儒教哲学の研究』修訂版207頁。「敬愛の精神は福祉の心」の項に所収の数節の箇所に加記。及び前段は学校法人昌賢学園論集第5号、所収の鈴木利定理事長・学園長・学長の論文に関連。）

大学の掲げる建学精神及び理念、教育理念（教育精神）、教育方針（後記）を身に体する教育指導、その実践が本学の個性である。前記のボランティア活動にしても必修科目として単位を認定し、毎週土曜日を「ボランティアの日」と定めている。教室では実感できない人の心の機微や、仕事へのやりがいなど、多くのことを学生に体感してもらう日である。内容は実にさまざまである。保育所、幼稚園、児童施設、老人福祉施設、障害者施設、事業団など活動場所は多岐にわたり、学生は自分の関心に沿って活動先を決め実践している。

特色

- (1) ○本学は二学部を有し、少人数の充実した教育を実施している大学である。
- クラス担任制度を設けて教職員・学生の信頼関係を密にしている。1年2年を基礎演習、3年4年を専門演習として総合的に人格涵養と私生活・学生生活・就職などの悩みでもクラス担任の教職員が親身になって相談に応じている大学である。
- 環境美化活動（洒掃^{さいそう}）を教育方針（後記）に取り入れている大学である。協調性・環境維持活動に努めている大学である。
- ボランティア活動（前記「個性」の項）に尽力している大学である。
- 挨拶や礼儀、人間性の涵養に努めている大学である。
- 福祉・医療関係の各種資格から教員免許状までの資格が、それぞれ関連の教科目取得に応じて可能な大学である。
- 卒業次の職業資格の取得を推進するため、たくさんの受験対策講座を用意している大学である。
- (2) 卒業に必要な実習、及び資格取得関係の実習（福祉関係、看護関係、及び教育関係）を準備している大学である。
- 「特色」の主要事項を列挙すれば大略以上のとおりである。

教育方針

建学の精神の「仁」。建学理念の「心豊かな立派な人を育てる」。教育目標の「奉仕の精神。環境の美化、礼儀正しい人になる」。教育理念の「知行合一に依る修徳。功業」。以上のものを集約して具体的な指針を本学は掲げている。それが四徳とした本学の教育指針である。即ち、「質実剛健。敬愛。至誠。忠恕。」である。福祉界や看護関係、及び教育界に生きることを心から望む学徒に資せんと本学は庶幾^{こいねが}っている。

Ⅱ. 群馬医療福祉大学の沿革と現況

1. 群馬医療福祉大学（及び学校法人昌賢学園）の沿革

宝徳元(1449)年	本学園の祖、長尾昌賢（現理事長・学園長・学長の遠祖）学問所を開設
文化 8 (1811)年	長尾景範（曾祖父）、校舎を建て、正誼堂を開く
明治41(1908)年	長尾景道（祖父）、認可を得て昌賢学堂を設立
大正 8 (1919)年	鈴木泰三（鈴木と名字を改む、父に当たる）昌賢学堂を昌賢中学校（旧制）と改める。又、その当時、鈴蘭少女学園（現、群馬医療福祉大学附属幼稚園）を設立
昭和21(1946)年	鈴木泰三、前橋女子商業高等学校を設立
昭和23(1948)年	鈴木泰三、前橋栄養高等学校を設立。同時に鈴蘭少女学園を鈴蘭幼稚園と名称を改める
昭和26(1951)年	財団法人昌賢学園を学校法人昌賢学園に組織変更、認可を受ける 初代理事長鈴木泰三就任
昭和35(1960)年	鈴蘭幼稚園、前橋市元総社町152に園舎を落成し移転
昭和46(1971)年	第二代理事長鈴木利定就任
平成元(1989)年	群馬社会福祉専門学校（介護福祉学科）を前橋市元総社町152に開設
平成 3 (1991)年	群馬社会福祉専門学校に社会福祉学科を開設
平成 8 (1996)年	群馬社会福祉専門学校に福祉保育学科を開設 群馬社会福祉短期大学社会福祉学科（介護福祉専攻、社会福祉専攻）を前橋市川曲町191に開設
平成10(1998)年	群馬社会福祉専門学校（介護福祉専攻科開設）
平成11(1999)年	陽明学研究所を群馬社会福祉短期大学内に設置
平成12(2000)年	福祉研究センターを群馬社会福祉短期大学内に設置
平成13(2001)年	文部科学大臣、群馬社会福祉大学設置を認可（12月20日付け）
平成14(2002)年	群馬社会福祉大学社会福祉学部、社会福祉学科（社会福祉専攻〈社会福祉コース・福祉心理コース〉、児童福祉専攻〈子どもコース〉）を前橋市川曲町191に校舎を増築して開設 群馬社会福祉短期大学社会福祉学科の社会福祉専攻を廃止 群馬社会福祉短期大学社会福祉学科介護福祉専攻を群馬社会福祉大学短期大学部介護福祉学科と改称 ボランティアセンター開設
平成15(2003)年	群馬社会福祉専門学校に社会福祉士通信課程を開設 鈴蘭幼稚園の名称を群馬社会福祉大学附属鈴蘭幼稚園と改称
平成17(2005)年	昌賢アリーナ新築、並びに留学センター設置
平成18(2006)年	文部科学大臣、群馬社会福祉大学大学院設置を認可（11月30日付け）
平成19(2007)年	群馬社会福祉大学大学院社会福祉学研究科（社会福祉経営専攻）前橋市川曲町191に開設

- 群馬社会福祉大学大学院福祉経営研究所開設
- 平成20(2008)年 群馬社会福祉大学附属医療福祉専門学校（理学療法学科、作業療法学科）を前橋市本町に校舎を設置し開設
- 平成21(2009)年 文部科学大臣、群馬社会福祉大学看護学部設置を認可（12月24日付け）
- 平成22(2010)年 群馬医療福祉大学看護学部を藤岡市に校舎を設置し開校。（4月3日、開学式）（学校法人昌賢学園は平成22年4月、看護学部開学を機に、従来の群馬社会福祉大学の名称を調えた。群馬医療福祉大学、群馬医療福祉大学短期大学部、群馬医療福祉大学大学院、群馬社会福祉専門学校〈ここの校名はもとのまま〉、群馬医療福祉大学附属リハビリ専門学校、群馬医療福祉大学附属鈴蘭幼稚園がそれである。）
なお、群馬医療福祉大学社会福祉学科（児童福祉専攻）の名称は（子ども専攻）に平成22年4月より改称

○ 学校法人昌賢学園の命名は、長尾昌賢の名号に因んだものと伝えられている。

2. 群馬医療福祉大学の現況

- ・大学名 群馬医療福祉大学
- ・所在地 前橋キャンパス 群馬県前橋市川曲町191-1
藤岡キャンパス 群馬県藤岡市藤岡787-2
- ・学部構成 社会福祉学部 社会福祉学科
社会福祉専攻（社会福祉コース 福祉心理コース）
子ども専攻
看護学部 看護学科

学生数（平成22年5月1現在）

学部	学科	入学定員	3年次編入定員	収容定員	学生総数	学年別学生数			
						1年	2年	3年	4年
社会福祉学部	社会福祉学科	130	50	620	563	130	139	142	152
看護学部	看護学科	80	—	320	96	96	—	—	—

教員数（平成22年5月1現在）

専任	非常勤
58	45

職員数（平成22年5月1現在）

専任	非常勤
21	0

・大学院構成

社会福祉学研究科 社会福祉経営専攻

学生数（平成22年5月1現在）

大学院	専攻	入学定員	収容定員	学生総数	学年別学生数	
					1年	2年
社会福祉学研究科	社会福祉経営専攻	10	25	15	4	11

教員数（平成22年5月1現在）

専任	非常勤
6	6

※学部との両専任、教授3名、准教授1名、その他兼任教員1名は含めず。

職員数（平成22年5月1現在）

専任	非常勤
1	0

※専任職員1名は、学部と兼務。

Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的 (教育の理念・目的・目標、大学の個性、特色等)

1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

(1) 1-1 の事実の説明(現状)

1-1-1 ① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

学校法人昌賢学園は、鈴蘭幼稚園、群馬社会福祉専門学校及び群馬社会福祉短期大学を経て群馬社会福祉大学・短期大学部へと発展し、その後大学院を開院並びに附属リハビリ専門学校も開校し経営している。さらに、平成22(2010)年4月には藤岡市に看護学部を開学した。換言すれば、幼児教育と専門学校及び大学・大学院における高等福祉教育と医療教育を行っている。

本学の建学の精神は「仁」であり、世の中の役に立つ人を育成することを教育理念としている。しかも、その理念の具体的実践は「知行合一」によるものである。

このような大学としての基本的な考え方を、大学として以下のように学内外に示している。

- 1) 大学案内では、毎年本学の特色が理解されるように入試広報課が中心となって改訂を重ねている。「学長の挨拶」、「建学の精神」の中で明確に説明されている。この大学案内は単に大学を訪れた人に対してのみ発信されるものではなく、本学で実施される高校教員を対象とした大学説明会、オープンキャンパスなどを十分に利用して実施している。また、群馬県を中心として、埼玉県、長野県、新潟県、栃木県、茨城県などの後援会の支部会においても保護者に対して資料を基に説明を行っている。さらには、インターネットによっても幅広く全国にも伝えている。
- 2) 学生募集要項においては、本学のオープンキャンパスに訪れた学生とその保護者、また、本学への問い合わせに対して郵送で資料を送り、大学の基本的な精神と教育理念を伝えている。
- 3) 入学前の保護者説明会においては、殆どの保護者が学生と一緒に来校し、入学式前に学長自ら大学の建学の精神と教育理念を伝えている。
- 4) 入学後は学生に学生便覧を配布し、これに基づき、オリエンテーションと1泊2日のフレッシューズキャンプにおいてもさらに具体的な説明を繰り返し、本学への理解を図っている。
- 5) 入学式においても、学長の話、学部長の話の中に取り入れて説明を行っている。
- 6) 基礎演習Ⅰ・Ⅱ、専門演習Ⅰ・Ⅱにおいて、建学の精神をテーマとした特別講演やグループワークを実施している。
- 7) 各出版社から出されている全国の大学案内において、本学の特色を十分に説明している。

(2) 1-1 の自己評価

大学の建学の精神と教育理念については、学生を始め、保護者、教職員、高校生と

高等学校教員を含む学外の人々に対して、各種印刷物、広報誌、入学案内で紹介しているほか、ホームページでも幅広く発信されている。また、各種会合において学長自ら説明を行うなど学内外に幅広く、しかも明確に示している。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神と教育方針について、入試広報課を中心としてわかりやすく表現し、幅広く明確に伝えていくように改革改善を図る。

1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

(1) 1-2の事実の説明（現状）

1-2-1① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

本学の建学の理念、基本理念を踏まえた大学の使命・目的については学則にも説明されている。

1-2-2② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

本学の使命・目的については学生便覧（平成22年度版に「深い人間性と幅広い教養を身につけ、国際的視野で物事を判断でき、21世紀の社会福祉をリードしていく人材の育成を目指す」と記載）に明記されており、全学生と非常勤講師も含めて全教職員に配布されている。学生に対しては、入学前の事前指導（3回）を始めとして、入学後のオリエンテーションとフレッシュャーズキャンプにおいて学長を始めとして担当教員から学部教育目標とともに説明を行い、確認するよう指導している。また、基礎演習Ⅰ・Ⅱ、専門演習Ⅰ・Ⅱにおいてもクラス担任を通して周知の徹底が図られている。

教職員に対しては、年度の変わり目になる3月下旬に非常勤講師、専任教職員全員が出席し、学長、学部長などが話しをし周知を図っている。

また、教員については特に定期的にFD研修を実施し、学生指導の問題点などを取り上げ、より具体的な視点から理解を図っている。

1-2-3③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか

学外への公表は、建学の精神や教育理念とともに大学紹介に関する印刷物や大学のホームページによって全国的に公表している。

また、教員が出前授業に出かけたり、高校訪問に行った際にも大学の建学の精神をはじめとして、教育方針、大学の特色も踏まえて資料を基に伝える機会を設けている。

(2) 1-2の自己評価

本学の使命・目的は学則に定められており、学内外ともに十分に周知されている。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

学外への公表については、大学のホームページや各種雑誌の大学案内、広報誌によって実施されているが、大学の特色をより明確に理解してもらえるような内容の検討を

継続していく。

また、学内に目を向けた場合、学生の理解とその実践がどの程度進んでいるかを把握する必要があるので、学生に対するアンケートなどを実施して改善を図るようにしている。

【基準1の自己評価】

本学の建学の精神である「仁」（己に克って礼を復む）と教育理念である「知行合一の修得」を基本として大学の目的・使命及び教育目標を定めているが、このことについては、学長を始めとして教職員が一致して伝えている。そのみならず、学生便覧、大学案内、大学のホームページなどで学内外に向けて広範囲にわたり伝えている。

【基準1の改善・向上方策（将来計画）】

大学案内、大学のホームページは毎年更新している。しかし、時代の流れによる大学内の改組に伴い、より大学の紹介が難しくなることがないように、一般の人が読んでも大学の特色が理解され、かつより分かりやすいような内容と表現を心掛ける。

基準 2. 教育研究組織（学部、学科、大学院等の教育システム等）

2-1 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

(1) 2-1 の事実の説明（現状）

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

本学の社会福祉学部社会福祉学科は、「社会福祉専攻（収容定員420人）」「子ども専攻（収容定員200人）」、看護学部看護学科は収容定員320名からなり、修士課程として大学院社会福祉学研究科に「社会福祉経営専攻（収容定員25人）」が設置されている（収容定員数は平成22年度現在）。

群馬医療福祉大学には、大学・大学院のほかに、「研究所」として、本学の建学の精神の基盤でもある陽明学の研究を行う「陽明学研究所」が設置されており、さらに「医療・福祉・教育研究センター」「ボランティアセンター」「群馬医療福祉大学図書館」等が設置されている。

「研究所」及び「附属機関」は、大学・大学院の教育研究の目的を達成するために連携的支援を行っている。

表 2-1-1 は、教育研究組織についてまとめたものである。

表 2-1-1 教育研究組織の規模・構成（平成22年度）

教育研究組織	大学	社会福祉学部（収容定員：620名） 社会福祉学科／社会福祉専攻・子ども専攻 看護学部（収容定員：320名）看護学科
	大学院	社会福祉学研究科（収容定員25名） 社会福祉経営専攻
	研究所	陽明学研究所 医療・福祉・教育研究センター
	附属機関	ボランティアセンター 群馬医療福祉大学図書館
	併設校	群馬医療福祉大学短期大学部 群馬社会福祉専門学校 群馬医療福祉大学附属リハビリ専門学校 群馬医療福祉大学附属鈴蘭幼稚園

次に、大学の学部・学科ごとの規模・構成について見ていく。

表 2-1-2 は大学・大学院の入学定員・収容定員・在学生数等である。「収容定員」と「在学生数」の関係に注目すると、社会福祉学部社会福祉学科の収容定員充足率は0.91倍で、内訳は社会福祉専攻が0.85倍、子ども専攻が1.02倍となっている。社会福祉専攻の3年次編入学定員の設置は平成20年度からのため、平成20年5月1日現在の実質の収容定員は370人であるが、平成21年度の完成年次には収容定員は420名となる。また、児童福祉専攻は平成18年に入学定員を40人から50人に定員増をしたため、平成20年度の収容定員は190人だが、平成21年度には収容定員が200名となった。

表 2-1-2 大学・大学院における入学定員・収容定員・在籍学生数等（平成22年度）

大学・大学院	学部・研究科	学科・専攻	入学定員	編入学定員	収容定員	在学生数	収容定員充足率
大 学	社会福祉学部	社会福祉学科 (社会福祉専攻)	130 (80)	50 (50)	620 (420)	563 (359)	0.91 (0.85)
		(子ども専攻)	(50)		(200)	(204)	(1.02)
		計	130	50	620	563	0.91
	看護学部	看護学科	80	—	320	96	—
大学院	社会福祉学 研究科	社会福祉経営 専攻	10	—	25	15	0.6
		計	10	—	25	15	0.6

※社会福祉専攻の編入学定員は3年次編入。

看護学部は1学年のみの数。

2-1-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関係性を保っているか。

図2-1-1に大学・大学院における教育組織の基本として、大学の学部・学科・専攻、大学院の専攻科の編成、並びに大学と大学院との連携関係を示した。本学建学の精神である儒教(孔子学)の大本の「仁」、及び「礼」を基盤として群馬医療福祉大学の教育研究体系は成り立っている。社会福祉事業に携わる専門職員は、専門的な知識や技術の研究・習得に偏するのではなく、社会福祉学が人間を対象とした実践科学であることに鑑み、当然に、それにとまなう倫理の研究・体得も不可欠である。このことから、新しい時代の社会福祉の実践を担う指導的人材には、「専門的知識」ならびに「倫理規範」の均衡ある体得が必要であると考え、社会福祉の専門科目だけでなく、哲学・倫理学・道徳といった科目を配置している。

社会福祉学科の中にある「社会福祉専攻」と「子ども専攻」は隣接学問領域として相補関係を持っており、緊密な連携のもとに運営されている。また、社会福祉専攻には社会福祉コースと福祉心理コースが設置されている。大学院は大学の専門領域を基盤として、その上位の教育研究組織となっており、「社会福祉学部」の上に「社会福祉学研究科社会福祉経営専攻」が置かれている。

図2-1-2は、大学・大学院における教育研究上の目的達成のために連携している組織について示した。「群馬医療福祉大学短期大学部」「大学附属鈴蘭幼稚園」「群馬社会福祉専門学校」「大学附属リハビリ専門学校」は同じ法人に属し、常に緊密な連携のもとに運営されている。たとえば、大学から専門学校への講師派遣、幼稚園での特別講義への講師派遣、また、各校の事務長・部課長レベルの定期的運営会議が実施されている。「陽明学研究所」は各種出版物の発行、「医療・福祉・教育研究センター」は地域への相談窓口の設置、「ボランティアセンター」は、福祉・医療施設や地域との連携や機関紙の発行、ボランティアフォーラムの開催など、大きな役割を果たしている。

図2-1-1 大学・大学院における教育組織の基本

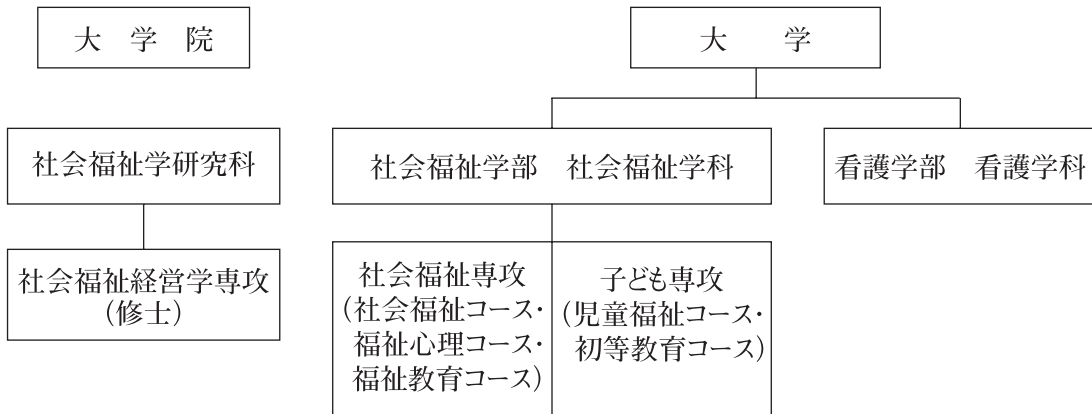
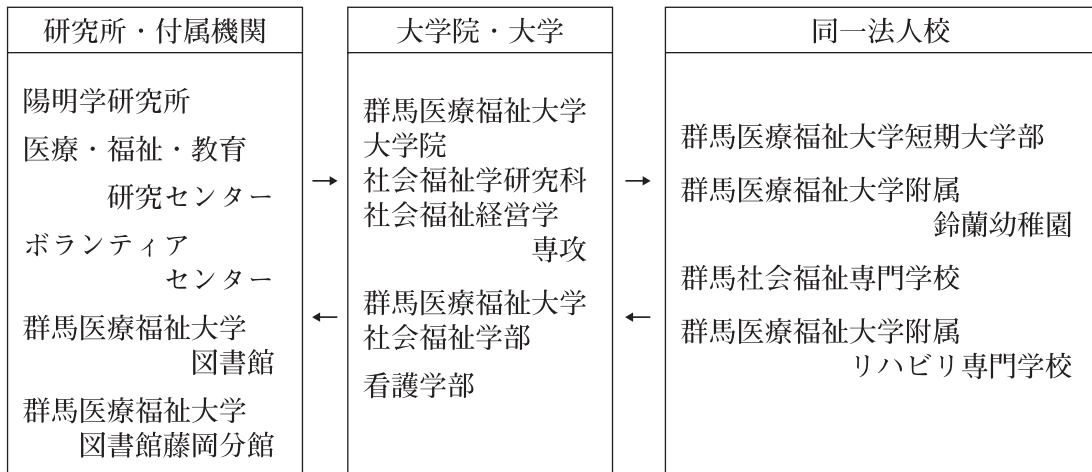


図2-1-2 大学・大学院における教育研究の目的達成のための連携組織



(2) 2-1 の自己評価

大学の研究組織の規模・構成、相互関係は、社会福祉学部社会福祉学科・大学院社会福祉学研究科社会福祉経営学専攻と陽明学研究所・医療・福祉・教育研究センター・ボランティアセンターといったように、その特質を生かした構成、相互関係を持っており、適切なものと考えている。また、短期大学部介護福祉学科の教員や学生との交流は密であり、附属の幼稚園は社会福祉学部社会福祉学科子ども専攻の実習園にもなっており、それぞれ双方にとって教育研究の目標達成のために良い連携がとれていると考えている。今後、さらに学部と大学院の連携を強化し、志のある学部の卒業生が、より多く大学院へと進学するような状況を築くことを検討したい。大学・大学院の組織体制は、全体として統合され、教育研究上の活動を展開する上で好ましい連携体制を作り上げている。

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

社会福祉学部は、平成21(2009)年度から入学生のニーズに対応すべく、専攻コースの編成を改正した。具体的には、「社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻」において

は、「社会福祉コース」と「福祉心理コース」の2コースであったが、さらに「福祉教育コース」を加え、教員免許取得を目指す学生に対して、組織的に教育指導にあたることとした。同時に「社会福祉学部社会福祉学科子ども専攻」においては、いままでコースは設置していなかったが、「児童福祉コース」と「初等教育コース」を設置し、学修目的をより明確化して学生の学びやすい環境作りを目指している。

群馬医療福祉大学は、平成22(2010)年度に「看護学部」を設置し、医療従事者の養成も行うこととなった。「チームケア」「チーム医療」のキーワードのもと、社会福祉学部と看護学部及び短大の介護福祉学科の教育研究上の交流により、学生にとってより充実した学びの環境の整備を目指している。

2-2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

(1) 2-2の事実の説明(現状)

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

本学の教育課程の編成においては、各専攻ともその性格からして実習が大切なものとなるが、その裏付けともなる専門科目について多彩に組み入れ、可能な限り幅広く設定するとともに、教育理念を実現するため、教養教育にも重きを置いている。本学での教養教育は「基礎教養科目」として、「建学の精神」のもと、豊かな人間性と幅広い教養を身に付け、広い視野で物事を判断でき、実践的態度を養い、深い識見を培う人間的完成への教育として位置づけられている。これらの基礎教養科目と専門科目の有機的連携と教育理念の徹底を図るため、そして、教員との人格的交わりも含めて「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」を設けている。

それぞれ、1・2年次が「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、3・4年次が「専門演習Ⅰ・Ⅱ」とし、基礎教養科目として教育課程に組み入れているものである。前者では礼儀挨拶に始まる法令の遵守、人命の尊重、福祉専門従事者に相応しい人間性を磨くこと、後者では更に他の講義、演習及び実習とも合わせて、総合的に福祉を捉え、実践できる力を養うことを目標としている。

更に、学生の自主的な活動により、地域福祉の実態に触れる福祉の現場における「ボランティア活動」を重視し、学内で学べないことを体験させている。さまざまな活動を通して、福祉的課題へと展開し、現場の職員や、教職員、先輩等からの助言により、専門的な課題解決へと発展させる。このことは、また福祉活動の実践を通して、真の「福祉の心(思いやりの心)」を育成することに繋がる。

本学の教養教育(基礎教養科目)は、次のような視点で科目群を配置している。

① 哲学、倫理学を中心に人間形成を図る科目群

「哲学」「倫理学」「道德教育研究」「人間と宗教」「特設科目・論語」「教育原理」等の科目を設置し、教養科目の知識や技術を基礎に、「基礎演習Ⅰ・Ⅱ(1・2年次)」「専門演習Ⅰ・Ⅱ(3・4年次)」そして「ボランティア活動」とも深く連携して、今の時代に不足していると言われる道德倫理的なものの方や考え方を身に付け、人間形成を図る。

② 生活の中で心を豊かにする科目群

「児童文学」「読書指導と文芸」「レクリエーション活動援助法」「生涯学習概論」等の科目を設置し、日常生活におけるさまざまな習慣に触れ、「生きがい」に通じるものを発見できる援助ができるための素養を培う。

③ IT社会に対応した科目群

「情報処理演習」「福祉情報処理」等の科目を設置し、高度情報通信社会において情報を効率的に有効利用することの重要性を学ぶ。このことは福祉サービスの利用においても同様であり、単にパソコン機能の技術を身に付けるのみでなく、福祉サービスの利用を促進し、サービスを向上させ、要援護者の生活支援を行うための有効な方法のひとつとして情報活用能力を身に付けることを目的とする。

④ 国際的視野を培うための科目群

「英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「韓国語Ⅰ・Ⅱ」等の科目を設置し、語学を学ぶことにより広い視野を培う素養を養う。外国書やインターネットによる資料検索、海外研修等においても語学を学ぶことは必要不可欠である。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

本学では、教務カリキュラム委員会が設置され、教育課程に関する事項を協議し、教授会へと提案される仕組みになっている。また、「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」を担当する教員（クラス担任）による横のつながりとしての「学年会議」、それぞれの学年会議の主任による縦のつながりとしての「学年主任会議」において、基礎演習・専門演習における教養教育の内容はもちろんのこと、教育課程についての意見を出し合い、教務カリキュラム委員会へと提案することができる。さまざまな検討事項は、教務カリキュラム委員会の議を経て教授会承認を受け具体化されることとなる。従って、本学における教養教育の運営上の責任機関は教務カリキュラム委員会が担うこととなる。

(2) 2-2の自己評価

本学では、建学の精神の展開とした、五倫五常等の教義を掲げ、教育に臨んできた。今後も建学の精神のもと、下記のような教育目標達成のため、さらに優れた知識、技術、人格を磨いた人材を輩出し、社会に貢献したいと考えている。

- ① 建学精神を軸とした豊かな人間性の育成
- ② 知識に対する意欲、気力を養い、旺盛な探求心、創作の喜び、学問的良心の啓培
- ③ 自己の生活を踏まえ、正しいものの見方、考え方をもとにして課題の解決を積極的に図っていく実践的態度の養成
- ④ 保健・医療・福祉に関する専門的な知識・技能の習得
- ⑤ たくましい実践力を持つ福祉人材の育成

上記のうち、一部の専門的な知識・技能の習得という目標は別としても、その役割は「教養教育」が担っていると言える。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

教養教育の改善については、学生のニーズを把握することが大切だが、そのため、

学生による授業アンケートの他、クラス担任による学年会議での意見を参考にすることも有効であると考え実行している。ただし、ただ開講すれば良いというわけではなく、学生数と科目数の関係、単位数のことなどを考慮し、教務カリキュラム委員会において今後改善策を検討する。

2-3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

(1) 2-3の事実の説明（現状）

2-3-1① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

表2-3-1は、教育研究に関わる学内意思決定機関の規程の概要である。その中心的組織として「教授会」「大学院研究科委員会」がある。「教授会」は学長、教授及び学長が参加を認めた者を構成員とし、教育研究の基本方針等の重要事項を審議を経て、決定する。同じく、各種委員会における委員は全学的な視野から選出され、委員会の目的に沿った検討結果を教授会で報告し、必要な審議を経て決定する。

2-3-1② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

先にも述べたように、本学ではクラス担任制を導入していることから、学習者（学生）の意見がクラス担任（教員）から学年会議を通して教授会に提案され審議される。また、事務局においても学生課、教務課などの窓口において学習者の意見を汲み上げることもあり、課長、部長を通して各委員会で検討される。また、大学院については学生から教員へ直接意見が出されることもあり、大学院研究科委員会などで審議決定される。

また、毎年自己点検評価委員会によって授業評価がなされており、あわせて大学生生活全体に対しても意見が汲み上げられている。

表2-3-1 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織

組織名	規程概要	学則条文
教授会	○構成：学長、教授、学長が認めた者 ○審議事項：教育課程に関する事。入学、退学、休学、復学、転学、留学、除籍及び賞罰等学生の身分に関する事。学生の試験及び学位授与に関する事。教員に関する事。学則その他学内規程に関する事。教育上学長が必要と認めた重要事項に関する事。教育及び研究に関する事。	学則第11条
大学院研究科委員会	○構成：学長、研究科長、教授 ○審議事項：教育課程に関する事。入学、退学、休学、復学、転学、留学、除籍及び賞罰等学生の身分に関する事。学生の研究指導、試験及び学位授与に関する事。教員に関する事。学則その他学内規程に関する事。教育上学長が必要と認めた重要事項に関する事。その他研究科の研究・教育に関する事。	学則第10条

(2) 2-3の自己評価

本学の教育研究に関わる学内意思決定機関の組織は「教授会」が中心となって、関係委員会が組織され、適切に運用されている。「教授会」は学長、教授及び学長が参加を認めた者が構成員となり、大学の使命・目的及び学生の要求に対応している。

学生の要望に対する対応窓口は、クラス担任教員のほか、学生課・教務課がこれを担っている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く状況が激変する中で、今後は、大学の使命・目的を遂行するために、より積極的な組織運営が必要とされている。本学ではこの問題に関して、学長を筆頭とする新たな執行組織を構成し、リーダーシップを発揮することも視野に入れて検討していきたいと考えている。

【基準2の自己評価】

大学の研究組織の規模・構成、相互関係は、学部・大学院と各研究所・附属機関とが、その特質を生かした構成、相互関係を持っており、適切なものと考えている。また、短期大学部や幼稚園との交流も盛んで、双方にとって教育研究の目標達成のために良い連携がとれていると考えている。今後、さらに学部と大学院の連携を強化し、志のある学部の卒業生が、より多く大学院へと進学するような条件整備を図っていく。

教養教育においては、本学の建学の精神「仁」を基軸として、「法令の遵守、人権の尊重、生命の尊厳」を掲げ、教育に臨んできた。今後も建学の精神のもと、教育目標達成のため、さらに優れた知識、技術、そして公愛の心を有した人材を輩出し、社会に貢献したいと考えている。その重要な役割を担うのが「教養教育」と考えている。

本学の教育研究に関わる学内意思決定機関の組織は「教授会」である。そのため「教授会」が中心となって、関係委員会が組織され、適切に運用されている。「教授会」は学長、教授及び学長が参加を認めた者が構成員となり、大学の使命・目的及び学生の要求に対応している。

【基準2の改善・向上方策（将来計画）】

社会福祉学部は、平成21(2009)年度から入学生のニーズに対応すべく、専攻コースの編成を改正した。社会福祉専攻に3コース、子ども専攻に2コースを設定し、学修目的をより明確化して学生の学びやすい環境作りを目指している。

平成22(2010)年度には「看護学部」を設置し、2学部の体制となった。社会福祉学部と看護学部及び短大の介護福祉学科の教育研究上の交流により、学生にとってより充実した学びの環境の整備を計画している。

教養教育の改善については、学生のニーズの把握に努め、学生数と科目数の関係、単位数の上限等を考慮しながら、今後改善策の検討が必要となっている。

大学を取り巻く状況が激変する中で、今後は、大学の使命・目的を遂行するために、より積極的な組織運営が必要とされている。本学ではこの問題に関して、学長を筆頭とする新たな執行組織を構成し、リーダーシップを発揮することも視野に入れて検討していきたいと考えている。

基準 3. 教育課程（教育目的、教育内容、学習量、教育評価等）

3-1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

(1) 3-1 の事実の説明（現状）

3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。

《大学・学部》

大学の教育目的は「群馬医療福祉大学学則」に明記されている。また、本学は社会福祉学部と看護学部の2学部制をとる大学であり（平成22<2010>年4月現在）、建学の精神と本学の教育理念の基に大学の教育目標が定められており、それに基づいて大学の教育目標が設定されている。

1) 大学の教育目標

「本学は、教育基本法、学校教育法第52条、建学の精神及び教育理念に従い、保健・医療・福祉を学術的に教授・研究し、高度な専門知識・技術と豊かな人間性を併せ備えた有能にして社会的に有為な人材を育成し、医療福祉の発展に寄与することを目的とする。」（「群馬医療福祉大学学則」第1章第1条）

2) 社会福祉学部社会福祉学科の教育目標

社会福祉学部社会福祉学科では、建学の精神と教育理念の下に社会福祉に貢献すべく、建学の精神として、「仁」に基づく「人格の修養」を掲げ、以下の教育研究上の目標を掲げている。

「少子高齢社会で、ますます充実が望まれる社会福祉・保育・教育の分野において、広い見識と視野を持つ、技術的にも人間的にも優れた、より質の高い人材を輩出することを目的とする。」（群馬医療福祉大学学則第1章第6条第2項の第1号）

社会福祉学科では、近年の社会福祉問題が非常に複雑化、高度化し、問題の解決も困難になってきている状況に対応して、社会福祉の分野で広い見識と視野を持つ、より優れた、指導的立場に立てる人材育成を行っている。障害児・者、高齢者に対する福祉に目を向けるだけでなく、今後の社会福祉分野で研究が進められていくであろう「教育」に関する問題、また、「児童虐待」や「障害者の地域自立生活支援」等の問題にも取り組める人材の育成も行っている。本学では、選択コースにより各種心理学や乳・幼児、児童についての知識も深め、社会福祉全般にわたって広く知識を得ることができる。

社会福祉学科社会福祉専攻では、ソーシャルワーカーの国家資格である社会福祉士と精神保健福祉士の資格を取得させることを目標とした教育課程を編成しているほか、専攻およびコースにより、各種福祉関係および教育関係の資格の取得も可能となる。

社会福祉学科子ども専攻では、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭の国家資格取得を目標とした教育課程を編成している。また、専攻およびコースにより、国家資格である社会福祉士をはじめ、各種福祉関係および教育関係の資格取得も可能となる。

建学の精神・基本理念に基づいて設定した専攻コースごとの目標及び教育課程の編成趣旨は「学生便覧」（平成22年度版 5頁～6頁）に記載してあるが、以下のとおりである。

a) 社会福祉専攻社会福祉コース

社会福祉コースは、めまぐるしく変化する多種多様な福祉ニーズに対応するため、社会福祉各分野におけるリーダーの養成を目指し、社会福祉士および精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を基本としている。

同コースでは、社会福祉の知識を総合的に身に付けることを目的としているが、心理学・レクリエーション関係の科目も取り入れ、各自の個性に合わせた幅広い学習を可能としている。さらに、人間理解のための教養と専門知識を身に付け、福祉領域の問題解決能力を高め、社会福祉の研究・応用能力を育むための教育課程が整備されている。

b) 社会福祉専攻福祉心理コース

福祉心理コースは、少子高齢化が進行する現代社会の歪みから生じる様々な問題や発達の上において生じる不適応行動、または高齢者問題などの社会問題に対応するために、社会福祉士および精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を基本とし、社会福祉についての最新の知識を幅広く習得し、種々の問題を抱える人々に対する心理的な対応を適切かつ具体的に行える専門家を養成することを目指している。また、社団法人日本心理学会認定の認定心理士の資格が取得可能な教育課程が整備されている。

c) 社会福祉専攻福祉教育コース

福祉教育コースは、平成21（2009）年度4月より開設されたコースであり、単なる担当教科の教員養成ということではなくソーシャルワークの技能を兼ね備えた「あたたかい人間関係」を育む教員、「福祉」のこころを「教育」に活かす教員の養成を目指している。また、社会福祉士国家試験受験資格、高等学校教諭一種（公民・福祉）、中学校教諭一種（社会）にとどまらず特別支援教諭一種免許状の取得が可能であり、障害児教育の分野でも専門性を発揮できるような教育課程が整備されている。

d) 子ども専攻児童福祉コース

児童福祉コースでは、保育士および幼稚園教諭1種免許の取得を基本とし、社会福祉への幅広い視野と専門知識を身に付け、豊かな人間性を養い、資質の高い児童福祉に関する専門家の育成を目指している。さらに社会福祉士国家試験受験資格を取得することも可能であり、子ども虐待やいじめ、不登校等の問題にも対応できる知識や技術を有し、地域子育て支援の役割を担う人材の育成を目指した教育課程が整備されている。

e) 子ども専攻初等教育コース

初等教育コースでは、保育士、幼稚園教諭1種、小学校教諭1種免許の取得を基本とし、乳幼児期から小学校に至るまでの子どもに対する保育・教育のスペシャリストを養成することを目標とし、教育現場で柔軟に対応できるような教育力のある、総合的に現場に対応できるような力を持った人材の育成を目指している。さらに、福祉学や心理学を学ぶことにより、健全な人間関係を育む能力を養うことも目指している。

3) 看護学部看護学科の教育目標

看護学部看護学科では、建学の精神と教育理念の下に医療福祉に貢献すべく、建学の精神として、「仁」に基づく「人格の修養」を掲げ、以下の教育研究上の目標を掲げている。

「少子高齢社会で、ますます充実が望まれる看護の分野において、優れた学識と技術と論理的判断力を身に付け、健康と福祉と地域に主体的に貢献できる、人間性豊かな看護

専門職者の育成を目的とする。」(群馬医療福祉大学学則第1章第6条第2項の第2号)

《大学院》

大学院は社会福祉学研究科社会福祉経営専攻を平成19(2007)年に設置した。

その教育目的は、福祉利用者の意思を踏まえた質の高いサービスの開発と提供がますます必要な時代を迎え、利用者の自己決定を尊重し、社会生活全体を視野に入れた福祉的支援を行い、利用者の満足度を最大限に高めるための経営的な視野に基づく知識と技術を身に付けた、高度の専門的職業人を育成するものである。

3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

《社会福祉学部》

社会福祉学部社会福祉学科

社会福祉学部社会福祉学科は、前項の教育目的を達成し、人の心を思いやる実践的な学びを通して人間力を養うために以下の4つの特色をもって教育課程を設定している。

①少人数教育

学生一人一人に対してきめ細かな教育・指導を行い、学生の希望の実現に向けて教職員が全面的なバックアップを行っている。各専攻コース、各学年にクラスを設定し、担当教員を配置し学生指導を行っている。また、クラス単位で1・2年次には基礎演習Ⅰ・Ⅱ、3・4年次には専門演習Ⅰ・Ⅱという演習を開講し、きめの細かい指導を行っている。

②清掃活動

人間が人間らしく生活することを考えるとともに「積極性」や「協調性」を養うために、清掃活動を教育の一環として行っている。毎日の美化活動を通じて、コミュニケーション能力を養い、他の学生・教職員と連携し、業務を遂行するための協調性・積極性・リーダーシップ能力を高めていく。本学では学生・教職員分け隔てなく利用者という立場で美化活動を行っている。

③挨拶の励行・礼儀を重んじる

挨拶や礼儀はコミュニケーションの第一歩であり、対人援助が中心である福祉の業務は相手を、尊厳をもった人間として愛情と信頼をもち相対することが求められる。挨拶とは、その人の心が相手に伝わる最初の行為として重要なものと位置づけている。本学では毎日の生活の中で挨拶・礼儀作法に力を入れた教育に取り組んでいる。

④ボランティア活動の必修

本学では1・2年生を対象に人間性の涵養と学習の一環として「ボランティア活動Ⅰ・Ⅱ」を卒業単位に組み込んだ必修科目として位置づけている。また3・4年時には「ボランティア活動Ⅲ・Ⅳ」が選択科目として設定されており、継続的な人間性の涵養と学習が行えるように教育課程を配慮している。

上記の教育方針が教育課程に取り組み、適切に教育課程の編成方針が設定されている。各専攻コースの課程別の教育課程の編成方針は以下のとおりである。

1) 社会福祉専攻社会福祉コース

社会福祉コースでは、主に社会福祉の関係科目が基礎から専門へと、学びを蓄積できるように設定されている。社会福祉コースでは卒業単位の修得とともに社会福祉士国家試験受験資格が得られる教育課程が配置され、精神保健福祉士国家試験受験資格も本学において所定の科目を履修することによって得られるよう教育課程も設定している。

2) 社会福祉専攻福祉心理コース

福祉心理コースでは、社団法人日本心理学会認定の認定心理士資格が卒業単位を修得とともに得られるような教育課程が配置されている。さらに、社会福祉士、精神保健福祉士国家試験受験資格を得るための関係科目が基礎から専門へと学びを蓄積できるように設定されている。

3) 社会福祉専攻福祉教育コース

福祉教育コースでは、社会福祉士国家試験受験資格を得るための関係科目を基本として、福祉教育にかかわる科目が基礎から専門へと学びを蓄積できるように設定されている。福祉教育コースでは中学校教諭1種免許状(社会)・高等学校教諭1種免許状(公民・福祉)、特別支援学校教諭1種免許状の取得が可能である。

4) 子ども専攻児童福祉コース

児童福祉コースでは、保育士資格が卒業単位修得とともに得られるように教育課程が配置されている。さらに、幼稚園教諭1種免許状および社会福祉士国家試験受験資格が、本学において所定の科目を履修することによって得られる教育課程が設定されている。

5) 子ども専攻初等教育コース

初等教育コースでは、保育士資格が卒業単位修得とともに得られるように教育課程が配置されている。さらに、幼稚園教諭1種免許状および小学校教諭1種免許状が、本学において所定の科目を履修することによって得られるような教育課程が設定されている。

《看護学部》

看護学部看護学科は、前項の教育目標を達成し、人として生きていく素養を身につけ、看護専門職者に成長していく教育を行うために以下の特色をもって教育課程を設置している。

- ① 建学の精神「仁」「四徳」をカリキュラムやボランティア活動に活かした看護の高度実践者教育。
- ② 看護を必要とする人々の不安や痛みがわかり、寄り添えるために、「理性的関心」、「技術的関心」、「そして何よりも深くあたたかいこころのこもった関心」のもてる看護師・保健師・養護教諭の育成。
- ③ 看護と福祉学を学び、福祉がよくわかり、福祉に強い福祉連携型看護専門教育者の育成。
- ④ 看護を必要とする人びとの複雑で多様な健康問題解決のための強力な理論的根拠、いくつかの看護実践モデルの教育。

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

《社会福祉学部学部》

社会福祉学部社会福祉学科

1) 社会福祉専攻社会福祉コース

社会福祉コースでは社会福祉の分野で、社会福祉全般に対する広い見識と視野を持つ、より優れた、指導的立場に立てる人材育成を行うために、実践場面で実際に使える技術として身に付けることを目的としている。社会福祉士や精神保健福祉士の資格を取得したソーシャルワーカーの育成を目指すため、提供科目を講義科目、演習科目、実習科目として整理し、専門的な知識を教授している。

平成21(2009)年度よりは社会福祉士国家試験試験科目の変更により、新教育課程に対応した「人体の構造と機能及び疾病」「相談援助の基盤と専門職」「地域福祉の理論と方法」「権利擁護と成年後見制度」などの教科を配置している。

2) 社会福祉専攻福祉心理コース

福祉心理コースでは、社会福祉士国家試験受験資格の取得を基礎とし、認定心理士・心理判定員資格を取得することで「心の福祉」に重きを置いた相談援助技術の習得を目標としている。社会福祉士国家試験受験資格取得のための科目に加え、人間心理の基本的な理解を促すために心理学の各領域にわたる科目を配置している。「学習心理学」「認知心理学」「発達心理学」「心理学研究法」など基礎心理学領域から、「臨床心理学」「教育心理学」などの応用心理学領域にわたるまで幅広い教育課程を配置している。

3) 社会福祉専攻福祉教育コース

福祉教育コースでは、社会福祉士国家試験受験資格の取得を基礎とし、様々な教育現場に対応できるスクールソーシャルワーカースキルを持った教員を育成することを目標としている。社会福祉士国家試験受験資格取得のための科目に加え、中学校教諭1種免許状(社会)および高等学校教諭1種免許状(公民・福祉)、特別支援学校教諭1種免許状の取得を前提とした科目を配置している。「教育方法論」「生徒指導論」「教育相談論」など一般教職科目に加えて「障害児教育総論」「知的障害児教育」「LD等教育総論」などの教育課程を配置している。

4) 子ども専攻児童福祉コース

児童福祉コースでは、保育士資格・幼稚園教諭1種免許状の取得を基礎とし、社会福祉士国家試験受験資格の取得も可能とし、様々な問題に対して相談援助のできる児童福祉の専門家の養成を目標としている。そのため、保育士資格・幼稚園教諭1種免許状取得のための教育課程配置に加え、「障害者福祉論」「人権教育論」「地域子育て支援論」など独自の教育課程を配置している。

5) 子ども専攻初等教育コース

初等教育コースでは、幼稚園教諭1種免許状の取得を基礎とし、小学校教諭1種免許状・保育士資格の取得を可能とし、乳幼児期から小学校に至るまでの児童に対する保育・教育の専門家の養成を目標としている。幼稚園教諭1種免許状取得のための教育課程配置に加え、小学校教諭1種免許状取得に必要な科目を配置し、さらに「社会福祉行政論」「人権教育論」「情報メディアの活用」など独自の教育課程を配置している。

《看護学部》

看護学部看護学科では、看護学部の目的や特色が授業科目に反映した教育課程を配置している。看護学を学ぶ基礎としての一般教養領域(人文社会科学系、教育学系、外国

語、スポーツ科学)や看護関連領域(医学自然科学系、保健医療福祉科学系)を学習し、さらに基礎看護学と実践応用看護学(地域看護学、精神看護学、母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学)を学修することで、看護の理論、方法、技術を総合的に身に付けることができるように設定されている。また、看護研究として「看護研究概論」や「看護研究セミナー」も用意されている。これらの教育課程によって、人間性豊かな福祉に強い看護師・保健師・養護教諭の育成を目指している。

《大学院》

大学院社会福祉学研究科は、高度の専門的職業人の養成であるので、教育課程に特徴を持たせた。まず、講義科目は開設されているものを学年にかかわらず履修できるよう配慮している。また、職業人に対する高度の専門的学習科目を準備した。「経営特論」という名称のついた関連科目が社会福祉経営特論、福祉事業経営特論、福祉施設経営特論、地域福祉経営特論である。これらの科目は本大学院の特長でもある。

(2) 3-1の自己評価

《社会福祉学部》

社会福祉学部社会福祉学科

社会福祉学科では、社会福祉の問題や制度の大きな変化に応じて、これらの変化をそれぞれの科目の講義の中に取り入れ、学生に常に最新の知識を伝えと共に、本学の特色でもある人の心を思いやる実践的な学びを通して人間力を養うために、「少人数教育」「環境美化(清掃活動)」「挨拶・礼儀」「ボランティア活動」と4つの特色ある教育を行ってきた。その結果、学生も社会の期待に応え、平成21(2009)年度の卒業生で言えば全体就職率は99.3%で、さらに全体の約91.4%が福祉・教育・医療系分野の専門職として就職し、第一線で働いており、本学科の教育課程が有意に機能を果たしている。

1) 社会福祉専攻(社会福祉コース・福祉心理コース)

社会福祉専攻(福祉教育コースは平成21年度開設のため除く)では社会福祉士国家試験受験資格の取得を目標としているが、本学の平成21(2009)年度の世界福祉士国家試験現役合格率は26.9%と全国平均に近い水準を保持し合格率は上昇傾向にある。精神保健福祉士国家試験も90.9%と高い現役合格率を誇っている。これは社会福祉専攻の教育課程が有効に機能したことを示している。多様な資格取得を可能とした教育課程によって、群馬県および隣接近県を中心に就職率も高く、地域に貢献できる大学として評価される。

2) 子ども専攻(児童福祉コース・福祉教育コース)

子ども専攻では保育士資格および幼稚園教諭1種免許状取得を目標とした教育課程が配置されている。保育園・幼稚園・小学校・障害児者施設への就職が中心であり、100%(平成21<2009>年度)の就職実績を誇り、そのうち27%が保育園・保育所へ、34%が幼稚園および教職へ、そして30%が児童福祉施設および知的障害者施設への就職を決めている。全体の91%が児童福祉および初等教育にかかわる進路を選択していることは本専攻の教育課程が有意に機能を果たしていることを示している。社会福祉専攻と同様に、本専攻においても地域に貢献できる大学として評価されることができると考えることができる。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

《社会福祉学部》

社会福祉学科社会福祉専攻では、平成21年度から社会福祉士の指定科目の変更に対応した教育課程の整備を行った。その教育課程に基づいて、これまで以上に専門的な知識、技術を身に付けたソーシャルワーカーを育成することを計画している。また、福祉教育コースの設置によって特別支援教育への多面的なアプローチを可能にする福祉教育の担い手を育成することを計画している。

いずれの専攻においても、地域に貢献できる専門職の養成が本学の目標であり、この目標を達成するにおいても、教員研修会等において検討を行い、より高い教育力を教員自身が持つことが求められる。さらに、特色ある教育方法の取組についてもFD活動を通して研鑽し合い、教育研究活動の活性化に結び付けていく。

また、社会福祉学科児童福祉専攻は平成22年度から社会福祉学科子ども専攻に名称を変更し、乳幼児から児童に至るまで一貫した福祉・教育が行えるように教育課程の整備を行った。さらに、平成22(2010)年度4月より看護学部が開設されたことにより、社会福祉学部と相互に連携をとって地域に貢献できる専門職の養成を計画している。

3-2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

(1) 3-2の事実の説明（現状）

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

《社会福祉学部》

1) 平成21(2009)年度以降入学者の教育課程

平成21(2009)年度以降の入学者に対しては、授業科目が「基礎教養科目」「専門科目」に分けられ、順序立てて履修できるように、科目レベルの設定または年次配当がなされ、体系的に学習ができるように配慮している。また、各専攻各コースに必要とされる各種資格科目を卒業要件に組み込み、効果的な学習が年次を追って進めることができる。

a. 「基礎教養科目」

「基礎教養科目」は4年間を通じて人間形成の基礎を身に付けるため、「総合教養」「語学」「健康・体育」「情報」「基礎・専門演習」の5区分にわたる教科を学び、総合力を養う。上級学年にいくほど少なくなるように配置している。

b. 「専門科目」

社会福祉学科社会福祉専攻、社会福祉学科子ども専攻ごとに、専門性を養うための分野を学ぶと同時に、実技を含め進路に沿った科目を履修し、専門知識と技術をより高める。1年次より開講され特に3～4年次に多く履修できるように配置している。

各授業にはシラバスが準備され、学生はシラバスを参考にして履修登録を行っている。シラバスは、共通の形式で記入され事前に必ず教務カリキュラム委員会によってチェックされる仕組みとなっている。また、将来のWeb公開に備えて準備を行っている。

2) 平成20(2008)年度以前入学者の教育課程

平成20(2008)年度以前の入学者に対しては、授業科目は「基礎教養科目」「共通専門

科目」「専門科目」「資格関係科目」に分けられ、順序立てて履修できるように、科目レベルの設定または年次配当がなされ、学生が体系的に学習できるように配慮している。

a. 「基礎教養科目」

「基礎教養科目」は4年間を通じて人間形成の基礎を身に付けるため、「総合教養」「語学」「健康・体育」「情報」「基礎・専門演習」の5区分にわたる教科を学び、総合力を養う。上級学年にいくほど少なくなるように配置している。

b. 「共通専門科目」

「共通専門科目」は社会福祉士を志す者の基礎科目的な性質を持ち、1年次で身に付けた基礎的な知識を土台に、専門分野を修得する上で基礎となる内容を学ばせる。主に2～3年次で開講。また、本学の特色を示す科目もここに配置されている。

c. 「専門科目」

社会福祉学科社会福祉専攻、社会福祉学科子ども専攻ごとに、専門性を養うための分野を学ぶと同時に、実技を含め進路に沿った科目を履修し、専門知識と技術をより高める。1年次から開講され特に3～4年次に多く履修できるように配置している。

d. 「資格関係科目」

教育職員免許状取得に必要な授業科目が設定され4年間に配当されている。資格取得のための実習は原則として3年次に実施し、実習計画に基づいて指導が行われている。

各授業科目については、大学設置基準「第6章、教育課程」第20条（教育課程の編成方法）に定められているとおり、必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成している。

a. 「基礎教養科目」「共通専門科目」「専門科目」は、これを必修科目及び選択科目に区分する。

b. 「資格関連科目」はすべて選択科目とする。また、卒業単位に含まれない「資格関連科目」はすべて自由科目とする。

《看護学部》

看護学部看護学科では、建学の精神に基づき、健康と福祉と地域に主体的に貢献できる人間性豊かな看護師・保健師・養護教諭の育成を目的としている。看護学科の目的を達成し、その特色を実現するために、一般教養領域・看護学関連領域・看護学領域という3区分により教育課程が、体系的に配置されている。また、「<仁>四徳と看護セミナー」「ボランティア活動と自己省察」「看護と福祉の連携」などの独自の科目が設けられ、人間力を身に付けた福祉に強い看護専門職の育成を目指している。

《大学院》

社会福祉学研究所は、自治体や社会福祉協議会などの当該地域での社会福祉経営と併せて、各種福祉事業体の起業化およびその効率的運営に関する研究・教育を行うことを目的として教育課程を編成している。社会福祉経営に関する基本的、実践的な研究を行うことができる履修体系を取り、幅広く、自治体・社会福祉施設等の福祉分野において指導的立場に立ち、リーダーとなる人材育成・リカレント教育を目指す教育

課程編成となっている。したがって、自治体（福祉行政）の人材養成を想定した科目、社会福祉施設の人材養成を想定した科目、そしてその両方を想定した科目の教育課程設定となっている。教育課程の科目区分では、「共通基礎分野」「福祉事業経営分野」「地域福祉経営分野」「福祉援助技術専門分野」を設けた。「共通基礎分野」は社会福祉の各領域を網羅し、「福祉倫理特論」、「社会福祉原理特論」、「社会福祉経営特論」などを開設している。「福祉事業経営分野」は「福祉事業経営特論」と「福祉施設経営特論」を開設している。「地域福祉経営分野」は地域社会のあらゆる資源を統合し、地域社会での自立に向けた効果的・効率的な支援の理論と手法を研究し、地域福祉経営特論、社会福祉行政財政特論などを開設している。「福祉援助技術専門分野」は社会福祉学の探求と高度の職業人の養成課題として必要な実践方法を研究し、「ソーシャルワーク特論Ⅰ、Ⅱ」、「ケアマネジメント特論」などを開設している。

3-2-1② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

〈社会福祉学部〉

平成21(2009)年度以降入学者

1) 「基礎教養科目」

学部に共通の「基礎教養科目」については、表3-2-1のとおりで、基礎的な知識技能や教養、福祉に関する基礎的な知識技能が修得できるように設定されている。平成21年度に社会福祉士の教育課程改正に対応すべく改定された。これを基本として各専攻の各教育目的に対応した科目や資格・免許に関連した科目が設置されている。

a. 基礎・専門演習

本学の教養教育を推進する要であり、建学の精神の具現化を目指すため一般共通教育の中でも最も重要な部門と位置づけ、1学次には「基礎演習Ⅰ」、2年次には「基礎演習Ⅱ」、3年次には「専門演習Ⅰ」、4年次には「専門演習Ⅱ」を必修科目としている。また「特設科目・論語」「ボランティア活動Ⅰ」「ボランティア活動Ⅱ」を必修科目としている。

b. 総合教養

基礎教養を学ぶため、「哲学」「倫理学」「心理学理論と心理的支援」「社会理論と社会システム」「道徳教育研究」を必修としている。その他、14科目を選択科目として設置した。

表3-2-1 基礎教養科目一覧（学部共通科目）

授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
		必修	選択	
基礎教養科目				
哲学	1	2		
倫理学	2	2		
心理学理論と心理的支援	1	2	(2)	福祉教育は選択
社会理論と社会システム	1	(2)	2	社会福祉は必修
日本国憲法	2	(2)	2	福祉教育・初等教育は必修
道徳教育研究	1	2		
経済学	2		2	
政治学Ⅰ	4		2	
政治学Ⅱ	4		2	

人間と宗教	4		2	
生涯学習概論	4		2	
児童文学	3		2	
読書指導と文芸	3		2	
マスメディア論	4		2	
教育原理	1	(2)	2	福祉教育・初等教育は必修
日本史Ⅰ	2		2	
日本史Ⅱ	2		2	
世界史	2		2	
地理学	2		2	
健康論	1	2		
体育及びレクリエーション技術	1	2		
レクリエーション活動援助法	3		2	
情報処理演習	1	2		
福祉情報処理	3		2	
英語Ⅰ	1	2		
英語Ⅱ	1	2		
英語Ⅲ	2		2	
英語Ⅳ	2		2	
韓国語Ⅰ	2		2	
韓国語Ⅱ	2		2	
特設科目・論語	4	2		
基礎演習Ⅰ	1	2		
基礎演習Ⅱ	2	2		
専門演習Ⅰ	3	2		
専門演習Ⅱ	4	2		
ボランティア活動Ⅰ	1	1		
ボランティア活動Ⅱ	2	1		
ボランティア活動Ⅲ	3		2	
ボランティア活動Ⅳ	4		2	

c. 語学

「語学」の柱となる英語の必修科目は、表3-2-1のとおり「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」で、選択科目は、「英語Ⅲ」「英語Ⅳ」「韓国語Ⅰ」「韓国語Ⅱ」となっている。

d. 健康・体育

「健康・体育」には、「健康論」および「体育及びレクリエーション実技」の2科目が必修科目として設定されている。また、「レクリエーション活動援助法」を選択科目として設置した。

e. 情報

「情報」には「情報処理演習」と「福祉情報処理」の2科目が設置されている。いずれの科目も授業は演習・実習形式で行われている。

2) 「専門科目」

a. 社会福祉専攻社会福祉コース

社会福祉コースの「専門科目」は表3-2-2の通りで、専門教育内容に応じた、社会福祉系及び心理系の各科目が設定されており、専攻間で共通の科目については合同の授業が行われている。

社会福祉コースでは「福祉心理学」「社会福祉史」「社会福祉行政論」「社会福祉施設経営論」「福祉事務所運営論」など28科目を必修とし、その他選択科目として社会福祉系・心理学系科目を中心に「人間関係論」「住環境福祉論」「社会福祉法制史」「介護技術Ⅰ」「介護技術Ⅱ」など38科目を設定している。

表3-2-2 専門科目一覧（社会福祉専攻社会福祉コース）

授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
		必修	選択	
専門科目				
人体の構造と機能及び疾病	1	2		
保健医療サービス	1	2		
現代社会と福祉	2	4		
高齢者に対する支援と介護保険制度	1	4		
障害者に対する支援と障害者自立支援法	2	2		
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	2	4		
相談援助の理論と方法Ⅰ	2	4		
相談援助の理論と方法Ⅱ	3	4		
相談援助演習Ⅰ	1	1		
相談援助演習Ⅱ	2	2		
相談援助演習Ⅲ	3	2		
相談援助実習指導Ⅰ	2	1		
相談援助実習指導Ⅱ	3	2		
相談援助実習	3	4		
低所得者に対する支援と生活保護制度	3	2		
地域福祉の理論と方法	3	2		
社会保障	2	4		
権利擁護と成年後見制度	1	2		
更生保護制度	1	1		
社会調査の基礎	2	2		
相談援助の基盤と専門職	1	4		
福祉行財政と福祉計画	1	2		
福祉サービスの組織と経営	3	2		
就労支援サービス	4	1		
福祉心理学	1	2		
社会福祉史	1	2		
社会福祉施設経営論	3	4		
福祉事務所運営論	4	2		
精神医学	3		4	
精神保健学	3		4	
精神科リハビリテーション論	2		2	
精神保健福祉論	4		6	
精神保健福祉援助技術総論	2		4	
精神保健福祉援助技術各論	3		4	
精神保健福祉援助演習Ⅰ	3		2	
精神保健福祉援助演習Ⅱ	4		2	
精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	3		1	
精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	4		2	
精神保健福祉援助実習	4		4	
アクティビティ・サービス論	2		2	
アクティビティ・サービス援助論	2		2	
アクティビティ・サービス援助技術	4		2	
心理学研究法	1		2	
学習心理学	1		2	
発達心理学a	1		4	
発達心理学b	2		2	
心理統計学	2		4	
老人心理学	2		2	
障害児(者)心理学	2		2	
教育心理学	1		2	
認知心理学	3		2	
社会心理学	3		2	
臨床心理学	3		2	
カウンセリング	4		2	
青年心理学	2		2	
公衆衛生学	2		2	
心理療法	3		2	
人間関係論	2		2	
国際福祉論	4		2	

人格心理学	4		2	
住環境福祉論	4		2	
社会福祉法制	3		2	
相談心理学	4		2	
介護技術Ⅰ	2		2	
介護技術Ⅱ	3		2	
卒業研究	3) 6	
卒業研究	4			

b. 社会福祉専攻福祉心理コース

福祉心理コースの「専門科目」は表3-2-3のとおりで、専門教育内容に応じた、社会福祉系及び心理系の各科目が設定されており、専攻間で共通の科目については合同の授業が行われている。

福祉心理コースでは「福祉心理学」「心理学研究法」「心理統計学」「認知心理学」「臨床心理学」など心理系科目25科目を必修とし、その他選択科目として社会福祉系・心理学系科目を中心に「青年心理学」「人格心理学」「発達心理学特講」「臨床心理学特講」「精神保健福祉論」など43科目を設定している。

表3-2-3 専門科目一覧（社会福祉専攻福祉心理コース）

授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
		必修	選択	
専門科目				
人体の構造と機能及び疾病	1	2		
保健医療サービス	1	2		
現代社会と福祉	2	4		
高齢者に対する支援と介護保険制度	1	4		
障害者に対する支援と障害者自立支援法	2	2		
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	2	4		
相談援助の理論と方法Ⅰ	2	4		
相談援助の理論と方法Ⅱ	3	4		
相談援助の基盤と専門職	1	4		
福祉心理学	1	2		
心理学研究法	1	2		
学習心理学	1	2		
発達心理学 a	1	4		
心理統計学	1	4		
教育心理学	2	2		
心理学実験実習Ⅰ	1	2		
心理学実験実習Ⅱ	2	2		
心理学実験実習Ⅲ	3	2		
認知心理学	3	2		
社会心理学	3	2		
臨床心理学	3	2		
カウンセリング	4	2		
人間関係論	2	2		
老人心理学	2	2		
障害児(者)心理学	2	2		
青年心理学	2		2	
心理療法	3		2	
人格心理学	4		2	
相談心理学	4		2	
発達心理学 b	2		2	
発達心理学特講	4		2	
臨床心理学特講	4		2	
相談援助演習Ⅰ	1		1	
相談援助演習Ⅱ	2		2	
相談援助演習Ⅲ	3		2	
相談援助実習指導Ⅰ	2		1	

相談援助実習指導Ⅱ	3		2	
相談援助実習	3		4	
低所得者に対する支援と生活保護制度	3		2	
地域福祉の理論と方法	3		2	
社会保障	2		4	
権利擁護と成年後見制度	4		2	
更生保護制度	4		1	
社会調査の基礎	2		2	
福祉行財政と福祉計画	1		2	
福祉サービスの組織と経営	3		2	
就労支援サービス	4		1	
社会福祉史	1		2	
社会福祉施設経営論	3		4	
福祉事務所運営論	4		2	
公衆衛生学	2		2	
国際福祉論	4		2	
住環境福祉論	4		2	
社会福祉法制	3		2	
介護技術Ⅰ	2		2	
介護技術Ⅱ	3		2	
精神医学	3		4	
精神保健学	4		2	
精神科リハビリテーション論	4		4	
精神保健福祉論	2		6	
精神保健福祉援助技術総論	2		4	
精神保健福祉援助技術各論	3		4	
精神保健福祉援助演習Ⅰ	3		2	
精神保健福祉援助演習Ⅱ	4		2	
精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	3		1	
精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	4		2	
精神保健福祉援助実習	4		6	
卒業研究	3			
卒業研究	4) 6	

c. 社会福祉専攻福祉教育コース

福祉教育コースの「専門科目」は表3-2-4のとおりで、専門教育内容に応じた、社会福祉系及び心理系の各科目が設定されており、専攻間で共通の科目については合同の授業が行われている。

福祉教育コースでは「福祉心理学」「教職概論」「特別活動研究」「教育方法論」「生徒指導論」など17科目を必修とし、その他選択科目として社会福祉系・心理学系科目を中心に「人間関係論」「住環境福祉論」「社会福祉法制史」「介護技術Ⅰ」「介護技術Ⅱ」など72科目を設定している。

表3-2-4 専門科目一覧（社会福祉専攻福祉教育コース）

授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
		必修	選択	
専門科目				
人体の構造と機能及び疾病	1	2		
保健医療サービス	1	2		
現代社会と福祉	2	4		
高齢者に対する支援と介護保険制度	1	4		
障害者に対する支援と障害者自立支援法	2	2		
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	2	4		
相談援助の理論と方法Ⅰ	2	4		
相談援助の理論と方法Ⅱ	3	4		
相談援助の基盤と専門職	1	4		
福祉心理学	1	2		
教育心理学	2	2		

教職概論	2	2		
教育社会学	2	2		
特別活動研究	3	2		
教育方法論	2	2		
生徒指導論	3	2		
教育相談論	3	2		
心理学研究法	1		2	
学習心理学	1		2	
発達心理学 a	1		4	
心理統計学	2		4	
認知心理学	3		2	
社会心理学	3		2	
臨床心理学	3		2	
カウンセリング	4		2	
人間関係論	2		2	
老人心理学	2		2	
障害児(者)心理学	2		2	
青年心理学	2		2	
心理療法	3		2	
人格心理学	4		2	
相談心理学	4		2	
発達心理学 b	2		2	
発達心理学特講	4		2	
臨床心理学特講	4		2	
相談援助演習 I	1		1	
相談援助演習 II	2		2	
相談援助演習 III	3		2	
相談援助実習指導 I	2		1	
相談援助実習指導 II	3		2	
相談援助実習	3		4	
低所得者に対する支援と生活保護制度	3		2	
地域福祉の理論と方法	3		2	
社会保障	2		4	
権利擁護と成年後見制度	4		2	
更生保護制度	4		1	
社会調査の基礎	2		2	
福祉行財政と福祉計画	1		2	
福祉サービスの組織と経営	3		2	
就労支援サービス	4		1	
社会福祉史	1		2	
社会福祉施設経営論	3		4	
福祉事務所運営論	4		2	
公衆衛生学	2		2	
国際福祉論	4		2	
住環境福祉論	4		2	
社会福祉法制	3		2	
介護技術 I	2		2	
介護技術 II	3		2	
社会科教育法 I	3		4	
社会科教育法 II	3		4	
公民科教育法	3.4		2	
福祉科教育法	3		2	
教職実践演習(中・高)	4		2	
教育実習事前・事後指導(高校)	3.4		1	
高等学校教育実習	4		2	
政治学 I	4		2	
政治学 II	4		2	
学校経営と学校図書館	3		2	
学校図書館メディアの構成	3		2	
学習指導と学校図書館	3		2	
読書と豊かな人間性	3		2	
情報メディアの活用	3		2	
障害者教育総論	2		2	
障害児教育総論	2		2	
重複障害教育総論	2		1	

知的障害教育Ⅰ	2		2	
知的障害教育Ⅱ	2		2	
肢体不自由教育Ⅰ	2		2	
肢体不自由教育Ⅱ	3		2	
知的障害者の心理・生理・病理	3		2	
肢体不自由者の心理・生理・病理	3		2	
病弱者の心理・生理・病理	4		2	
病弱教育	4		2	
LD等教育総論	4		2	
教育実習事前・事後指導（特支）	3.4		1	
特別支援学校教育実習	4		2	
中学校教育実習	4		2	
卒業研究	3) 6
卒業研究	4			

d. 子ども専攻児童福祉コース

児童福祉コースの「専門科目」は表3-2-5のとおりで、専門教育内容に応じた、保育系および教育系の各科目が設定されている。子ども専攻は児童福祉コースと初等教育コースから組織され、「専門科目」の教育課程を共有している。

児童福祉コースは「保育原理Ⅰ」「養護原理Ⅰ」「乳児保育(演習)」「小児保健(講義)」など43科目を必修とし、その他選択科目として保育・教育系科目を中心に「人権教育論」「地域子育て支援論」「幼稚園実習指導」など50科目を設定している。

表3-2-5 専門科目一覧（子ども専攻児童福祉コース）

授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
		必修	選択	
専門科目				
人体の構造と機能及び疾病	1	2		
保健医療サービス	1	2		
現代社会と福祉	2	4		
高齢者に対する支援と介護保険制度	1	4		
障害者に対する支援と障害者自立支援法	2	2		
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	2	4		
相談援助の理論と方法Ⅰ	2	4		
相談援助の理論と方法Ⅱ	3	4		
相談援助の基盤と専門職	1	4		
福祉心理学	1	2		
教育心理学	1	2		
教職概論	2		2	
教育社会学	2		2	
カウンセリング	2		2	
相談援助演習Ⅰ	1		2	
相談援助演習Ⅱ	2		4	
相談援助演習Ⅲ	3		2	
相談援助実習指導Ⅰ	2		2	
相談援助実習指導Ⅱ	3		4	
相談援助実習	3		2	
低所得者に対する支援と生活保護制度	3		1	
地域福祉の理論と方法	3		2	
社会保障	2		2	
権利擁護と成年後見制度	4		2	
更生保護制度	4		1	
社会調査の基礎	2		2	
福祉行財政と福祉計画	1		4	
福祉サービスの組織と経営	3		2	
就労支援サービス	4		2	
社会福祉史	1		2	
社会福祉施設経営論	3		2	

福祉事務所運営論	4		2	
公衆衛生学	2		2	
国際福祉論	4		2	
住環境福祉論	4		4	
社会福祉法制	3		2	
アクティビティ・サービス論	2		2	
アクティビティ・サービス援助論	2		2	
アクティビティ・サービス援助技術	4		2	
幼児理解	3		2	
幼稚園実習事前事後指導	4		2	
幼稚園教育実習	4		4	
生活科概論（生活科）	2		2	
地域子育て支援論	4		2	
青少年の理解と援助	2		2	
人権教育論	3		2	
介護技術Ⅰ	2		2	
介護技術Ⅱ	3		2	
特別活動研究	3		2	
教育方法論	2		2	
生徒指導論	3		2	
教育相談論	3		2	
教職実践演習（幼稚園）	4		1	
学校経営と学校図書館	3		2	
学校図書館のメディアの構成	3		2	
学習指導と学校図書館	3		2	
読書と豊かな人間性	3		2	
情報メディアの活用	3		2	
保育原理Ⅰ	1	4		
養護原理Ⅰ	2	2		
発達心理学b	1	2		
小児保健（講義）	3	2		
小児保健（実習）	4	3		
小児保健（演習）	4	2		
精神保健学	2	2		
家族援助論	4	2		
保育内容 総論	2	1		
保育内容 健康	2	1		
保育内容 人間関係	2	1		
保育内容 環境	2	1		
保育内容 言葉	2	1		
保育内容 表現	2	1		
乳児保育Ⅰ（演習）	2	2		
障害児保育（演習）	4	1		
養護内容（演習）	3	1		
基礎技能Ⅰ 音楽	1	1		
基礎技能Ⅰ 図画工作	1	2		
基礎技能Ⅰ 体育	1	1		
児童福祉実習Ⅰ（保育所）	3	4		
児童福祉実習Ⅱ（施設）	2	2		
保育実習指導Ⅰ（保育所）	3	1		
保育実習指導Ⅱ（施設）	2	1		
児童福祉総合演習	4	2		
保育原理Ⅱ	3	2		
養護原理Ⅱ	3	2		
乳児保育Ⅱ（演習）	4	1		
児童文化（演習）	1	2		
基礎技能Ⅱ（幼児音楽指導法A）	2	2		
基礎技能Ⅱ（幼児美術指導法）	3	2		
基礎技能Ⅱ（幼児音楽指導法B）	3	2		
基礎技能Ⅱ（幼児音楽指導法C）	4		2	
臨床心理学	3	2		
卒業研究	3			
卒業研究	4) 6

d. 子ども専攻初等教育コース

初等教育コースの「専門科目」は表3-2-6のとおりで、専攻ごとに専門教育内容に応じた、初等教育関係の各科目が設定されている。

初等教育コースは「教職概論」「幼稚園教育実習」「保育原理Ⅰ」「家族援助論」など31科目を必修とし、その他選択科目として保育・教育系科目を中心に「小学校教科教育法」「学校経営と学校図書館」「小学校教育実習」など64科目を設定している。

表3-2-6 専門科目一覧（初等教育コース）

授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
		必修	選択	
専門科目				
人体の構造と機能及び疾病	1	2		
保健医療サービス	1	2		
現代社会と福祉	2	4		
高齢者に対する支援と介護保険制度	1		4	
障害者に対する支援と障害者自立支援法	2	2		
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	2	4		
相談援助の理論と方法Ⅰ	2		4	
相談援助の理論と方法Ⅱ	3		4	
相談援助の基盤と専門職	1	4		
福祉心理学	1	2		
教育心理学	1	2		
教職概論	2	2		
教育社会学	2	2		
カウンセリング	2		2	
相談援助演習Ⅰ	1		2	
相談援助演習Ⅱ	2		4	
相談援助演習Ⅲ	3		2	
公衆衛生学	2		2	
国際福祉論	4		2	
住環境福祉論	4		2	
社会福祉法制	3		2	
幼児理解	3	2		
幼稚園実習指導	4	2		
幼稚園教育実習	4	4		
生活科概論（生活科）	2		2	
地域子育て支援論	4		2	
青少年の理解と援助	2		2	
人権教育論	3		2	
国語科概論	2		2	
社会科概論	2		2	
数学概論	2		2	
生活科概論	2		2	
音楽概論	2		2	
美術概論	2		2	
家庭科概論	2		2	
体育概論	2		2	
小学校教育法（国語）	3		2	
小学校教育法（社会）	4		2	
小学校教育法（算数）	3		2	
小学校教育法（理科）	4		2	
小学校教育法（生活）	4		2	
小学校教育法（音楽）	4		2	
小学校教育法（図工）	3		2	
小学校教育法（家庭）	3		2	
小学校教育法（体育）	3		2	
初等教育実習事前事後指導	3・4		1	
小学校教育実習	4		4	
介護技術Ⅰ	2		2	

介護技術Ⅱ	3		2	
特別活動研究	3	2	2	
教育方法論	2			
生徒指導論	3		2	
教育相談論	3		2	
教職実践演習（幼稚園）	4		2	
教職実践演習（小学校）	4		2	
学校経営と学校図書館	3		2	
学校図書館のメディアの構成	3		2	
学習指導と学校図書館	3		2	
読書と豊かな人間性	3		2	
情報メディアの活用	3	4	2	
保育原理Ⅰ	1			
養護原理Ⅰ	2	2	2	
発達心理学b	1			
小児保健（講義）	3		2	
小児保健（実習）	4		3	
小児保健（演習）	2		2	
精神保健学	2	2	2	
家族援助論	4	1		
保育内容 総論	2	1		
保育内容 健康	2	1		
保育内容 人間関係	2	1		
保育内容 環境	2	1		
保育内容 言葉	2	1		
保育内容 表現	2			
乳児保育Ⅰ（演習）	2		2	
障害児保育（演習）	4		1	
養護内容（演習）	3	1	1	
基礎技能Ⅰ 音楽	1	2		
基礎技能Ⅰ 図画工作	1	1		
基礎技能Ⅰ 体育	1			
児童福祉実習（保育所）	3		4	
児童福祉実習（施設）	2		2	
保育実習指導（保育所）	3		1	
保育実習指導（施設）	2	2	1	
児童福祉総合演習	4	2		
保育原理Ⅱ	3			
養護原理Ⅱ	3		2	
乳児保育Ⅱ（演習）	4		1	
児童文化（演習）	1	2	2	
基礎技能Ⅱ（幼児音楽指導法A）	2	2		
基礎技能Ⅱ（幼児美術指導法）	3	2		
基礎技能Ⅱ（幼児音楽指導法B）	3			
基礎技能Ⅱ（幼児音楽指導法C）	4		2	
臨床心理学	3		2	
卒業研究	3			
卒業研究	4		6	

専門科目については、専攻の専門的な教育目的に応じた科目が設定されている。4年間にわたって年次に応じて基礎から専門へと内容やレベルが段階的に編成されている。

平成20(2008)年度以前入学者

1) 「基礎教養科目」および「共通専門科目」

社会福祉学部に通じる「基礎教養科目」と「共通専門科目」では、基礎的な知識技能や教養が修得できるように設定されている。

a. 基礎・専門演習

本学の教養教育を推進する要であり建学の精神の具現化を目指すため一般共通教育

の中でも最も重要な部門と位置づけ、1年次には「基礎ゼミⅠ」、2年次には「基礎ゼミⅡ」、3年次には「専門ゼミⅠ」、4年次には「専門ゼミⅡ」を必修科目としている。

b. 総合教養

基礎教養を学ぶため、「哲学」「倫理学」「心理学」「法学」「社会学」「道德教育研究」を必修としている。

c. 語学

「語学」の柱となる英語の必修科目は、表3-2-1のとおり「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」で、選択科目は、「英語Ⅲ」「英語Ⅳ」「独語Ⅰ」「独語Ⅱ」「韓国語Ⅰ」「韓国語Ⅱ」となっている。

d. 健康・体育

「健康・体育」には、「健康論」および「体育及びレクリエーション実技」の2科目が設定されている。

e. 情報

「情報」には「情報処理演習」と「福祉情報処理」の2科目が設置されている。いずれの科目も授業は演習・実習形式で行われている。

f. 共通教養科目

社会福祉士国家試験受験資格取得のための履修科目を中心に配置している。その中でも本学独自の科目として、「特設科目 論語」「ボランティア活動Ⅰ～Ⅳ」を開設し、建学の精神に基づく教育を行っている。

2) 「専門科目」

a. 社会福祉専攻

社会福祉専攻の「専門科目」では専門教育内容に応じた、社会福祉系及び心理系の各科目が設定されている。

社会福祉専攻は社会福祉コースと福祉心理コースから組織され、「専門科目」の教育課程を共有している。ただし、コースごとに必修科目の位置づけが異なりコースの特色に応じた履修を求めている。

社会福祉コースでは「社会福祉史」「社会福祉行政論」「社会福祉施設経営論」「福祉事務所運営論」を必修とし、その他選択科目として社会福祉系科目を中心に「人間関係論」「社会福祉法制史」「介護技術Ⅰ」「介護技術Ⅱ」など38科目を設定している。

福祉心理コースでは「心理学研究法」「学習心理学」「発達心理学a」「心理統計学」「認知心理学」など心理系科目15科目を必修とし、その他選択科目として「青年心理学」「人格心理学」「臨床心理学特講」「精神保健福祉論」など32科目を設定している。

専門科目については、専攻の専門的な教育目的に応じた科目が設定されている。4年間にわたって年次に応じて基礎から専門へと内容やレベルが段階的に編成されている。

b. 児童福祉専攻

児童福祉専攻の「専門科目」では専攻ごとに専門教育内容に応じた、保育系および教育系の各科目が設定されている。

児童福祉専攻は児童福祉コースと初等教育コースから組織され、「専門科目」の教育課程を共有している。

児童福祉専攻は「保育原理Ⅰ」「教育原理」「養護原理Ⅰ」「小児保健」など22科目を必修とし、その他選択科目として保育・教育系科目を中心に「児童福祉実習Ⅰ」「人権擁護論」「地域子育て支援論」「幼稚園実習指導」など41科目を設定している。

専門科目については、専攻の専門的な教育目的に応じた科目が設定されている。4年間にわたって年次に応じて基礎から専門へと内容やレベルが段階的に編成されている。

3)「資格関係科目」

教育職員免許に関する科目については、教職科目の履修年次及び授業期間など円滑な免許状取得が行えるように、1年次から系統的に学習できる体制になっている。

《看護学部》

平成22(2010)年度4月より看護学部が開設された。教育カリキュラムについては文部科学省及び厚生労働省の設置認可基準に従って構成されている。また、建学の精神を反映するカリキュラムも取り入れられ、本学の独自性も確保している。カリキュラムについてはデータ編を参照されたい。

《大学院》

表3-2-7は大学院における授業科目と研究指導の概要を示したものであり、研究指導の基礎としての授業科目を設置し、修了要件となる単位を配当している。

表3-2-7 大学院の修了要件

＜社会福祉学研究科＞

専攻	課程	科目履修		研究指導
		必要 単位数	開設 単位数	
社会福祉経営専攻	修士課程	36	52	必要な研究指導を受け修士論文の審査及び最終試験に合格

3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

《学部》

年間学事予定、授業時間はあらかじめ前年度末までに定め、新年度が開始される前学期のはじめに学生に周知徹底するように印刷物（「学生便覧」他文書）を配付している。

授業期間については、大学設置基準に基づいて「学則」により設定しており、4月1日から9月30日までを前学期、10月1日から翌年3月31日までを後学期として、 Semester制をとっている。夏季休業は7月25日から9月10日、冬季休業は12月25日から1月10日、学年末休業は3月15日から3月31日となっている（学則第13条、14条、15条）。なお、授業開始日は、学年暦による。

授業週数は、15週を確保している。また、授業が休講となった場合は必ず補講が行われる。そのため補講日以外に土曜日も設定している。また、前・後学期授業終了後の一定期間にも補講期間を設定し、必要に応じて集中講義を設けている。これらによって、シラバス（授業回数15回明記）に記載されている授業時間及び内容の実施を、学生に保

障している。授業時間は表3-2-8のとおり6時限制となっている。

表3-2-8 学部授業時間一覧

時 限	時間
1時限	8:50~10:20
2時限	10:30~12:00
3時限	12:40~14:10
4時限	14:20~15:50
5時限	16:00~17:30
6時限	17:50~19:20

相談援助実習、精神保健福祉援助実習、教育実習（中学校・高等学校）に関する諸事項については、該当年次に教育実習希望者に配付する『社会福祉現場実習マニュアル』『精神保健福祉現場実習マニュアル』『教育実習日誌』に記載されている。

その内容は各種実習年間スケジュールや実習手続用紙、学習指導案等も含めて、実習に関する全部の要件が示されている。

3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。

《社会福祉学部・看護学部》

福祉専門職の養成を目指す社会福祉学部においては、その教育課程が文部科学省および厚生労働省令等で定められており、学年別の授業科目数の配分も適切に設定されている。また、卒業要件（単位数）は、表3-2-9のとおりであり、平成22(2010)年度より看護学部の開設に伴って124単位とした。

表3-2-9 学部の卒業要件（単位数）

学部	社会福祉学部					看護学部
	社会福祉専攻			子ども専攻		看護学科
コース	社会福祉	福祉心理	福祉教育	児童福祉	初等教育	
卒業要件 (平成20年度以前入学者)	131	131	131	131	131	—
卒業要件 (平成21年度入学者)	132	132	132	132	132	—
卒業要件 (平成22年度入学者)	124	124	124	124	124	124

各専攻における卒業に必要な最低単位数は表3-2-10のとおりである。

表3-2-10 卒業に必要な最低単位数

学部	社会福祉学部					看護学部
専攻	社会福祉専攻			子ども専攻		看護学科
コース	社会福祉	福祉心理	福祉教育	児童福祉	初等教育	
基礎教養科目 (平成20年度以前入学者)	40(30)	34(30)	—	34(30)	34(30)	
共通専門科目 (平成20年度以前入学者)	59(42)	51(42)		50(42)	50(42)	
専門科目 (平成20年度以前入学者)	32(12)	46(36)		47(37)	47(37)	
合計 (平成20年度以前入学者)	131(84)	131(108)		131(109)	131(191)	
基礎教養科目 (平成21年度入学者)	42(32)	40(30)	42(32)	40(30)	44(34)	
専門科目 (平成21年度入学者)	90(72)	92(72)	90(46)	92(84)	88(62)	
合計 (平成21年度入学者)	132(104)	132(102)	132(78)	132(114)	132(96)	
基礎教養科目 (平成22年度入学者)	42(34)	40(32)	42(34)	38(32)	44(36)	必修90科目 107単位 選択17単位 以上
専門科目 (平成22年度入学者)	82(70)	87(72)	82(46)	86(83)	80(62)	
合計 (平成22年度入学者)	124(104)	124(104)	124(80)	124(114)	124(98)	

※ () 内は必修単位数

看護学部は「一般教養領域」「看護関連領域」「看護学領域」の3区分となる。

本学卒業に関する要件の適用については、学則第41条に定めるとおり、修業年限以上在籍し、所定の授業科目および単位を修得したものは教授会の議を経て、学長が卒業を認定している。

《大学院》

大学院の修了に必要な最低単位数は表3-2-11のとおりである。

表3-2-11 履修科目の上限・進級、卒業・修了要件（大学院）

大学院	修了認定 (修士課程)	2年以上在学し、 所定の科目につ いて30単位以上 を修得し、必要な 研究指導を受け 修士論文の審査 及び最終試験に 合格したものを、 修了者とする。	研究科	専攻	必修科目	選択科目	合計	大学院 学生便覧 平成22年度
			社会福祉 学研究科	社会福祉 経営専攻	8	18	26	

3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

《社会福祉学部・看護学部》

1) 履修登録単位数の上限

学年別の授業科目数の配分を適切に設定されていたことから年次別履修科目の上限

を明示していなかった。しかし、履修指導上、履修の制限単位の必要性は明らかであり平成22（2010）年度より、表3-2-12の通り年間56単位の上限を設けた。前年までの学生の履修実績を踏まえ半期28単位年間56単位としている。

表3-2-12 年間履修登録単位数の上限

年次	社会福祉学部	看護学部
1年次	56単位	56単位
2年次	—	
3年次	—	
4年次	—	

※ 平成22年度より上限履修単位数を設定
 ※ 看護学部は平成22年度開設

2) 履修指導および成績評価の指導

- a. クラス担任教員は、担当学生の前年度の成績評価を資料として個別の履修指導に活用している。
- b. 本学では、三者面談会を開催しており、単位取得状況も面談資料として活用している。

3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

《社会福祉学部》

「基礎教養科目」（平成21年度入学以降の場合）の特色ある工夫については、次のとおりである。

「基礎教養科目」で「基礎・専門演習」に区分される「基礎演習Ⅰ（1年次）」「基礎演習Ⅱ（2年次）」「専門演習Ⅰ（3年次）」「専門演習Ⅱ（4年次）」については、少人数クラス編成で演習形式とし、学生間及び学生と教員の間の人間的交流をはかり、人間性の涵養を行う。基礎演習の内容は大学教育に必要とされる基本的なリテラシーの涵養と建学の精神の学習を中心に行い、専門演習では、担当教員の研究分野に関連するテーマを扱うものとするが、その題材を通して多面的な教養教育を行う。

また、大学入学後の導入教育の一環として毎年第1学年の新入生を対象に、大学生活と大学教育への導入を円滑するための「フレッシューズキャンプ」を実施している。

さらに、1・2年次に「ボランティア活動Ⅰ」「ボランティア活動Ⅱ」を卒業単位の組み込んだ必修科目として位置づけ、すべての学生が履修することを義務づけている。「ボランティア活動」は本学の建学の精神を具現化する中心的な科目として位置づけられ、奉仕の精神を感得するための体験活動の場となっている。また3・4年時には「ボランティア活動Ⅲ・Ⅳ」が選択科目として設定されており、継続的な人間性の涵養と学習が行えるように教育課程に配慮されている。

そして、「特設科目 論語」を開設し「精神の修養」の教育に臨んでいる。

《看護学部》

看護学部看護学科では、大学入学後の導入教育の一環として第1学年の新入生を対象に、大学生活と大学教育への導入を円滑にするために「フレッシューズキャンプ」

を実施している。また、建学の精神「仁」と看護教育を結びつけるための重点的科目として「<仁>四徳と看護を考えるセミナー」や「ボランティア活動と自己省察」などが設定されている。福祉に強い看護専門職の育成という特色を実現するために、「保健医療福祉論」「看護と福祉の連携」「老人福祉論」「児童福祉論」「障害者福祉論」などの科目が体系的に設定されており、その成果が期待される。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用し行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

本学ではいずれの課程においても通信教育は実施していない。

(2) 3-2の自己評価

〈社会福祉学部〉

全般に、教育課程の編成は大学設置基準第19条～第33条に拠り検討した結果、体系的かつ適切に設定されているとともに、本学の建学の精神に基づき教育と研究が進められるように編成されている。

平成21(2009)年度までは社会福祉学部のみ単科大学であり、学生の進路選択も専門性を求められた。本学学生の完全就職を目指したキャリア教育、国家試験・採用試験対策の充実を図るとともに、豊かな人間性を育てる上で必要な教養教育の充実を図ることによって、その就職率の高さから社会的な評価を得るにいたった。さらに、平成21(2009)年度に社会福祉専攻に福祉教育コースを新設し、特別支援教諭1種免許状、高等学校教諭1種(公民・福祉)、中学校教諭1種(社会)取得を中心とした障害児教育の分野でも専門性を発揮できるような教育課程を整備した。

平成21(2009)年度の教育課程改正により旧教育課程に見られた「基礎教養科目」「共通専門科目」および「専門科目」の配置に整合性の問題は解決に至った。豊かな人間性の育成という観点から「基礎教養科目」の再編成を行った結果、本学の建学の精神を具現化するものとなった。また、履修上の問題として卒業要件における単位数が132単位と多かったが、平成22(2010)年度より看護学部が増設され、2学部制となり、看護学部の開設認可における卒業要件単位数が124単位となったことで、社会福祉学部においても卒業要件における単位数を124単位とした。

また、本学では、前期・後期の2学期制となっているが、実習・演習科目が多いため、通年科目が多く、現状では半期で完結しない科目がある。今後、完全セメスター制の導入を必要不可欠の課題として検討しなければならない。

授業期間や年間行事は厳格に運用しているが、特に学生の学習に対する大学の義務と責任としての補講、学習意欲の盛んな学生に対する特別講座など、学生の学習に対する権利を保障する仕組みをさらに充実させたい。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

《社会福祉学部》

平成21(2009)年度の教育課程改正で多くの問題点を解消することができた。しかし、学習の効果を考えると必ずしも是とされるべきものではない。平成22(2010)年度より看護学部を増設し2学部体制へと移行し、学部間の教育連携を含めて新たな課題の解決が求められる。また、履修の制限単位数についても2年ほどの検証ののちその妥当性を検証し、再評価を行う。

《大学院》

大学院社会福祉学研究科については、他大学の異分野の研究科と共同研究を行い、学際的な学術研究活動を推進することを検討中である。このような学際的な学術研究を推進し、院生に積極的に参加させるために、他大学院との交流を図ること、具体的には単位互換による研究科目の幅の拡がり等を検討する。

3-3 教育目標の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

(1) 3-3の事実の説明(現状)

3-3-1 ① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

《社会福祉学部》

学生の学習状況や履修状況については、入学年次から卒業年次までの4年間、基礎演習Ⅰ・Ⅱ(1・2年次)、専門演習Ⅰ・Ⅱ(3・4年次)の各演習ノートや演習授業アンケートによって、学生及びクラス担任が把握・評価できる仕組みとなっている。資格取得状況については、国家試験受験対策委員会、資格取得等対策センター、キャリアサポートセンター、教務課が連携を取りつつ状況を把握し、対応している。就職状況についてはキャリアサポートセンターが全面的に把握し、企業アンケートを実施して教育目的の達成状況を把握するように努めている。企業アンケート(「本学卒業生が卒業後に勤務する事業所から見た勤務状況アンケート」)のアンケート項目は次のとおりである。

1. 本学の建学の精神は「仁」(真心を育て人の道を行う)ですが、この精神が本人の日常の勤務や生活において生かされていますか？
2. 本学は建学の精神にもとづいて、礼儀・挨拶やマナーの実践を重視した教育活動を展開していますが、これらの事項は本人の日常生活において実践されていますか？
3. 本学はボランティア活動や生活指導としての環境美化活動を取り入れた教育活動に力を注いでいますが、その成果は、本人の日頃の行動に反映していますか？
4. 本学は人間力(コミュニケーション能力や問題解決能力)の形成を旨とした教育活動を行っていますが、本人のその力は十分に発揮されていますか？
5. 本学で受けた教育内容・資格・特色等は、全体として本人の生活や業務を支えていますか？

(2) 3-3の自己評価

学生の学習状況や履修状況については、基礎演習Ⅰ・Ⅱ（1・2年次）、専門演習Ⅰ・Ⅱ（3・4年次）の演習ノートによる把握が、一定の機能を果たしており、教育目的の達成に寄与している。企業アンケートは本学の建学の精神や教育目標が認知されるためのメッセージ性を含んだものとして受け止められている。平成21(2009)年度に実施したアンケートによると、「本学は建学の精神にもとづいて、礼儀挨拶やマナーの実践を重視した教育活動を展開していますが、これらの事項は本人の日常生活において実践されていますか？」という項目の評価が最も高く、「本学は人間力（コミュニケーション能力や問題解決力）の形成を目指した教育活動を行っていますが、本人のその力は十分に発揮されていますか？」という項目の評価が最も低い。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

学生の学習状況・履修状況、資格取得状況、就職状況等について具体的に把握する仕組みは、一応整っている。今後は、その仕組みが、個々の学生の教育目標の達成度をどう高めていくことができるかを課題とし、看護学部が完成する平成25年度を目途に改善を検討する。

【基準3の自己評価】

《社会福祉学部》

本学は4年制大学として平成13(2001)年に設置認可を受け、平成14(2002)年度開学し、8年を経過したが、教育課程編成や教育方法等において大学設置基準第19条～第33条に準拠して、体系的かつ適切に設定されており、本学の建学の精神に基づいた教学体制となっている。

社会福祉学部は社会ニーズに対応して教育課程を整備し、社会福祉士・精神保健福祉士や認定心理士、保育士、幼稚園教諭1種免許状、高等学校教諭1種（公民・福祉）、中学校教諭1種（社会）、小学校教諭1種などの資格、免許の取得が可能となり、これまで数多くの人材を社会に送り出してきた。平成21(2009)年度に社会福祉士の養成教育課程の変更に応じて、社会福祉学科の教育課程及び教育方法の整備を行い、合せて社会福祉専攻に福祉教育コースを新設し、福祉教育に対するニーズに応える教育課程を整えた。

さらに平成22年度より看護学部の開設に伴い、社会福祉学部の卒業要件単位数を124単位と引き下げ、年間の取得制限単位を設けたことによって学習効率の向上に向けた体制を整えた。

授業期間や年間行事は厳格に運用しており、補講や集中講義などにより授業回数確保を徹底し、学生の学習に対する大学の義務及び学生の学習権を十分に保障している。さらに、「精神の修養」という建学の精神に基づき「挨拶の励行」をはじめとする「全人教育」をもって学殖・徳行の涵養に効果をあげている。

しかし、多くの資格や免許を得ることができる反面、教育研究の指導面においては十分ではない。大学院教育への連動、研究者の育成の視点を今後の課題とする必要がある。

【基準3の改善・向上方策（将来計画）】

《社会福祉学部》

平成22(2010)年4月より看護学部が開設され、本学は2学部体制へと移行した。校名も群馬社会福祉大学から群馬医療福祉大学と変更し、医療と福祉の担い手を養成する責務を明確に打ち出した。この中で大学院への進学指導や教育研究指導の充実も含め社会福祉学部の在り方についての再検討が課題となる。

社会福祉学部社会福祉学科子ども専攻についても「児童福祉」という概念の再検討を行い、昨今の社会ニーズに合わせた教育課程と専攻名の変更を行ったが、教育課程の妥当性の検証と評価を行いさらなる改善を行っていく。

社会情勢の急激な変化に備えて、社会福祉、教育に看護、医療を加えた総合的な教育体系への再編成を計画している。また、社会福祉専攻の卒業生の進路希望が多様である現況に対応し、教育課程、教育方法の更なる整備・拡充を計画している。

《大学院》

平成21年度より社会福祉士試験科目の中に、「社会福祉サービスの組織と経営」が組み込まれるなど、社会福祉事業の経営についての関心が高まっている。社会福祉学研究科の社会福祉経営専攻は、まさにこれら社会的関心に沿ったものである。今後、社会福祉事業の経営に携わる者が経営の理念、実践技法等を学習、研究するための支援に向けて、内容の充実を図る。

**基準 4. 学生（入試・入学・学習支援、学生サービス、就職支援、
学生からの要望処理システム、卒業・進路指導、国際交流等）**

4-1 アドミッションポリシー（受入方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

（1）4-1の事実の説明（現状）

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

本学では人間学における「仁」（字義。理、真心、忍、等）を建学の精神としており、総合した「仁愛」（字義。めぐみ、いつくしみ、等）の精神のもと、世の中の役に立つ人を育てることを建学理念としている。この建学の精神、理念を踏まえたアドミッションポリシーについては、顧問教授が原案を策定し、教授会にて承認され、全教職員に周知されている。また入試ガイドにも明示している。

以下が本学のアドミッションポリシーである。

- ①「仁、義、礼、智、信の精神（建学の精神）の展開の下、豊かな人間性を身に付け、ボランティア活動と環境美化活動に生きがいを見つけようとする人。〔人格教育〕
- ②自己の安定した生活を踏まえ、社会人としての正しいものの見方、考え方で様々な課題の解決を積極的に図っていかうとする意欲のある人。〔自立教育〕
- ③旺盛な探求心を持って学問に取り組む姿勢を持ち、福祉、医療に関する専門的な知識・技能の習得を目指そうとしている人。〔教養教育〕
- ④福祉、医療に関する各種資格を取得し、逞しい実践力を持つ福祉、医療の人材になりたいという強い意志を持っている人。〔専門教育〕
- ⑤豊かな人間性と幅広い教養を身に付け、国際的視野で物事を判断でき、21世紀の福祉と医療の分野のリーダーを目指したいと願っている人。〔国際教育〕

アドミッションポリシーの周知を図るため、入試ガイドによる広報、教職員による各種の入試説明会、相談会への参加、高校訪問、高大連携講座（出前講座）等にも積極的に参加している。大学主催のものとして近隣の高等学校教諭を招き大学説明会を開催している。また年間10回実施しているオープンキャンパスでは、キャンパス公開だけでなく、教職員と学生がスタッフとしてかわり、高校生の視点に合わせた実体験型のイベントを取り入れアドミッションポリシーの周知の一助としている。

《大学院》

アドミッションポリシーは、学士号を取得していない者も審査の上受験可能とし、大学院パンフレットと募集要項に明示している。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。

本学の入学試験は指定校推薦入学試験、一般推薦入学試験、自己推薦入学試験、特別推薦（同窓生子女）入学試験、専門課程推薦入学試験、一般入学試験、センター試験利用型入学試験、AO入学試験、社会人入学試験、帰国子女入学試験、編入学試験がある。

【推薦入試】

推薦入学試験として、本学が指定した高等学校に推薦をお願いしている「指定校推薦入試」と広く公募する「一般推薦」「自己推薦」、また高等学校において福祉を学んできた者を対象とする「専門課程推薦入試」、同窓生の子弟、子女、在学生の兄弟姉妹を対象とした「特別推薦」を設けている。

- ① 「指定校推薦」では本学と長年の歴史からいろいろな意味で関係の深い高等学校や本学の教育理念を良く理解して毎年、多数の志願者を送りだしている高等学校に推薦をお願いしている。選抜方法は面接のみである。
- ② 「一般推薦」についても高等学校長の推薦をお願いしている。学業成績、課外活動、生徒会活動、出席状況等で高等学校において真剣に取り組んだ経験を持つ入学生は、学部、学科への適応能力に優れているという実績に基づくものである。選抜方法は小論文と面接である。
- ③ 自己推薦入試は高等学校長の推薦によらないものである。自己推薦文の提出とそれに基づくスピーチ試験、小論文を実施する。
- ④ 「専門課程推薦」は高等学校において福祉、保育、看護等に関する科目を6単位以上修得した者が対象となる。選抜方法は、小論文（福祉に関する基礎知識の確認）面接である。
- ⑤ 「特別推薦入試」の出願資格は本学園（大学、短大、専門学校）に兄弟姉妹が在籍、または卒業した者が対象となる。選抜方法は、①書類審査、②面接（個人）である。これらの多様な推薦入学試験を実施することで、様々な学生の受入れをすることが可能である。

【一般入試】

① 一般入試（本学入学試験）

一般入試においては一般的な学力の有無を中心に判定の基本としている。選抜方法は必須科目「国語総合」 選択科目「英語Ⅰ・Ⅱ」「日本史B」「現代社会」「数Ⅰ・A」から1科目選択の2科目入試・面接が行われる。選抜方法は、得点を偏差値方式で修正し合計点を得点順に判定する。面接においては推薦入試同様に行い福祉や保育に対する思いや熱意を確認する。一般Ⅰ期試験では試験日自由選択制と地方入試制度を採用。地方試験会場として本学の他に仙台、郡山、宇都宮、東京、新潟、長野の6会場で実施。Ⅱ期、Ⅲ期においては小論文を必修とし、国語総合、「英語Ⅰ・Ⅱ」「数Ⅰ・A」から1科目選択 面接としている。基礎的な学力と分野志望に関する意欲があれば本学に相応しい入学者として判断している。

② スカラシップ特待生入試

一般入試Ⅰ期第一日目に実施している。必須科目「国語Ⅰ・Ⅱ」 選択科目「英語Ⅰ・Ⅱ」「日本史B」「現代社会」「数Ⅰ・A」から1科目選択の2科目入試・面接が行われる。成績上位者で人物的に優れた者に対し、授業料全額免除 授業料半額免除としている。

③ 大学入試センター試験利用型入試

Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期と3回実施している。必須科目「国語（現代文以降の文章）、選択

科目「英語」100点に換算、「日本史B」、「世界史B」、「地理B」、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「数Ⅰ」、「数ⅠA」、「数Ⅱ」、「数Ⅱ・B」、「工業数理基礎」、「簿記・会計」、「情報関係基礎」から1科目選択となっている。2教科2科目以上受験した場合は、高得点1科目を合否判定に使用。

選抜方法は一般入試同様、得点を偏差値方式で修正し合計点を得点順に判定する。本学独自の個別試験は課さない。

なお、本学では平成15年度からセンター試験に参加し、試験会場として毎年300名の受験生を受け入れ、実施している。

【AO入試】

AO入試では本学の教育理念を十分に理解し、入学後、模範的でリーダーシップのとれる学生、大学生活において学生生活の活性化に貢献できる学生の受入れを行っている。したがって選抜方法ではプレゼンテーションを取り入れコミュニケーション能力、リーダー能力、今までに一生懸命取り組んできたものや、他の者より秀でた能力に重点を置いた判定を行っている。選抜方法はプレゼンテーション（自己アピール紹介票に基づくプレゼンテーション、10分程度）と面接（個人面接）を実施し、本学で学ぶ意思の確認などを行っている。

【特別入試】

- ① 社会人入試 入学時23歳以上の者を対象に実施。選抜方法は書類審査、小論文、面接である。
- ② 帰国子女入試 日本国籍を有する者で、保護者の海外勤務に伴い、外国で正規の学校教育を受けた者を対象に実施している。選抜方法は書類審査、小論文、面接である。
- ③ 編入学試験は11月、2月の年2回、小論文と面接によって実施している。

《大学院》

大学院入学試験においては、英語、小論文、面接によって判定している。また推薦入試の受験者と、1年以上の職歴を有する学士の学位を授与された受験者には、英語の試験を免除している。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

近年、社会福祉学部においては定員変更、新コースの開設等を実施して来た。

過去5年間の在籍者数は、表4-1-1のとおりである。

表 4-1-1 学部学科の入学者数 (過去 5 年)

(単位:人)

学部	学科/専攻	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
社会福祉学部	社会福祉専攻	102	90	91	89	76
	子ども専攻 (児童福祉専攻)	50	47	51	54	54
	合計	152	137	142	143	130
看護学部	看護学科	—	—	—	—	96

※2006年度より児童福祉専攻40名から50名に定員増

※子ども専攻は2009年度以前は児童福祉専攻

平成18(2006)年度から児童福祉専攻(当時)の定員を40名から50名に定員増とした。平成19(2007)年度に児童福祉専攻の入学者数が47名となったがこれは一般入試における歩留まり数が悪かったことが原因である。これ以外の定員割れは一度もない。

表 4-1-2 は、入学定員に対する入学者数の割合である。いわゆる定員超過率であるが 1.3 を超える年度はなく、定員管理の問題においても、大幅な入学定員超過は、学生にとって教育サービスの低下になるだけでなく、本学の教育理念とする少人数教育に反する。本学の教育に適した学生収容定員と在籍学生数の比率を今後も図っていききたい。

表 4-1-2 入学定員超過状況 (過去 5 年)

(単位:人)

学部	学科/専攻	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
社会福祉学部	社会福祉専攻	1.28	1.23	1.14	1.11	0.99
	子ども専攻 (児童福祉専攻)	1.00	0.92	1.02	1.08	1.10
	合計	1.17	1.13	1.08	1.10	1.03
看護学部	看護学科	—	—	—	—	1.20

表 4-1-3 退学者数の推移 (過去 3 年)

(単位:人)

学部	専攻	2007年度	2008年度	2009年度
社会福祉学部	社会福祉専攻	6	5	4
	児童福祉専攻	2	3	5
	合計	8	8	9

(2) 4-1 の自己評価

<アドミッションポリシーの明確化>

本学は、「仁」(字義。理、真心、忍、等)を建学の精神とする大学であり、そのアドミッションポリシーは、おのずから明確なものとなっている。

入試ガイド、入試説明会、オープンキャンパスなどで周知し、学生募集を実施して

いる。今後はより周知をするため、入学案内、ホームページにも掲載していく。

<入試について>

少子化、福祉分野の人気低迷の中で受験生を獲得することは容易なことではない。しかしながら本学は開学以来、少人数教育によるきめ細かな指導を実践してきた。理論や技術のみならず、人格教育にも力を注ぎ、社会への有為な人材養成に努めてきた。

この特色、魅力をアピールし一人でも多くの受験生を確保していきたい。平成21年度より新コースを設置したことにより、募集の効果にもつながっていると分析している。

<在籍学生数について>

在籍学生に係わる収容定員超過率は平成19(2007)年度1.09倍、平成20(2008)年度1.02倍、平成21(2009)年度0.91倍となっている。少子化の中でこうした数字を保っていることは健闘していると言ってよいだろう。

(3) 4-1の改善・向上方策(将来計画)

本学の建学の精神や教育理念は、高等学校の進路指導の先生や生徒の間でよく理解されていることは長所である。しかし早期多様化する入試制度の中で早い時期に合格を得たいという受験生が年々増加していることから、今後、入試ごとの入学者受入れ方針をより明確化し、理解してもらえるように努める。

【推薦入試】では本学の人間教育重視という教育理念をこの入試制度で連動させたい。そのためには本学の良さを理解してもらうために高等学校との関係強化を図る。

【一般入試】では学力選抜入試として常に競争原理の働く入試ということが特色である。そのためには募集人員に対して一定数の志願者を確保しなければならない。少子化が進む中で、いかにして志願者数の増加策、維持策が打ち出せるかがポイントとなる。

【特別入試】では、国際化の流れの中で「帰国子女入試」の充実と「留学生入試」を検討する。

【AO入試】は、本学全体の教育方針や教育内容また志願者の意欲、個性を連動させた入試制度である。今後も重要な入試制度となっていくことから、他の入試制度との関係や募集人員枠などについて検討していく。

また、多様な入試を実施しさまざまな能力をもった学生を受け入れることは学力低下にもつながる懸念がある。これについて本学でも早い時期からリメディアル教育を実施しているが、その内容についてもさらに検討する。

4-2 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 4-2の事実の説明(現状)

4-2-1① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

新生入生に対しては、入学前指導として3回大学での導入教育を実施している。また、入学式後4日間にわたりオリエンテーションを実施している。入学式当日には式終了後に保護者説明会を実施し、新生入生とその保護者に対して、建学の精神や教育方針を説明するとともに、具体的な取得資格のことや実習・ボランティア活動・ゼミ構成等々を各担当教員から説明している。

入学式の翌日から3日間は、各専攻コースごとに分かれ、オリエンテーションを実

施し、より具体的に学校生活の送り方や履修登録の方法等について徹底する一方、その他オリエンテーションのしおり等でも内容を確認するようにしている。

また、4月中旬にはフレッシュャーズキャンプを1泊2日で実施し、大学生としてその学習・研究を進める上での明確な意識や目的を持って取り組む動機付けや、大学生生活を充実して送ることのできるように、最初の仲間づくりやコミュニケーションづくりの良い機会としている。

在学生については、入学式翌日から3日間オリエンテーションを実施し、各学年ごとに状況にあわせたテーマを設定している。

全学において夏季オリエンテーション（夏休み前）、後期オリエンテーション（後期開始時）、冬季オリエンテーション（冬休み前）、新春オリエンテーション（新年）、年度末オリエンテーション（後期授業終了時）を実施し、学生生活への助言・指導を行っている。

本学は平成19(2007)年度から全学年で演習制度を導入し、1～2年次を基礎演習、3～4年次を専門演習としており、1・2年次の基礎演習では特に導入教育に力を入れている。本来のアカデミック・アドバイスに限らず、オフィスアワーとしての役割を担い、学生からの生活上の相談も受け、適切な相談窓口のリファーし、成績不振や生活上の困難を抱えた学生には必要に応じて教務課や学生課とともに相談に乗れるようになっている。

クラス担任教員は、授業や研究上の質問や相談に応じたり、学生の生活上の相談窓口となっている。

4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

本学は、通信教育は実施していない。

4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

自己点検評価委員会により、自己点検・自己評価の一環として「授業評価アンケート」を全学的に実施している。アンケート形式で、例年前期授業終了時と後期授業終了時にそれぞれの科目の授業中に実施している。その結果については自由記述欄も含め、各教員にはそのまま伝え、以後の授業運営、FDのために活用してもらうとともに、教員からは改善策について提出を求めている。

また、上記のアンケートとは別に「学生コメントカード」を用意し、教員が自由に、不定期に学生の理解度や授業の感想を聞くことができるようになっている。

(2) 4-2の自己評価

学業不振を理由に中途退学をせざるを得ない学生もいる。また、授業の内容が分からず、徐々に大学を欠席しがちになり、定期試験の受験資格を失い、結果的に中途退学となる学生もいる。

授業期間中に随時出欠状況調査を実施し、担当教員から学生の出欠状況を報告してもらっている。欠席過多が心配される学生については、即時に所属クラスの担当教員に連絡し、クラス担任教員から学生に対し個別指導を行っている。また、出席状況については、月に1回、教授会及び教員会で報告される。さらに履修に関する相談事項については教務課があたり、人間関係に関する相談事項については学生課があたっている。保護者への連絡も密にし、志半ばで退学することのないよう適切な指導を行っている。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

新入生の導入教育として、アドミッションセンターを中心にした3回の事前指導と仲間づくり、コミュニケーションづくりを目的としたフレッシュャーズキャンプを実施し、全学を挙げて協力することで効果が見えてきているが、まだ2年が経過するところである。該当学年を中心とし、学力不足の学生への徹底した学習支援（補習）体制を継続・定着させ、同時に遅刻防止対策等の基本的な生活習慣への指導を今後も徹底していく。

クラス担任の指導内容をマニュアル化し、スキルアップを図り、よりきめ細かい学習支援を行うとともに、教務課・学生課を中心とした事務局との綿密な連携を取り、学生に対して更なる学習支援を行える体制作りを進める。

4-3 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 4-3の事実の説明（現状）

4-3-1① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

本学の学生サービス、厚生補導のための基本体制は、教授会の下に設置された学生委員会（留学生委員会を含む）を中心として、教学部学生課・保健室・学生相談室等と連携しながら、学生生活がより安全で豊かになるよう各種のサービスを企画立案し、具体的な業務展開を行っている。

学生サービスのための組織は、学生課を中心に、様々な業務を通じて学生支援に取り組んでいる。具体的には、各種証明書の発行はもとより、クラス担任を通じて生活環境票（学生管理簿）を作成・管理（鍵は個人情報保護のため事務長責任管理）し、学生と教員との橋渡し役を務め、学生との窓口個別相談対応や経済的支援、健康診断等健康にかかわること、アルバイト情報の告知、昌賢寮（女子学生寮）寮監との連携、学生駐車場の管理指導、スクールバスの運営管理などを行っている。

4-3-1② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

学生に対する経済的支援策として、大学が独自に以下のような成績優秀者の特待生制度を実施している。平成21(2009)年度の採用者数・金額は、表4-3-1のとおりである。

表4-3-1 奨学金支給状況（スカラシップ、特待生／2009年度）

種別	学費全額免除	同半額免除	同1/4免除
スカラシップ、特待生	0名	1名	5名

日本学生支援機構の奨学金については、募集説明会・申請指導・候補者決定について学生課で取りまとめている。家計急変等、緊急に奨学金が必要な場合にも随時対応しており、地方自治体・民間団体・介護福祉士奨学金等も紹介している。

また、オリエンテーションとの提携による学費ローンも紹介している。

表 4-3-2 学生支援機構の受給者状況（大学・大学院／2009年度）

種別	1年	2年	3年	4年	(院)1年	(院)2年
1種	12	10	18	17	1	2
2種	30	47	25	39	0	0

4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

公認学生サークルに対して課外活動の活性化を図るために、その経費の一部を後援会（保護者の会）の理解のもとで援助している。また、ボランティア活動への参加等の学生の自主的な活動に対して、その経費の一部を援助している。

表 4-3-3 公認学生サークル（平成22年度） 24団体、2同好会

NO	サークル名	活動場所
1	ソフトボール	グラウンド
2	手話	222教室
3	男子バスケットボール	アリーナ
4	女子バスケットボール	アリーナ
5	バレーボール	アリーナ
6	野球	グラウンド
7	児童文化研究	図画工作室
8	軽音楽	演習室・3E
9	男子硬式テニス	サンピア高崎
10	バドミントン	アリーナ
11	アカペラ	演習室・3H
12	茶道	礼法室
13	ダンス	サブアリーナ
14	吹奏楽	2号館音楽室
15	アクティブサークルみかんの木	221教室
16	フットサル男子	アリーナ・体育館
17	フットサル女子	アリーナ・体育館
18	文化伝承	体育館
19	男子ソフトテニス	高崎市上並榎庭球場
20	女子ソフトテニス	高崎市上並榎庭球場
21	卓球	サブアリーナ
22	スキー・スノーボード	2AB

23	剣道	サブアリーナ
24	ダブルダッチサークル	体育館

NO	同好会名	活動場所
1	ハイキングサークル	
2	カメラ	

4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

本学では、学生課と学生委員会が窓口となって保健室、学生相談室、心理カウンセラー、個人研究室等と連携を図りながら、健康相談、心的支援、学生相談等を実施している。

4月には全学生に健康診断を実施している。学生相談は、学生相談室にて外部よりのカウンセラーが週1回面接に対処し、本学の臨床心理士の教員が週1回定期的に対処して、学生の心的支援を積極的に行っている。学生課では、群馬県内保健管理担当者会議に参加し定期的に県内大学との情報交換、共有を行っている。

生活相談は、事務局学生課に直接持ち込まれるが、クラス担任が対処するケースも多く、学生委員会とも連携し、随時対応している。

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

学生の意見を直接汲み上げるシステムとしては、学生サービスに対するアンケートではないが、「授業評価アンケート」を全学的に実施している。そのアンケートの中で、自由意見欄から問題提起があるケースがある。また、大学行事等実施の際には、必ずレポートやアンケートを実施し、意見聴取をしている。

ポータルサイトによる学生に対する情報発信も行っており、課外活動の様子や学内イベント等を告知することにより、学生の帰属意識が高まり、愛校心醸成の一助となればと期待している。

(2) 4-3の自己評価

少人数教育を実践する本学では、学生個々に対して顔の見える対応を行っている。学生課では、学生生活を支援する各種の業務を積極的かつ円滑に遂行している。課外活動（公認サークル・同好会）の支援をはじめ、多様化する学生のニーズや生活指導面でのサポートを、学生委員会、個人研究室等と連携を取りながら、時には保護者との連絡を取り合い対処している。特に入学時からの導入教育では1年次学年会と綿密な連携を取りつつ、心的支援、慣れない一人暮らし対策、対人関係でトラブルを抱える学生への対応を着実に行っている。外部カウンセラーによる週2回の予約相談の実施体制を整備している。

家庭の経済状況の急変によって学費負担に悩む学生も増加しており、各種奨学金の案内や手続方法について相談と指導にあたっている。本学独自の学費ローンも設定し、学生・保護者に周知しているところである。

一人暮らし学生のアルバイト状況や生活状況をより詳細に把握し、欠席・遅刻等のない基本的な生活態度が維持できるように更にクラス担任との連携体制を強化する。

本学では平成17年から平成21年まで毎年1年生全員を対象に、国際理解教育の一環として国際理解・国際交流を促進する学習会を実施している。その内容は、日本で勉強している留学生等を本学に招き、日本での大学生活、日本文化と自国の文化の違い、日本での面白い体験、困ったこと、日本人学生への期待等々を語ってもらい、質疑応答を交えて国際理解・国際交流を進める上で大切なこと、諸問題、解決策などを考える。また、事後アンケートを実施し、その結果を教授会に報告するとともに、基礎演習、専門演習等の資料として活用している。また、研修旅行の一環として、韓国の明知大学と福祉交流会を実施したこともある。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

入学者がますます多様化する中で、導入教育の重要性は更に高まっていくと考えられる。入学時までいかに大学に慣れ、心理的な抵抗なく入学し、大学・クラスに馴染めるようにするかが大きな課題であるが、これにはアドミッションセンター主導で実施される3回の入学前指導の内容を改善することと、1年次で実施しているフレッシュャーズキャンプでいかに仲間意識を植え付けるかが重要となる。教職員一丸となって早期に学生との信頼関係を構築できるように努力する。

サークル活動等の課外活動の改善点として、以下の2点を検討している。

第1にサークル活動の実施時間の延長を検討したい。現在のカリキュラムにおいては課外活動の実施時間は狭められている。昌賢アリーナ（体育館）やグラウンドの利用時間の延長や休日等の利用促進を検討することで学生サービスの向上を図りたい。第2に部室棟の早期実現である。学内整備計画では現在、後援会で積み立てをして建設を検討しているが、これも課外活動の支援策として検討している。

国際交流については、留学生の受け入れや支援に関わる規程等の整備に取り組む。

4-4. 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 4-4の事実の説明（現状）

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

《就職支援・指導の基本方針》

本学は、建学の精神に則り、心豊かで人間愛とボランティア精神に溢れた人材を養成し、我が国の社会福祉の発展に貢献することを主目的としている。よって学生生活の中心である学業はもちろんのことボランティア活動・環境美化活動・現場実習など、あらゆる面においてこのことを意識した指導を実践している。また礼儀や挨拶、身だしなみ等についても福祉や医療の専門職に就く者として当然のこととして日常的に指導を行っている。これらに基づき、就職指導における基本的な方針としては、次の4点が挙げられる。

- ① 柔軟かつ謙虚な姿勢を持ち、基本的な生活習慣と豊かな協調性を身につけ、礼儀を踏まえ、意欲的で創意工夫に努め、組織の一員として十分に活躍できる人材の育成を図る。

- ② 医療及び福祉の全領域に対して広く深く理解し、感性豊かで共に生きる概念をしつかりと身につけた人材の育成に努める。
- ③ 自らの能力を最大限に発揮し、職務に対して熱意を持ち、その義務と責任を全うする人材の育成に努める。
- ④ 多くのボランティア活動を通して、社会とのかかわりを持ち、社会の仕組みや慣習を学び取り、職場における実践力を身につけた人材の育成を図る。

《就職指導の担当部局》

本学では学生課就職係（平成20<2008>年よりキャリアサポートセンターとして分離・独立）と進路指導委員会及びクラス担任とが連携して指導を行なっている。それぞれの内訳は、就職係3名、進路指導委員会11名、クラス担任8名である。

《就職指導の実際と就職課業務内容》

1学年から4学年までの年間計画が作成されており、それに基づいて計画的に指導を実施している。

小規模である利点を生かし、就職担当者は、学生一人一人の顔と名前及び希望を把握し、人間関係を保ち、日常的に学生に声をかけ、個別指導を適宜行っている。また学生からの相談にはすぐに応じ、早急な問題解決に努めている。

求人件数・求人数とも定員に対しては十分であるが、学生たちへの指導においては学校求人だけに頼ることなく、自らの活動によって就職先を確保することを第一としており、県内・県外出身にかかわらず、公平なサポートを心掛けている。

学年別の主な内容は次のとおりである。

表4-4-1 学年別就職指導内容（社会福祉学部）

1 学年	一般教養講座（課外・通年）、一般常識テスト・日本語能力テスト（各1回）、マナー指導（1回）、就職ガイダンス（2回）、個人面談（1回）、進路希望調査
2 学年	一般教養講座（課外・通年）、一般常識テスト・日本語能力テスト（各1回）、マナー指導（1回）、就職ガイダンス（3回）、個人面談（1回）、進路希望調査、訪問介護員2級課程研修、福祉用具専門相談員指定講座、卒業生講話（1回）
3 学年	一般教養講座（課外・通年）、一般常識テスト・就職模擬試験（各1回）、マナー指導（1回）、就職ガイダンス（4回）、個人面談（1回）、進路希望調査、卒業生講話（1回）、施設長講話（1回）、社会福祉士・精神保健福祉士受験講座、小中学校採用試験対策講座、高校・特別支援学校採用試験対策講座、小論文対策講座、幼稚園・保育園採用試験対策講座、
4 学年	週一回の就職指導時に手引きを用いて就職活動における詳細について指導、マナー指導（8回）、個人面談（定期2回・適宜）、進路希望登録、就職試験対策、各種模擬試験、個別指導（適宜）、社会福祉士・精神保健福祉士受験講座、小中学校採用試験対策講座、高校・特別支援学校採用試験対策講座、小論文対策講座、幼稚園・保育園採用試験対策講座、

学生課就職係（就職・進学総合窓口）

就職・進学相談及び指導の実施、就職ガイダンス及び4年生への「就職指導」の実施、個別指導、求人依頼、就職斡旋、情報収集、資料整備、就職活動の手引き作成、各種就職模擬試験の実施、就職関係データ作成、福祉用具専門相談員指定講習会の実施、

進路指導委員会・クラス担任との連携など。

進路指導委員会

進路指導に関する統括、指導方針・年間指導計画の作成、年間指導計画の運用と調整、進路希望調査の実施、就職先訪問及び求人開拓、一般教養講座・小論文講座の実施、就職係・クラス担任との連携など。

国家試験受験対策委員会

社会福祉士国家試験受験対策講座・精神保健福祉士国家試験受験対策講座の実施
教育実習部会

小中学校教員採用試験受験対策講座・高校福祉科及び特別支援学校教員受験対策講座の実施

幼保実習部会

幼稚園・保育園採用試験受験対策講座の実施

クラス担任

担当学生の就職・進学希望及び現状の把握。個人面談・三者面談（学生・保護者・クラス担任）の実施。個別指導就職係・進路指導委員会との連携など。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

キャリア教育とは、「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」である。本学の学生たちは、その多くが医療及び福祉専門職を目指して入学してくる。看護学部の卒業生が出ていない現状においては、就職先の9割が社会福祉関連の職業である。本学のカリキュラムに沿って学び、学生生活の中に位置づけられている様々な取組にかかわっていくことによって、学生たちは上記のキャリア教育の定義に則った学びをしている。特に盛んに行われている社会福祉施設等におけるボランティア活動の効果は大きい。専門領域の講義・演習、現場実習、ボランティア活動、施設長による講話、現場で活躍する卒業生たちの体験談、課外活動、学生相互の意見交換や発表などを通して学生たちは様々なことを感じ、学び、身に付けている。

故に敢えてインターンシップを行ったり、キャリア教育科目を設定しなくても十分にその目的は達成していると考えている。

(2) 4-4の自己評価

〈就職状況〉

社会福祉専門職の求人は、年々増加しており、学生数に対して十分な求人数がある。多くの学生が、学んだことを生かす福祉専門職についている。明確な目標を持って活動している学生が多いが、少しずつ曖昧なまま就職活動をしている学生が増えてきているように感じられる。この点は、状況を把握し、改善に努める。

就職状況は次のとおりである。

表 4-4-2 年度別就職状況

	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	社会福祉	児童福祉	計	社会福祉	児童福祉	計	社会福祉	児童福祉	計
卒業生数	86	52	138	100	46	146	104	45	149
就職希望者数	77	51	128	95	46	141	96	44	140
就職決定者数	77	50	127	92	46	140	95	44	139
就職決定率	100	98	99.2	96.8	100	99.3	99	100	99.3

表 4-4-3 卒業後の年度別進路先の状況

	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	社会福祉	児童福祉	計	社会福祉	児童福祉	計	社会福祉	児童福祉	計
老人福祉施設	21	1	22	21	0	21	23	0	23
知的障害児者施設	14	3	17	18	6	24	20	11	31
身体障害者施設	2	0	2	2	0	2	9	0	9
児童福祉施設	1	7	8	3	5	8	3	2	5
老人保健施設	3	1	4	8	0	8	6	1	7
民間介護事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会福祉協議会	1	0	1	1	0	1	2	0	2
精神障害者施設	0	1	1	0	0	0	1	0	1
保育園	0	13	13	0	19	19	0	6	6
幼稚園	0	9	9	0	5	5	0	8	8
病院	10	5	15	11	0	11	8	1	9
福祉関連企業	3	4	7	2	1	3	4	0	4
公的機関	7	1	8	14	7	21	9	13	22
一般企業	15	5	20	12	3	15	10	2	12
合計	77	50	127	92	46	140	95	44	139

《就職指導について》

学年に応じて年間計画が作成され、それに基づいて各クラスと連携して実施されている。1～2年生は、基礎学力の養成とボランティア活動を中心とした福祉職の理解に努め、3年生は、自らの進む方向性を定められるよう指導している。4年生は、各

自の希望に応じた職業に就けるようバックアップしている。

就職係は、様々な情報収集と学生への提供を行ない、学生の状況を常に把握し、適切な支援に努めている。また、クラス担任も担当する学生の状況をつかみ、個別指導を実施している。就職係に寄せられた求人情報は、時間差なく全てクラス担任に伝えられている。内定状況は、関係者がすぐに確認できるようファイル化されており、一週間に1度更新している。小規模の大学の利点を生かし、学生一人一人を確実に把握・理解し、内定するまで根気強く学生指導を行っている。

つい最近まで事務部門主導型で進められてきた就職指導であったが、教員の意識の改革と教職員が連携して指導にあたることの重要性から、現在の形に改善してきた。しかし、現状ではまだまだ十分な形を作れているわけではない。教職員が学生たちの目標の実現のために協力し、よりよい指導体制を作り出せるよう一層努力したい。また、国家資格の取得や採用枠の狭い職種についても学生の希望が叶えられるようより効果的な講座の工夫等を実施したい。

＜就職関係資料の整備＞

キャリアサポートセンターには就職に関する諸資料が整備されている。これまでの求人票や施設案内、受験報告書は、県別施設種別にファイルにまとめられており、学生は各自の希望に応じていつでも閲覧することができるようになっている。また現求人票は、種別ごとにファイル化し、必要に応じていつでも閲覧することができる。その他、キャリアサポートセンター前の掲示板には現求人情報や説明会のポスター、締め切り間近の求人などを分かりやすく掲示しており、学生たちが日常的に活用している。

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

教職員の連携をより良い方向に進めていきたい。事務部門主導で進めてきたが、その反省のもとに現在の形ができてきた。しかしながらまだまだ不十分であり、更に研鑽を積み改善していきたい。特に教員の認識度を上げられるよう工夫したい。

昨今、多様な入試形態により様々なタイプの学生が入学してくるようになった。学力差も大きく、また学力水準も以前に比べると下がってきている。しっかりとした基礎学力を身に付けずに就職活動期を迎えるとやはり思うような結果はなかなか得ることができない。一般教養を身に付けさせたいことから、そのための講座も開催してきたが、その効果もあまり上がってきていない。この点については、学生の実態を正確に把握し、1年生のうちから徹底して指導できるよう改善に努めたい。

本学は、その名前が示すとおり、医療及び福祉領域の専門大学である。多くの学生は、医療福祉専門職を目指して入学してきている。しかし、前年度までの状況では、途中でその志が消えてしまう者も出てきている。もちろん多くのことを学んだ上で自らの目標を医療・福祉ではない別の領域に見つけての方向転換であれば問題はなく、むしろ心から応援するが、そうではなく全く目標を見失ってしまう学生については、その原因を見極めて何らかの方策を講じなければならない。また目標が曖昧なまま就職活動期に入ってしまう者も少しずつではあるが増えてきている。これらの学生たちについては、学生理解に努め、個別相談等を効果的に実施して、目標を持ち就職活動が出来るよう支援したい。

インターンシップについては、本学の様々な取組に学生たちが関わることによって、その内容をほぼ達成してきていたため、これまでは実施してきてはいない。しかし、多様な学生が在学している現状とボランティア活動や実習などでは入っていけない領域については、その実施の可能性が考えられる。今後検討していきたい。

小規模であり、学生たちをしっかりと把握することができるが、学生との情報のやり取りには携帯メールが欠かせないものとなってきた。求人情報をメールで学生の携帯電話に一斉配信するように整備していきたい。

【基準4の自己評価】

- ・本学のアドミッションポリシーは、入試ガイド、ホームページ等でも周知し、必修科目「道徳教育」内で学生に徹底されている。また、各種の入試説明会・相談会や高校訪問を通じて周知することで学生募集に結び付けている。
- ・学生確保のために各種の入試を計画し実施している。少人数教育によるきめ細かな指導を実践しており、例年定員を超える倍率を確保している。
- ・平成20(2008)年度より「フレッシュヤーズキャンプ」を実施し、導入教育を更に徹底している。

1泊2日の宿泊研修を通じて、建学の精神、ボランティア活動、環境美化活動等に関する討議を通じ、学生の意識を高めると同時に親睦を深めることに成功している。

- ・学生の学習支援に対しても、クラス制を導入しより少人数による指導を徹底し、授業アンケートを実施することで授業内容の改善を行うなどきめ細かい配慮を行っている。
- ・専門性の高い人材の輩出を標榜し、実習にも真剣に取り組んでいるため、就職も福祉分野以外を希望する者は極めて少数であり、地元への専門性の高い人材供給を長年果たしている。

【基準4の改善・向上方策（将来計画）】

- ・徹底した少人数教育によりきめ細かい学生指導を実践しているが、心の問題に悩む学生が本学においても年々増加傾向にある。学生相談体制の向上やカウンセラーの対応体制の一層の充実を計る。
- ・社会福祉士・精神保健福祉士・看護師を始めとした国家試験対策指導を整備し、希望者がより合格可能な教育環境作りを実施する。
- ・よりきめ細かな生活指導を行うことで、退学防止のための対策を更に強化する。
- ・就職に関する状況は極めて良好ではあるが、実習施設に対する就職率を更に上げる必要性を感じている。実習を通じて施設と本学、学生の三者の相互理解を更に深め、人材の地元定着を一層図っていかねばと考える。

基準 5. 教員（教育研究活動、教員人事の方針、FD (Faculty Development) 等）

5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

(1) 5-1 の事実の説明（現状）

5-1-1 ① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

社会福祉学部社会福祉学科では4年間に社会福祉の基礎から専門に至るまで、教育、研究、資格の取得、そして社会福祉を幅広く支える教育を行うための教員を配置している。専任教員は37名で、設置基準を充たし、きめの細かい指導がなされている（表5-1-1）。社会福祉士と精神保健福祉士の資格取得のためには、「相談援助実習」「精神保健福祉援助技術」の演習と実習があり、少人数での指導が求められている。特に実習は授業時間内の指導に加えて、授業時間外の指導、巡回等が必要なため、すべて専任教員で対応している。

社会福祉学部には兼任教員（非常勤）は32名が配置されている。

平成22(2010)年度4月より看護学部が開設され、開設当初は21名の専任教員を配置し、社会福祉学部より6名の教員が兼任教員として配置されている。

表 5-1-1 大学の教員配置

区分	学部・研究科	学科・専攻	入学定員 (編入学)	収容定員	設置基準上 専任教員数	現員 合計	教員構成			
							教授	准教授	講師	助教
大学	社会福祉学部	社会福祉学科	130名 (100)*1	620名	14名	37名	14名	6名	14名	3名
	看護学部	看護学科	80名	80名 (320)*2	12名	21名 (27)	7名 (9)	8名 (10)	4名 (5)	2名 (3)
	大学		210名	700名 (940)*2	11名 (15)*2	58名 (64)*2	21名 (23)*2	14名 (16)*2	18名 (19)*2	5名 (6)*2

※1 () は編入学定員

※2 () は平成25年度完成時のもの

《大学院》

教員一人当たりの大学院の担当講義科目数が少ないため、教育研究上の支障は特に見られない。また学部の専任教員5名が大学院の教員として教育、研究指導にあっている。

表 5-1-2 大学院の教員配置

区分	学部・研究科	学科・専攻	入学定員	収容定員	設置基準上 専任教員数	現員 合計	教員構成		
							教授	准教授	講師
大学院	社会福祉学研究	社会福祉経営専攻	10名	25名	3名	6名	6名	0名	0名

※平成22年度入学定員数は10名、平成21年度は15名

※学部両専任教授3名、准教授1名、その他兼任1名は含めず

5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

社会福祉学部社会福祉学科には37人の専任教員が属しているが、他に必要な兼任（非常勤）講師32人を配置している。非常勤依存率は46.38%である。専任教員、非常勤講師の人数の詳細は、表5-1-3「大学の専任教員、非常勤講師の人数」のとおりである。

表5-1-3 大学の専任教員・非常勤講師の人数

学部・学科	入学定員	在籍学生数	専任教員数	在籍学生数/教員数(人)	非常勤講師数	非常勤依存率(%)
社会福祉学部 社会福祉学科	130名 (3年次編入学定員50名)	563名	37名	15.22	32名	46.38
看護学部 看護学科	80名 (平成22年度開設)	96名	21名 (27)	4.57 (11.85)	16名 (49)	37.2 (56.98)
合計	210名	659名	58名 (64)	11.36	48名 (81)	45.28 (55.86)

※（ ）は平成25年度完成時のもの

専任教員に占める男女の割合は、社会福祉学部では、男性教員81.08%、女性教員18.92%であり、男性が女性を大きく上回っている。しかし、看護学部の開設により女性教員が多く採用され、大学全体の男女の割合は、男性教員53.45%、女性教員46.55%となっている。詳細は、表5-1-4「専任教員の男女構成」のとおりである。

表5-1-4 専任教員の男女構成

学部・学科	人数			比率(%)	
	男	女	合計	男	女
社会福祉学部 社会福祉学科	30名	7名	37名	81.08	18.92
看護学部 看護学科	1名	20名	21名	4.76	95.24
合計	31名	27名	58名	53.45	46.55

※平成22年5月1日現在

専任教員の年齢構成は、26歳～30歳が3人、31歳～40歳が6人、41歳～60歳が24人、61歳以上が25人である。61歳以上の割合が43.10%と高く、一方で40歳以下の若手教員は15.52%と少ない状況にあり、今後、後任補充等で十分に留意しなければならない。

表5-1-5 専任教員の年齢構成

学部・学科	26歳～30歳	31歳～40歳	41歳～60歳	61歳以上
社会福祉学部 社会福祉学科	2名	5名	10名	20名
看護学部 看護学科	1名	1名	14名	5名
合計	3名	6名	24名	25名

※平成22年5月1日現在

(2) 5-1の自己評価

社会福祉学部社会福祉学科では資格関係科目や根幹をなす科目は専任教員が担っており、適切な指導の体制がとられている。ただし、専任教員の年齢層に偏りが見られ、そのバランスに留意しなければならない。また、専門分野のバランスについても、教授配置がやや社会福祉専攻に偏り、子ども専攻の教授配置が少ないことにも留意しなければならない。また、専任教授の数が大学設置基準を満たしているとはいえども十分でないことも留意しなければならない。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

社会福祉士養成カリキュラムの大幅な変更に加え、本学では、平成21(2009)年度から大幅なカリキュラム変更を行った。それに伴い教員配置についても、教授1名、准教授2名、助教2名の新規採用を行った。社会福祉学部においては、平成22年度、講師1名(40代)、助教1名(30代)の新規教員採用を行った。平成22年度以降も教授数及び専任教員の年齢層の偏りの是正に取り組む。

5-2 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

(1) 5-2の事実の説明（現状）

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

教員の任用・昇任に関する方針については、「群馬医療福祉大学教育職員任用規程」と「群馬医療福祉大学教育職員資格基準に関する規程」の2つの規程が整備されている。審査対象の項目としては「建学の精神の理解または実践、人格、学歴、職歴、教授能力、教育実績及び研究実績、学会及び社会における活動等」（「群馬医療福祉大学教育職員資格基準に関する規程」第2条）が挙げられており、それらを「基準」に照らして審査を実施する。

「基準」は教授、准教授、講師、助教の選考基準を定める規程であり、教授の資格については、学位以外の基準の1つに「大学において3年以上の准教授の経歴があり、かつ教育研究上の業績があると認められる者」（「群馬医療福祉大学教育職員資格基準に関する規程」第3条第5号）がある。

これに加えて、理事会で決定され、理事長名で学園本部から毎年出され、教授会にて確認している冊子「伝統の建学精神」があり、この使命・目的の履行状況も当然のことながら、実質的に人事審査の対象項目に入れられている。

その「使命・目的」とは、「私学の教育理念を踏まえて、学問の裾野を広げ、様々な角度から物事を見ることができる能力、自主的、総合的に考えて、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識、人生を社会との関係の中で位置づけることのできる人材を育てる」ことにあり、この使命・目的を実現するための資質を有する教員であることが必要とされる。

さらに、「教育力の向上に努め、良質の教育サービス提供に徹する」ことにより学生の持てる能力を「最大限に伸ばし」、そして学生に「満足感をもたらす」という「教育人としての責務」、また、本学園及び大学の「教育目的・目標の理解・堅持に努め、その達成に貢献するように尽力する」とした大学人としての素養も求めるところとなる。

以上のように、教員の任用・昇任の方針の明示については、2つの規程と建学の精神の理解と遵守の3基準から成る。

5-2-2 ② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

教員の採用・昇任については、「群馬医療福祉大学教授会規程」「群馬医療福祉大学教育職員任用規程」「群馬医療福祉大学教育職員資格基準に関する規程」に基づき、実施される。教員の選考に当たっては、学長及び大学教授会規程第2条に規定する教授の中から学長が委嘱する委員3名に人事担当理事、大学事務長を加え教員候補者選考委員会を組織し、教員候補者の選考を行う。学長は教員候補者選考委員会の審議経過について、教授会の意向を徴し、理事会に提出し、理事長が任用を決定する。なお、教員選考基準の概要は、表5-2-1のとおりである。

表5-2-1 教員の選考基準の概要

教員の選考基準	教員の資格	教授	博士の学位を有し、教育上の経験又は識見をもっている者
			公刊された著書、論文、報告書等により学位を有する者に匹敵する研究上の業績があり、教育上の経験又は識見をもっている者
			大学において3年以上の准教授の経験があり、学問上の業績が顕著な者
			芸術、体育等については、特殊の技能に秀で、その分野の制作又は実技においてすぐれた指導能力がある者
			研究所・試験所・病院等に3年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
		准教授	博士の学位を有する者
			研究業績優秀で、教育上の経験又は識見をもっている者
			大学において3年以上専任講師の経験があり、学問上の業績が顕著な者
			特定の分野について、優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者
		専任講師	担当学科に関連する権威ある研究所、指導者について5年以上在職又は研究し、研究上、教育上の能力があると認められる者
			教授、准教授となることのできる者
			修士の学位を有し、教授能力があると認められる者
		助教	特定の分野について、教育上の能力があると認められる者
			学士の称号を有する者
			前号の者に準ずる能力があると認められる者

本学が社会福祉学部という総合的な学問領域を標榜しているために、学部にはさまざまな専門領域と経験をもつ教員が必要であり、また現にそのような教員が所属している。

そこで審査については教育研究業績の評価に偏ることなく、教育力、委員会等の大学運営、社会活動等を公正に評価している。

(2) 5-2の自己評価

教員人事関係の規程は整備され、適切に運用されている。

本学のように福祉系、教育系、医療系、文系等の多方面の専門分野とそれに伴うさまざまな経歴の教員がひとつの学部あるいは研究科に所属する場合、規程の一貫した運用は必要であるが硬直化した運用にならないように、それぞれの領域の習慣的、基本的な見解を尊重し、各人事の際に柔軟な理解を広める努力をしている。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

教員採用における公募も実施している。さらに公募人事を推進するための学内議論を高める必要がある。

5-3 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

(1) 5-3の事実の説明（現状）

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

教員の教育担当時間は、表5-3-1のとおりである。

授業の準備や研究等の時間を確保するため、専任教員の出勤日は原則として週4日である。また、教員の担当時間の基準は定められていないが、半期5コマ程度を基準としている。専門領域、科目によっては単純にコマ数計算を行うことができないものもあり、必ずしも硬直的な運用を求めているものではない。役職者については、公務に関わる負担に配慮して基準を減免している。

本学は、免許、資格との関係で、演習・実習科目が多く、また、少人数クラスの実施、クラス担任によりクラス別演習を実施しているため、専任教員の平均授業時間数が多くなっている。

表5-3-1 教員の授業持ちコマ

区分	教授	准教授	講師	助教
社会福祉学部平均	4.05	6.57	5.13	7.33
看護学部平均	2.97	4.24	4.31	1.39

※看護学部の教員持ちコマ数は平成22年度開講分のみ

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA（Teaching Assistant）・RA（Research Assistant）等が適切に活用されているか。

現在、本学ではTA制度を設けているが、具体的な活用には至っていない。TA・RA制度の活用へ向けて本学大学院との調整を進めている。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

教育研究費については下の表5-3-2に示すとおり全教員に個人研究費と個人研究旅費を支給している。

個人研究費と研究旅費は年度当初に提出される「教員研究計画書」に基づき、教員各人に支給される。個人研究費の対象は各教員の専攻分野の研究に要する図書資料費、機器設備、消耗品、印刷費、諸会費などの研究諸費と旅費交通費を対象としている。教員の研究を促進支援するために研究計画に優れたものには十分な研究費を配分するように整備されている。

平成21(2009)年度における外部研究資金の状況（新規・継続合計）は、残念ながら獲得できていない。科学研究費補助金への申請は2件がなされているが採用に至っていない。

表5-3-2 教育研究費（平均支給額）

	個人研究費	個人研究旅費	総額	その他
教育研究費	157,180	55,176	211,356	—

(2) 5-3の自己評価

担当時間は担当専門分野の違いによりばらつきがあるが、専門教育の専任担当比率が高い。表5-3-1の担当授業時間数には現れないほかの業務として、併設される短期大学部での兼任講師、各種委員会の業務、学生募集に関する業務、授業以外の学生指導等があり、均等配分を心掛けているが、時には一部の教員に業務が集中する場合もあり、結果として不均衡が生じている。

個々の教員の教育研究活動を支援する教育研究費は適正に配分されているが、科学研究費補助金をはじめとする外部研究資金を積極的に獲得することが必要である。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

専任教員の担当時間については、超過分を兼任教員が補充することで、担当時間の均一化を図ることが可能だが、そのために専任担当比率が低くなり、教員と学生との距離が近いという本学の特長を失うことにならないよう配慮している。また、授業以外の業務負担を測る指標が無いため、指標を作成し、業務の平準化のための整備を行う。

TA等については、現在活用へ向けて準備している。

教育研究費については、競争的資金である科学研究費補助金などの外部研究資金の獲得に一層務め、教育研究活動を活発にする。

5-4 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

(1) 5-4の事実の説明（現状）

5-4-①教育研究活動の向上のために、FD等組織的な取組みが適切になされているか。

「FD委員会」は、本学教員集団が「建学の精神に則り、福祉社会の構築に貢献しうる人材の育成をめざす」という教育理念のもと、大学の教育目標の達成を図る上で不可欠

な教育能力を開発し、教育力・教授力（技能）の向上を図るために設置された。

活動の主要プログラムとその具体的実施状況は、

- ①建学の精神の発揚とFD活動への協力と理解を深めるための教職員を対象とした説明会を毎年開催
 - ②最近の大学一般及び本学の現状認識を深めた上で、授業への取組について、事例等を踏まえて理解を深めるための「新任教員研修会」の開催
 - ③専任教員の講義を公開（授業参観）し、参観者から任意で意見を募り、相互に自己改善に資するための「公開授業（授業参観）」
 - ④学生の出欠席の状況を教員間で共有し、熟度の確認、学習意欲の喚起等のための学年別会議などの実施
 - ⑤学外におけるFD研修会への参加
 - ⑥教員研究発表会の実施
- などである。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

1) 学生による授業評価

平成14(2002)年度に「自己点検評価委員会」が発足し、授業評価体制が整備され、「授業アンケート」の実施が定着している。当初、平成14(2002)年度および平成15(2003)年度は専任教員を中心の授業評価を実施した。平成16(2004)年度からは、非常勤を含め授業評価を実施している。実施は前・後期とも期末に行っている。

構成・分析についても改良が重ねられ、現在では「授業内容」「教員の授業運営」「自身の受講態度」の3側面から項目が設けられ、学生の実情を踏まえて評価を行えるよう配慮されている。

アンケート結果は早急な授業改善に役立つよう、まずは単純集計を速やかに教員へ還元している。分析は得点分布および平均得点を主とした分析がなされており、授業改善を深めることに役立てられている。また、過去の分析において、学生の授業に対する評価因子として「満足感」と「充実感」を抽出しており、今後、評価因子の研究を進めることも必要である。

2) 教員相互の授業評価

「FD委員会」による「公開授業」に述べられたように、評価は、教員相互の授業評価という形をとっている。評価は参観者のアンケート回答によるもので、委員会で回収後、各教員へ無記名で還元され、参観者は授業のあるべき姿について考え、公開者は自己内省及び授業改善へ反映していく目的で行われている。

実施体制として、学生生活も考慮して後期の科目の中からは公開科目を選抜し、授業参観を任意参加とした。参観については、相互評価の目的に適うよう、参観機会を1回以上作ることにした。

平成21(2009)年度においては専任教員3名（うち1名は短期大学部）が公開授業を行い、相互評価を行った。

3) 教員研究発表会の実施

本学のように多領域にわたる教員が同一学部在籍する場合、相互の研究内容を知る上で教員研究発表会の占める役割は大きい。平成21(2009)年度においても研究発表会が実施され、それぞれの研究に対する活発な討論が行われている。

(2) 5-4の自己評価

本学は、教育研究活動を全学的に活性化するために、「FD委員会」の下でFD活動を全学的に推進している。

FD活動の一つである学生による授業評価に関しては、全学体制で組織的かつ意欲的に実施しており、それがどのように授業に反映されているかについてはパネル調査や縦断的な分析を行うことが必要である。

学生による「授業アンケート」、研究活動への「研究評価」などの教育研究活動に対する評価体制が整いつつあるが、評価者の立場に立つ教員、職員は、適正な評価を行うために研修会への参加を義務がこれまで以上に期待される場所である。

学生による「授業アンケート」の結果については、「自己点検評価委員会」が授業担当教員に還元するとともに、授業アンケートを大学全体としての授業改善に活用するため、「学生による授業評価について」というテーマによる「教員会議」を実施している。また、「授業アンケート」を通じて評価された授業に対して各教員が自己評価を行い、改善計画を含めたレポートを提出することを義務づけている。

公開授業についてはその実施に躊躇する教員がいることも事実である。しかしその中で相互参観という形で平成21(2009)年度は複数の教員が授業を公開し、多くの教員が参加したことは評価することができる。

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

FD活動については、組織的な活動を努力しているが、その具体的な成果という面ではまだ十分とはいえない。更なるFD推進体制の充実を目指して平成22(2010)年度には以下の具体的な実施計画を推進する。

①公開授業

継続的な授業公開と教員相互研讃の充実。

②FD研修補助費の拡大

一般教職員も多く研修会に参加できるように大学として予算措置を講じる。

③シラバスの充実

シラバスの作成については「教務カリキュラム委員会」「FD委員会」「自己点検評価委員会」が関わっているが、「FD委員会」としては教育力の向上という観点から、形式・内容ともに、充実したシラバス作成の方式を確立する。

④教学部との連携強化

教育研究活動支援体制の強化には、上記委員会と教務部との連携が必須である。FD委員会等の取組を教育内容に反映させるために、全学的に情報共有を行い、カリキュラム改革や教学業務に反映させる。

⑤学生も参加するFD関連企画の実施

FD委員会活動の企画立案段階に学生の声を加え、教員と学生の懇話会や、学生を対象としたFD委員会関係のシンポジウムを開催し、学生の積極参加による創造的なFD委員会活動の在り方を探る。

【基準5の自己評価】

専任教員数については、大学設置基準を上回る人数を配置し、学問の進歩、教育・研究の向上に対応させているが、必ずしも十分であるとは言えない。そのひとつに、大学設置時の事情から、専任教員の年齢構成比については、高年齢の教員の比率が少し高くなる傾向が見られることである。これに対しては教員の新規採用などを通してその傾向は徐々に解消の方向にある。

教員の授業担当時間数については、一部の大学院科目の担当者、学部の厚生労働省指定科目の担当者や巡回指導担当者等に負担過剰がみられるが、それ以外には特に問題はない。

個人研究費、個人研究旅費、共同研究費等については、潤沢とはいえないが、効果的な使用がなされている。

教員の海外での研究発表等のための海外活動支援、教員の短期、中期、長期等の海外留学を支援する制度の整備が滞っている。

教育研究の活性化については、十分とは言えないがFD委員会活動を通じて積極的取組が行われ、学内に次第に浸透し効果を上げている。

【基準5の改善・向上方策（将来計画）】

専任教員の配置については平成21(2009)年度から計画的に見直しが始められ、平成22(2010)年度には看護学部の開設も含めて新たな体制で臨むことが決定している。2学部体制となるため、設置基準上の教員数も変更となる。看護学部の完成年度には設置基準を上回る教員配置を完成させる予定である。

教員の国際的な視野に基づく研究活動を活発にするために、教員の海外留学、出張を支援する規程の作成、海外への研究出張および海外留学の実施に向けた学内体制を平成25(2013)年度までに整備する。

FD委員会活動の将来計画については、5-4で述べたように、平成21(2009)年度実施計画については順次進行させ、公開授業をはじめとした教員の授業相互評価についても組織的に行うことを決定している。シラバスの充実についてもその内容も含めて大きな見直しが計られ、平成22(2010)年度からは形式を変更する。

基準 6. 職員（教育研究支援、職員人事の方針、SD (Staff Development) 等）

6-1. 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

(1) 6-1の事実の説明（現状）

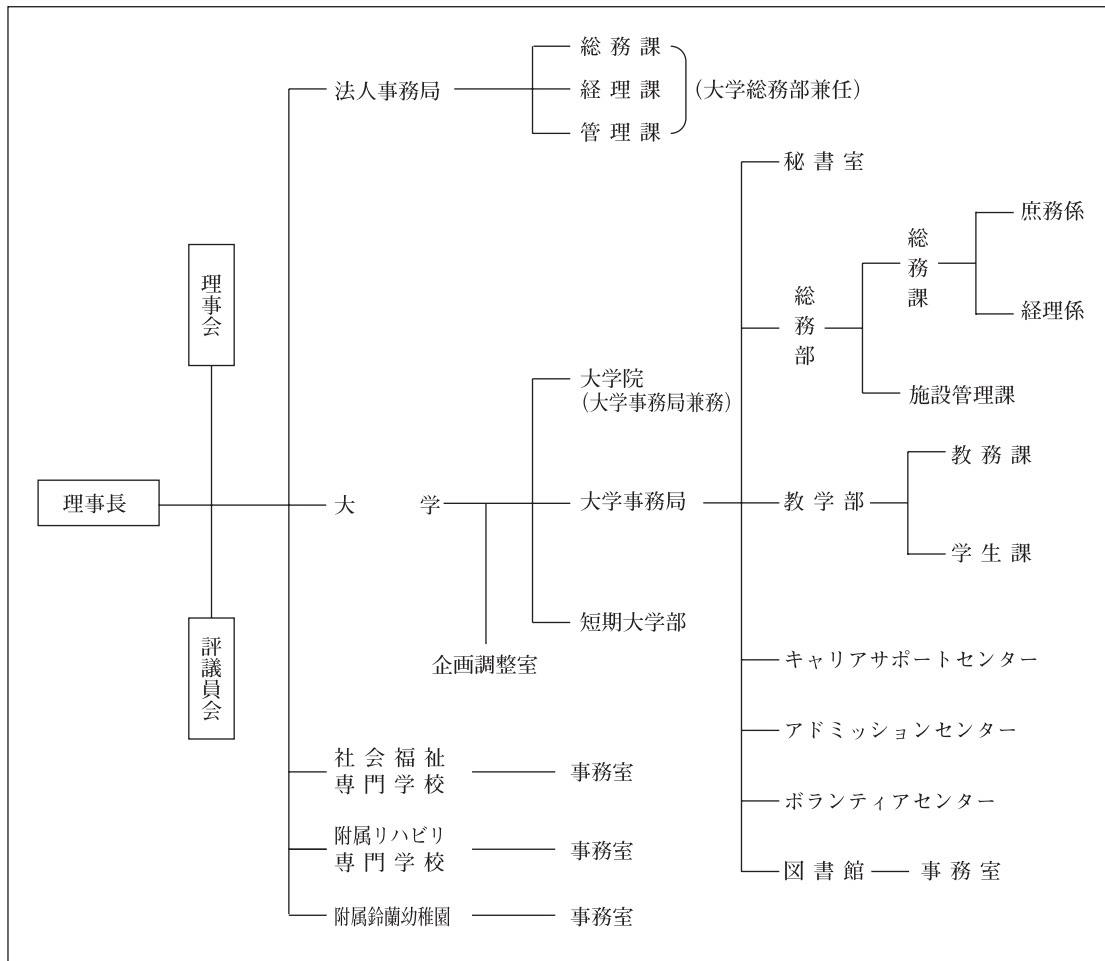
6-1-1① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

学校法人昌賢学園の事務組織は、図6-1-1「事務部門の組織」に示すとおり、法人事務局、大学・短期大学部事務局、大学院事務局、社会福祉専門学校事務室、リハビリ専門学校事務室、幼稚園事務室が設置され、必要な職員が配置されている。大学事務局は、専任事務職員21名で構成されている。

理事会・教授会等の決定事項・伝達事項は、事務長を議長とする昌賢学園事務長・総務部長会議、部課長会議、事務局会議において各職員に周知されることとなっている。

大学の事務組織は、組織規定によりその体制を定め、各部署の所管業務は事務組織及び運営に関する規則に定められている。

図 6-1-1 事務部門の組織



6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

大学事務局の職員の採用・昇任・異動の方針は、学長・事務局長・事務長・総務部長で策定された人事計画に基づき、各部署の業務量・職員の年齢バランス等を勘案しながら実施されている。

職員の昇任・異動は、事務長・総務部長会議で審議した案を理事長が決定する。人事異動は4月に実施される。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

職員の採用に関する規程としては、「学校法人昌賢学園就業規則」等がある。職員の採用は、これらの規程に則り実施されている。

昇任については、規程の定めはないが、当人の能力を勘案して事務長・総務部長会議で検討し、理事長が決定している。

異動については、特に規程の定めはないが、各職員の経験年数、職務遂行能力等を勘案して事務長・総務部長会議で検討し、理事長が決定している。

(2) 6-1の自己評価

職員の組織編成は、大学事務局の事務分掌等業務目標に基づき必要な職員が確保され、適切に運営されている。近年、大学事務局の業務は、以前に比して多岐にわたり、かつ高度な専門性が要求されるケースも増加してきている。限られた人員でどのように対処していくか検討しているところである。

職員人事の方針は、事務長・総務部長会議で審議し、理事長によって決定され、具体化されている。昇任・異動については、規程の定めはないが、事務長・総務部長会議において協議し、理事長が決定しており、その運営は適切であると考えている。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

昇任・異動等については、人事考課制度が不可欠ではあるが、本学では専任事務職員21名という規模であるため、事務長が全事務職員の状況を掌握できることもあって、制度としての人事考課制度が確立されていない。今後、学校法人昌賢学園全体として、人事考課制度の導入については、検討課題である。

6-2. 職員の資質向上のための取組み（SD等）がなされていること。

(1) 6-2の事実の説明（現状）

6-2-① 職員の資質向上のための研修、SD等の取組みが適切になされているか。

本学における事務職員の研修は、年間を通じてOJTを中心に実施しているが、年3回のSD研修会を行っている。また、私立大学協会で開催されている教務事務・学生生活指導・就職・経理・図書館司書等担当者レベルの研修会や管理者研修会にも職員を参加させている。その他、各機関（文部科学省、私学事業団、日本学生支援機構等）の研修会にも必要に応じて積極的に参加している。

学内における職員全体を対象とするSD研修は、年度ごとに研修テーマを定め、10

月上旬（夏季休業明け）、11～12月、1～2月の3回実施することになっている。平成21年度は、「建学の精神の理解」「出張・研修報告会」「業務総括」のテーマで実施した。

(2) 6-2の自己評価

職員の資質向上のための本学の研修メニューは、初任者研修、担当業務に関わる研修、全体研修とあり、一定の成果をあげていると考える。しかし、事務局での業務がより専門性を要求されるような対応を迫られる現在では、研修への参加が限定される中でいかに専門性の高い事務職員としてスキルアップしていくかという問題解決の方法を検討している。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

定期的に職員を外部研修会へ参加させ、個々の職員のスキルアップを図っていくと同時に、学内での職員のスキルアップの方策を考えることで、組織全体の向上につなげていくための環境づくりを図っている。

6-3. 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

(1) 6-3の事実の説明（現状）

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

教育研究支援のための事務体制としては、主に教学部（教務課、学生課、キャリアサポートセンター）、アドミッションセンター、ボランティアセンターが学生の支援を行い、総務部が科学研究費の申請業務などの教員の支援を行っている。また、図書館では学生教職員に対して、午前8時30分から午後9時30分まで開館サービスを行っている。また、社会福祉実習センター、精神保健福祉実習センター等の学生支援センターの事務サポートを事務局で行っている。

(2) 6-3の自己評価

教育研究支援のための事務体制は、入学、教育、修学、進路、ボランティアの各業務を担当し、教員組織と共に各部署において学生の日常の諸活動を支え、有効に機能している。

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラムの多様化、学生の質の多様化、補助金事務の増大など教育研究支援に関わる業務は、増加の一途を辿っているが、増員は見込めず、各職員のスキルアップが急務となっている。専門性の高さのみならず、オールマイティに事務局の業務をこなせる事務職員の育成・補充を検討する必要に迫られている。業務の見直しに伴い、組織の統廃合も検討していく方針である。

【基準6の自己評価】

必要な職員の確保については、人員は限られているものの本学の組織運営に必要な職員は確保されており、適切に配置されている。職員の採用、昇任、異動については、

事務長・総務部長会議で審議し、理事長によって決定され、現行システムの中で適切に実施されている。職員の研修は、私立大学協会の研修、日本学生支援機構の研修会を中心に積極的に参加し、また全体研修会も年3回実施しており、研修活動は適切に行われている。

【基準6の改善・向上方策（将来計画）】

本学を取りまく環境は急激に変化しており、その変化に対応した組織編成・資質向上策の策定が急務となっている。今後、事務長・総務部長会議・部課長会議等でこの問題を検討していく予定である。

基準 7. 管理運営（大学の管理運営体制、設置者との関係、設置者の管理運営体制等）

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 7-1の事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理体制が整備され、適切に機能しているか。

本学の目的は、「学校法人昌賢学園寄附行為」や「群馬医療福祉大学学則」等に定められ、建学の精神として、「忠」「孝」「信」「愛」に基づく「精神の修養」を掲げている。さらに「仁」「義」「礼」「智」の精神の下、豊かな人間性の育成を教育理念とし、深い人間性と幅広い教養を身につけ、国際的視野で物事を判断でき、21世紀の医療福祉をリードしていく人材の育成を実現することである。この方針に沿って理事会のもとに法人本部、大学事務局等の組織が配置され、教育組織と連携して業務の推進に当たっている。

学校法人昌賢学園の理事は8名であるが、外部から学識経験者として3名、さらに大学、短期大学部、専門学校から選出され偏り無く寄附行為に基づき構成されている。

理事長は大学学長として教学に関する事項を掌握し、事務局長ともども常任の理事として大学の管理運営に当たっており、監事は2名とも外部から選出され教員経験者、企業の経営者で構成されている。

大学では、学長の下に社会福祉学部長、看護学部長、教授会（各委員会）、事務局においては事務長さらに総務部長（総務課長・施設管理課長）、教学部長（教務課長・学生課長）、アドミッションセンター（アドミッションセンター長）、キャリアサポートセンター（キャリアサポートセンター長）等で組織され管理運営体制が構築されている。教授会は月2回、事務局会議は月1回定例会議として開催し、管理運営上の諸問題について協議・執行している。学園の理事会は、年2回（3月、5月）を定例会議とし、必要に応じて4回以上は臨時に開催されており、(1) 予算・決算(2) 長期の借入金(3) 基本財産の取得、処分(4) 事業計画(5) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄(6) 合併・解散(7) 寄附金募集(8) 学部・学科の増設(9) 学費の改定(10) 学則変更他法人における重要な事項を審議している。平成21年度において理事会は年間8回開催され、評議員会もほぼ同時に8回開催されている。監事の業務については学園寄附行為15条に規定されているが、理事会・評議員会には毎回出席しており、法人の業務・財産の状況については理事長が四半期毎に報告している。

表 7-1-1 理事会における特に重要な審議事項

1	寄附行為の変更および主務大臣または知事等に認可申請を要する事項
2	教育、研究に関する重要事項
3	校地、校舎等重要な財産の取得および処分
4	財務計画、その他の長期経営計画
5	予算および決算

6	重要な職制および職務分掌の制定改廃
7	就業規則その他の重要な規程の制定改廃
8	寄附金および学園債の募集
9	評議員会に提出する議案
10	創立何周年記念行事等の特別な学園行事

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

理事定数は寄附行為により8人と定められ、選任区分は(1)大学長(2)評議員理事3人(3)学識経験者4人となっている。平成22(2010)年5月現在の理事現員は外部理事3人含め8人である。理事の任期は1号理事を除き3年となっている。また、理事長以外の理事はこの法人の業務について、この法人を代表しないこととし、理事代表権の制限をしている。

監事定数は2名で「監事はこの法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員の同意を得て、理事長が選任する。」と定められており、平成22年5月現在監事2名とも外部から教員経験者、企業の現経営者が選任されている。

評議員の定数は19人であり、(1)この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者5人、(2)この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、理事会において選任した者5人(3)学識経験者のうちから理事会において選任した者9人と規定されている。この規定とおり選任され平成22年5月現在の評議員数は19名であり、評議員の任期は3年となっている。

(2) 7-1の自己評価

法人の管理運営については、寄附行為に基いた理事会と評議員会等が相互補完することによって重要案件を決定し、適切に運営されている。管理運営に関わる役員等の選任に関する事項は、寄附行為に明確に示されている。

(3) 7-1の改善・向上方策(将来計画)

私立学校法の改正を受けて、寄附行為に「役員解任」や「幹事の選任及び職務」「財産目録等の備付」等を明確にした。今後、情報公開やガバナンス機能をさらに図っていきたい。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 7-2の事実の説明(現状)

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

学校法人昌賢学園は群馬医療福祉大学・短期大学部、群馬社会福祉専門学校、群馬医療福祉大学附属リハビリ専門学校、群馬医療福祉大学附属鈴蘭幼稚園と複数の学校を設置経営しており、理事長は大学・短期大学の学長として本学園の教学に関する事

項を掌握し、教職員を統括している。学長は教授会の下部機構である各委員会、各学科及び各担当の会議にはほぼ全て出席しており、大学に係る重要事項は各委員会及び各担当会議にて原案が十分に審議されているが、教授会へ上程される過程において理事長・学長としての的確に掌握し、議案によっては理事会に諮られて決定される。さらに学長と共に大学教授1人短期大学部教授1人が理事であるので管理部門と教学部門の連携は適切に行われている状況である。

本学園の教育方針は精神の涵養に重きを置き、建学の精神に則り、心豊かな人間愛と奉仕の精神に溢れた礼儀正しい人材の育成にある。さらに本学園は総合した仁愛の精神を建学の理念として人格教育を行い、人の道としての「哲学」を礎として心の形を最重視した人間主体の医療及び福祉の学問を学ぶことのできる学園である。学園の理事長でもある学長の専門の哲学が本学の教育方針の基礎となり土台となって反映されている。学長は本学の教育研究に係る各委員会を始め、運営に関する会議においてもほとんどの会議に出席し、原案の段階にもできるだけ参加することで各セクションの連携と共通理解を図っている。学長は、各委員会より教授会へ上程され審議決定された事項並びに諸報告事項を教員会議においても適切に迅速徹底できるよう積極的に関与している。

(2) 7-2の自己評価

理事長が学長を兼務することによって、本学の建学の精神は管理部門と教学部門両面にわたって深く浸透している。その結果、管理部門と教学部門の連携は適切に行われている。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

理事長が学長を兼務するという方式は、建学の精神の具現化に大きく寄与している。意思決定は迅速に行われ、管理部門と教学部門の連携は適切である。今後もこの方式を踏襲し、法人組織と教育運営組織との適切な連携を図っていきたい。

7-3. 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

(1) 7-3の事実の説明（現状）

7-3-1① 教育研究活動の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

本学は、学術研究の進展の基盤となる創造的教育を推進し、その成果の多角的な応用を目指す高度な教育的機関として適切な水準を維持・向上させると同時に、大学の教育理念・目的の実現に向けて高度な活力に満ちた個性的な教育研究を展開させていくために、常にその活動を自分の手で詳細に点検している。本学の自己点検・評価体制は平成14(2002)年度の「群馬社会福祉大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、学長・学部長・学科長・図書館長・事務局長からなる各委員と基本事項検討委員として学長が指名する自己点検・評価委員、事務関係の各職員が主たる構成員として出発している。しかし平成22年4月の校名変更に伴い、「群馬医療福祉大学自己点検評価委

員会規程」を新たに制定した。自己点検評価委員会は基本的には自己点検・評価を実施するにあたっての全体的な運営と企画を中心に行う。具体的にはより専門性を高めるための自己点検・評価項目の検討、自己点検・評価の具体的な実施方法、結果の活用方法、結果の公表などの運営にあたる。また、自己点検評価委員会は、点検項目の具体的な作成、実施方法についての各教員への連絡、回収集計などを行い、教授会等に報告する等の業務にあたる。さらに、評価の結果に基づき、項目の確認、実施方法、集計結果の活用方法、外部への公表などの一連の運営について常に改善を図れるように実施体制を整えている。

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

自己点検・評価報告書は、教職員全員に配布され、本学の教育研究に関わる各機関において、その実態を認識し、改善を図るための資料となっている。また、自己点検・評価活動によって示された結果は、教授会等で報告されるなど、大学運営の改善・向上を図るための仕組みは、一応整っている。

7-3-③ 自己点検・評価活動等の結果が学内外に適切に公表されているか。

自己点検・評価の結果については大学から発行する報告書を関連諸機関に配布して意見を出してもらうと同時に、学内においても学生への結果公表を実施している。自己点検評価報告書については「自己点検・評価報告書（平成14年度～平成16年度）」（平成17年8月）、「自己点検・評価報告書（平成17年度～平成20年度）」（平成21年12月）を発行し、関連の大学並びに諸機関に配布した。これらの結果については、改善を図るとともに、大学の運営に反映されている。

(2) 7-3の自己評価

自己点検評価の結果は学内外に公表されている。点検評価のもっとも重要なポイントは、建学の精神がどこまで深く理解され、教育活動と結びついているかというところにある。授業評価アンケートについては、その全体結果と個人別結果を教員にフィードバックし、科目別改善策の提出を求めている。建学の精神に収斂された自己点検評価活動は、己ずから大学の運営に反映されることとなる。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

自己点検評価や第三者評価に積極的に取り組み、学生の満足度の向上や建学の精神の実現を目指したい。学生による授業評価は学生自身の自己点検や自己評価として機能するものでもある。学生と教員両者にとってバランスのとれた授業評価となるように努めていきたい。また、外部評価活動の一環として、大学間相互評価システムを平成23年度中に導入する計画を立てている。

【基準7の自己評価】

大学の管理運営とその体制については、理事長が学長を兼務することによって、建

学の精神に基いた運営が実現されており、管理部門と教学部門の連携は適切に行われている。管理運営に関わる役員の選考は、寄附行為に明確に示されている。

自己点検評価は、全学的かつ継続的に実施されており、その結果は、教育研究活動の条件整備計画等により大学運営に反映されている。

【基準7の改善・向上方策（将来計画）】

理事長が学長を兼務することにより強いリーダーシップが発揮され、スムーズな意思決定に寄与している。今後ともこのシステムを堅持・発展させていきたい。

自己点検評価については、継続的に実施され、その結果は、大学運営や教育研究の条件整備等の改革・改善に活かされている。また、平成23年度中には、大学間相互評価システムを導入し、外部評価を可能とする体制づくりを目指したい。

基準 8. 財務（予算、決算、財務情報の公開等）

8-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

(1) 8-1の事実の説明（現状）

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

大学部門の平成21（2009）年度における資金収入の主なものは、授業料等の学生納付金収入 7億6,105万円、手数料収入617万円、国等からの補助金収入3,867万円、資産運用収入630万円、補助活動収入725万円、その他の収入他3,546万円で合計 8億5,490万円である。支出の部では、人件費 4億1,259万円、教育研究経費7,686万円、管理経費 1億1,881万円、施設・設備費関係費625万円で合計 6億1,452万円であった。法人全体の前年度繰越支払資金は13億2,457万円、看護学部校舎等及び施設設備関係費12億7,582万円、看護学部増設に伴う建物改造引当預金繰入 2億5,000万円、同引当金計12億円の取崩しを計上し次期繰越支払資金は12億7,010万円となった。同様に大学部門の平成21年度における消費収入においては帰属収入合計が 8億5,490万円、基本金組入額1,305万円を控除した消費収入の部合計は 8億4,146万円であった。教育研究経費 1億2,818万円と管理経費 1億2,156万円で消費支出の部合計は 6億6,267万円となり、差引当年度消費収支超過額は 1億7,879万円となった。例年教育研究目的を達成するための必要な資金はほぼ確保されており、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされている。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

財務に関する会計処理は当法人経理規程により学校法人会計基準に基づき会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成している。さらに中長期の財務計画を法人事務局が各部門部署毎の主要な計画を下に各部門・部署の意向を集約し、向こう5カ年計画に反映させ毎年見直しを行い、年度毎の事業計画・予算案が策定されている。毎年度の事業計画と予算決定は理事会での事業計画の編成方針を受けて、法人事務局が部門並びに部署毎の事業計画並びに予算案を集約し、学長の承認を経て、予算原案を作成して3月の評議員会、理事会へ上程され決定される。なお、決定した予算は学長が教授会で報告し、法人事務局より部署毎に通知される。年度の事業計画に基づいた予算が執行される場合は、科目及び金額により各部署より物品購入（発注等）の伺いが発案され、各部課長・学長（理事長）の決裁を得て、総務課において発注、契約、支払が行われる。補正予算も評議員会、理事会で審議し、承認を得て同様に実行されている。会計年度終了後、2ヶ月以内に決算は監事の財政監査、理事会の承認、評議員会を経て決定され、公認会計士により会計監査を受けている。平成21（2009）年度の主な財務状況としては負債比率2.1%、固定長期適合率89.7%、経常経費依存率119.8%、消費支出比率100.9%となり、看護学部の申請年度であったが、学生納付金を学生へ還元しながらも例年ほぼ安定的な経営を維持してきている。

8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

監事の財産状況の監査はほぼ四半期毎に予算執行状況並びに財産債務の説明を理事長より受け、さらに公認会計士の会計監査実施時期（中間、決算時期）には会計士から説明報告を受けながら金融機関残高証明・貸借対照表・財産目録・資金消費収支計算書・固定資産台帳、証憑類等の財政監査を同時に連携して行っている。また、理事の業務執行状況の監査は各理事会には必ず出席し、各理事会の前に理事長より事業計画・業務報告の説明を受け、予算執行状況及び財産・債務の確認等を行い、決算時には監事監査の監査報告書を作成して理事会に報告を行っている。

(2) 8-1の自己評価

平成21年度の全国平均財務比率がまだ発表されていないので比較できないが、教育研究目的を達成するための資金運用は例年からほぼ適切に推移していると思われる。

また、過去毎年の消費収支（帰属収入－支出）の差額はほぼ安定的に推移し、教育研究目的を達成するための必要な経費は確保できる財政基盤にあったが、近年はこの厳しい学校経営情勢に鑑み、年々教員の人件費そして教育研究経費により多くの比重で経費計上されることになってきた。なお、学校法人昌賢学園の部門は大学院・大学・短期大学・専門学校（2校）・幼稚園の6部門で行われており、包括的に弾力的な運用で運営されているものである。また、会計処理については監事並びに公認会計士からは財政状況について特記すべき指摘事項は特になく監査を完了している。

(3) 8-1の改善・向上方策（将来計画）

近年の厳しい学校運営に対応するには、現状を十分に分析把握して学生により多くの的確な研究資源を如何に効果的に配分できるかを明確に反映した長期・中期計画を策定している。また、今後の不安定な経済情勢をしっかりと見据えて学校経営を強固な健全なものにして安定的な財政基盤の確保を重視したものとしたい。

8-2. 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

(1) 8-2の事実の説明（現状）

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

財務諸表の一般公開状況は広報誌「図書館だより」で行っていたが、平成16年度より現在は大学ホームページに掲載し、インターネットで利害関係人並びに一般国民に公開している。掲載内容は財産目録・貸借対照表・資金収支計算書・消費収支計算書・監査報告書そして事業報告書と財産目録・資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表・財務比率の4カ年分経年推移を一覧表で明確にし、法人概要も掲載している。また、私立学校法に基づく財務諸表類等は学園法人事務室に備え付けいつでも閲覧できるようにしている。

(2) 8-2の自己評価

財務情報の公開についてはホームページにて年度分の掲載を始め、4カ年経年推移、監事監査報告書を掲載し、一般公開を実施しており一定レベルの財務情報公開が実現

できていると考えている。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

財務情報について付帯する事項をわかり易い表現で説明を付け加えたい。また、現在まで学校利害関係者からの閲覧要望はなかったが、一段とスムーズに応えられる体制を整備したい。

8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

(1) 8-3の事実の説明（現状）

8-3-① 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種GP（Good Practice）などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

寄附金収入は、この分野において確保することはたいへん難しく多くの額を見込むことはできない状況である。科学研究補助金・GPも毎年申請はしているが採択に至るものが少なく年1～2件と苦慮している。収益事業は行っていない。資金運用は金融危機のリスクに鑑み、全て銀行預金で資金管理をしている。

(2) 8-3の自己評価

科学研究補助金・GPは毎年申請を継続し採択を目指す努力を継続している。委託事業は、厚生労働省及び群馬県等からの福祉分野に関する事業を他の部門と連携しながら積極的に引き受けており、収入においても寄与しているものである。このことは諸関係機関よりいろいろと信頼を得ているところである。

(3) 8-3の改善・向上方策（将来計画）

科学研究補助金・GPは今後特に力を入れて取り組みたい。資金運用においては、全て銀行預金で資金管理をしていることから、多額の資金運用収入は見込めないので、安全で有効な資金運用を開拓する努力が求められるものである。

【基準8の自己評価】

全体として一定の学生数を確保しており、大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有している。また、収入と支出のバランスについても配慮し、安全的な経営を維持している。

【基準8の改善・向上方策（将来計画）】

財政基盤としての一定の学生数の確保に努めるとともに、外部資金の導入や収益事業等の計画についても検討したい。

基準 9. 教育研究環境（施設設備、図書館、情報サービス・IT環境等）

9-1. 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

(1) 9-1の事実の説明（現状）

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための設備施設が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

本学の前橋キャンパス（社会福祉学部）は、前橋市の川曲町に位置する。田園の面影を残した周辺には、大学や高校・中学校・小学校等が点在する文教地区である。JR高崎駅よりスクールバスで20分、JR新前橋駅より路線バスで15分、JR両毛線・上越線井野駅より徒歩25分である。車通学者のための駐車場も完備している。なお、徒歩5分のところにグラウンドを有している。

藤岡キャンパス（看護学部）は、藤岡市藤岡に位置する。周辺は閑静な住宅地区である。JR高崎駅よりスクールバスで20分、JR新町駅より路線バスで15分、JR八高線・群馬藤岡駅西口より徒歩5分であり、近くには公立藤岡総合病院がある。車通学者のための駐車場も完備している。

本学の校地・校舎面積と大学設置基準上必要な面積は表9-1-1のとおりである。また、校舎の概要は表9-1-2、運動場の概要は表9-1-3のとおりである。

表 9-1-1 校地・校舎面積 大学設置基準との比較

<前橋キャンパス>

校地面積	設置基準校地面積	校舎面積	設置基準校舎面積
21,340.39㎡	5,640㎡	9,694.75㎡	4,214.15㎡

<藤岡キャンパス>

校地面積	設置基準校地面積	校舎面積	設置基準校舎面積
26,222.00㎡	3,200㎡	7,671.59㎡	4,561.20㎡

表 9-1-2 校舎等概要

所在	建物名称	延べ床面積	地上(階)	地下(階)	主要施設
前橋キャンパス	一号館	1,476.74㎡	4		大学院・大学・短大共用 (事務室・図書館・学生食堂・他)
	一号館	2,871.71㎡	4		短大専用(講義室・実習室・他)
	二号館	556.29㎡	5		大学院専用(講義室・研究室・他)
	二号館	3,439.29㎡	5		大学専用(中講義室・実習室・他)
	二号館	1,154.09㎡	5		大学院・大学・短大共用 (事務室・演習室・会議室・他)
	体育館	594.55㎡	1		体育館
	アリーナ	2,113.00㎡	2		体育館
藤岡キャンパス	一号館	2,747.34㎡	3		大学専用(講義室・研究室)
	二号館	3,557.17㎡	3		大学専用 (講義室・実習室・図書館・学生食堂)
	三号館	1,367.08㎡	2		大学専用 (事務室・会議室・演習室・他)
	体育館	2,215.00㎡	2		体育館
長野県	研修所	3,505.52㎡	3		研修所

表 9-1-3 運動場の概要

所在	区分	面積	備考
前橋市川曲町新保境99-1 他4筆	グラウンド	8,723.00㎡	

主要施設の概要は以下のとおりである。

○図書館

前橋キャンパス図書館の現在の蔵書冊数は32,186冊、雑誌は129種類、AV資料は616タイトルを所蔵している。図書館の総面積は362.97㎡。この専有スペースに、閲覧席、視聴覚スペース、PCスペース、総合カウンター、書架、雑誌架、新聞架、キャレル、パーティション、複写スペース、手荷物収納ロッカーなどが設置されている。書架はすべて開架式である。閲覧席数は、学生の1割超に当たる88席であり、AVブース席数(PC検索用を兼ねる)は、12席である。図書館システムは、情報館v6を導入している。これにより、貸出・返却・予約などの簡単・迅速な処理が可能である。また図書館情報や各種の目的に合った情報検索は、図書館ホームページからアクセスが可能となっている。平成21(2009)年度の利用状況については、貸出冊数1,911冊、レファレンス件数1,492件、図書館相互協力件数190件である。利用指導については、入学時オリエンテーションで図書館利用指導を実施し、基礎演習Ⅰ・Ⅱ(1・2年次)の中で導入教育の一環としての段階的な図書館利用指導をクラス単位で行っている。なお、

図書館の危機安全管理マニュアルを作成し、安全で快適な教育研究環境を整えている。

藤岡キャンパス藤岡分館は、総面積302.48㎡。この専有スペースに諸設備が設置されている。閲覧席数は58席。蔵書冊数は5,000冊、雑誌は45種類、AV資料は85タイトルを所蔵している。

○体育施設

前橋キャンパスの北側に体育館（主にバレーボール・バトミントン等）を設置し、東側には昌賢アリーナ（主にバスケットボール2面・フットサル・障害者バスケット利用可能、また中2階では卓球4面）など、あらゆる種目に対応が出来る体育施設が設けられている。本学から徒歩5分のグラウンドでは、野球・サッカー等が利用できる。

藤岡キャンパスには、バスケットボール、バレーボール、バトミントン等が利用できる体育館が設置されている。

○情報サービス施設

本学の情報サービス施設については、施設管理課が管理運営を行っている。現在のクライアントマシンの総数は163台で、その内訳は、研究用25台・教育用98台・事務用40台である。教育用クライアントマシン1台における学生数は5.74人である。授業や自習に利用されるコンピュータ室は定員56名の教室が1室、またLL教室としても使用可能な定員42名の教室が1室設置されている。

○学生寮（昌賢寮）

昌賢寮は、徒歩10分という通学に至便のところに位置している。敷地面積2,121.43㎡、建物面積684㎡の鉄筋3階建（2棟）で、総部屋数は60室である。空調設備、給湯設備、インターネット等の設備が整っている。寮の年間行事としては、入寮式・新入生歓迎会（4月）、新入生歓迎バーベキュー（5月）、クリスマス会（12月）、卒業旅行（ディズニーランド、3月）などが実施されており、寮監のもとに、快適で充実した寮生活を送っている。

○陽明学研究所

陽明学研究所は、「陽明学を中心に日本儒教に関する研究を行い、わが国精神文化および地域社会の福祉とともに幼児保育の発展に貢献する」ことを目的として平成11(1999)年に設立された。企業経営トップセミナーへの出講や公開講座等を通じて陽明思想の啓蒙活動を実施している。また、研究成果としては、『咸有一徳：昌賢学園の全人教育』（鈴木利定・中田勝著）、『注解・書き下し 論語 全文<付・原文>』（鈴木利定監修・中田勝著）、『儒教哲学の研究』（鈴木利定著）『伝統の建学精神』（鈴木利定著）などを出版している。

○医療・福祉・教育研究センター

医療・福祉・教育研究センターは、当初、「福祉研究センター」として平成14(2002)年に開設された。その後、平成20(2008)年に規程を改正し、その目的を「建学の精神及び理念に基づき、今日の少子高齢社会において生ずる種々の問題に対して研究・調査及び情報提供を中心とした具体的な対応を図ることを主眼とし、学内における学生の教育及び助言・指導に役立てると共に地域に開かれた大学として地域貢献することを目的とする。」に改め、相談・支援活動、公開講座の開講、「年報」の発行等を主な事業として実践してきた。加えて平成22年4月1日に「看護学部」を藤岡市に開学したことに伴

い、同センターの機能を見直し、新たに看護及び教育を採り入れることとし、名称を「医療・福祉・教育研究センター」に改称した。合わせて目的はそのまま継承し、従来実施していた三分野の相談に、看護及び教育を採り入れたことに見合う二分野の相談を加えた。(これについては89ページ末尾の相談業務を参照のこと)

なお、「年報」については、創刊号と第2号は「福祉研究センター」刊となり、第3号からは、「医療・福祉・教育研究センター」刊に改められる。

○ボランティアセンター

ボランティアセンターは、平成14(2004)年6月に設立された。その目的は、「本学の建学の精神に立脚したボランティア活動の基本理念および目標に沿って学内においては、学生たちがボランティア活動を通して福祉活動の基盤となるその精神(福祉の心)を育み、且つ将来ボランティア活動のリーダーになるための必要な支援・援助を行う。

そのために学内では、学生一人一人が主体的に幅広くボランティア活動が体験できるように支援・援助する。さらに学外では、県・市町村社会福祉協議会のボランティアセンターやNPOをはじめとする地域の民間諸団体とも連携した活動を行う。また、これらを達成するためと地域社会に貢献するため、必要な調査・研究も行う。これらを通して、福祉にかかわる視野を国内及び国際的にも広げ、真の福祉の人材養成に資することを目的とする。」となっている。センターには、センター長、副センター長が置かれ、専属の職員(コーディネーター)が1名配属されている。機器類は、PC1台、プリンター1台、専用電話(FAX)1台、事務机1台、面談用机1台・椅子5脚、書架1台が設置されている。

ボランティアセンターの主な事業としては、各種ボランティア活動のコーディネートと支援、ボランティアフォーラムの開催、広報紙『ボランティアネットワーク』の発行等が実施されている。また、「ボランティア活動Ⅰ・Ⅱ(必修)」、「ボランティア活動Ⅲ(選択)」の支援も行っている。ボランティアセンターが平成21(2009)年度に扱った依頼ボランティアは、416件であり、延約9,000人の学生が地域においてボランティア活動を行ったこととなる。

9-1-1② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

施設設備の維持運営は、総務部管理課がその責任を担っている。管理課は、教員や各課と連携して改修や改善の要望に基づき施設の維持管理に努めている。また、電気設備、給排水・衛生設備、空調設備、消防設備、エレベーターその他等については、法定検査・点検、補修整備を実施している。防火設備については、消防署の立ち入り検査を受けその結果に基づき改善等の計画を実施し、施設設備の維持管理に努めている。

(2) 9-1の自己評価

本学の前橋キャンパスは、前橋市川曲町の文教地区に位置する。雉子がときおり姿を見せるなど、自然環境にも恵まれており、教育研究活動のための立地条件としては、

極めて良好なものである。藤岡キャンパスは、静かな住宅地区にある。徒歩数分のところに公立藤岡総合病院があり、教育研究活動や現場実習のための立地条件としては極めて恵まれている。また、本学の校地・校舎等の整備状況は、大学設置基準を十分に満たしており、その設備施設は、教育課程の展開に寄与している。

図書館は、本学の学術研究と情報リテラシー活動の中核施設として十分に活用されている。また、図書館が所蔵する資料や各種の機能は、限定つきではあるが地域に公開されている。

施設設備の維持管理は、日常自主点検、法定点検を定期的に、かつ必要に応じて実施し、その運用には万全を期している。

(3) 9-1の改善・向上方策(将来計画)

平成22(2010)年4月には看護学部(入学定員80名、群馬県藤岡市)が開設された。近年PCが進化している中、平成23(2011)年にはコンピュータ教室のPC40台を入れ替える予定である。

また、学生の部活動の盛んな取組に対応して部室等の建設を予定している。

9-2. 施設設備の安全性が確保されていること。

(1) 9-2の事実の説明(現状)

9-2-① 施設設備の安全性(耐震性、バリアフリー等)が確保されているか。

前橋キャンパスの校舎施設は、平成8(1996)年に新築したもの(1号館)とその後平成14(2002)年に建設したもの(2号館)である。昌賢アリーナ(新体育館)は平成17(2005)年に落成。従って、建物自体はすべて比較的新しいものであり、耐震強度、アスベスト問題等安全性、快適性が確保された教育環境を整えている。また、障害者用トイレは1号館、2号館、昌賢アリーナ1階に設置されており、スロープは1号館には移動式スロープ、2号館、昌賢アリーナには竣工時より設置されている。エレベーターについては2号館のみの設置である。今後更なるバリアフリー計画を推し進めていく。

(2) 9-2の自己評価

前橋キャンパスの校舎施設は、比較的新しいものであり、耐震性等に問題はない。藤岡キャンパスについても、安全性、快適性に留意したものとなっている。バリアフリーは一応整えられているが、十分とは言えない。

(3) 9-2の改善・向上方策(将来計画)

移動式スロープについては、固定式に改善したい。今後のバリアフリー計画は、企画調整室と総務部が連携して策定する。

9-3. アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

(1) 9-3の事実の説明(現状)

9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

本学の前橋キャンパス・藤岡キャンパスには、図書館、体育館、グラウンド、学生ホール（学生食堂を兼ねる）、作法室、研究室など、教育研究に必要な施設が整備され、快適な教育研究環境として活用されている。

昌賢寮（女子寮、全60室）は、落ち着いた住宅街の中に位置しており、生活しやすい安心の住空間である。その他、面接実習室、プレイルーム、絵画工作実習室、ピアノ演習室、家政実習室、介護実習室、コンピュータ室などが活動の場として有効に活用されている。また、美しい絵画が壁面を飾る校舎内部は、美術館にも似た芸術的な雰囲気を醸している。

（2）9－3の自己評価

本学では、館内館外清掃の徹底等、安全で快適なアメニティとしての教育研究環境を整えている。また、環境美化活動は、クラス活動の重要項目の一つとして位置づけられ、実践されている。

（3）9－3の改善・向上方策（将来計画）

看護学部が開設されたことに関連して、総合的な将来計画のもとに、新たな教育研究環境の整備計画が策定されることになっている。

【基準9の自己評価】

教育研究目的を達成するために必要な校地・校舎、施設設備が適切に設備され、活用されている。また、本学の校舎・設備は、建物自体が比較的新しく、安全性、快適性が確保された教育研究環境を整えている。

【基準9の改善・向上方策（将来計画）】

新たに看護学部が開設され、これに関連して、総合的な教育研究環境の整備が図られることになっている。

基準10. 社会連携（教育研究上の資源、企業、地域社会等）

10-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

(1) 10-1 の事実の説明（現状）

10-1-1 ① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

大学施設の開放については以下のとおりである。

○「福祉用具専門相談員指定講習会」の開催

平成21(2009)年度

第1回 期 日 平成21(2009)年9月5・6・13・19・20・27日の6日間

会 場 2D教室・介護実習室

受講者 30人

第2回 期 日 平成22(2010)年2月19・20・22・23・25・26日の6日間

会 場 2D教室・介護実習室

受講者 60人

この他、図書館の地域開放をはじめとして、訪問介護員養成研修、福祉用具専門相談員指定講習会、大学入試センター試験、保育士資格試験、福祉教育ボランティア学習学会、教員免許状更新講習などを行っている。

公開講座については以下のとおりである。

平成21年度の公開講座は平成22年2月6日(土)午後13:10~15:20まで群馬県生涯学習センター（前橋市所在）で、前年度同様に福祉研究センターが主管し開催した。講座の趣旨は、以下のとおりとした。

「平成の時代に入り、20余年が経過し、それまでの福祉教育やボランティアは、福祉の分野或いは教育の分野等で紆余曲折しながらも一定の役割を果たしてきました。そして今日の時代の趨勢は、改めて住民参加主体の活動が期待されるに至っております。換言すれば、「住民参加型」の地域福祉活動が期待されていることを意味します。そこで今日的な福祉教育とボランティア学習を問い今後の活動に資することを目的にします。」

以上を目的にしたのは、平成22年11月27日(土)・28日(日)に本学などを中心に招致することにし、本県で「第16回日本福祉教育・ボランティア学習」全国大会を開催することにしており、その前段のプログラムとして位置づけたことによる。そのため、現在本学を中心として準備委員会がスタートし、平成22年4月からは実行委員会に切り替え本格的な準備に入ることになっている。

後援は、群馬県、群馬県社会福祉協議会、前橋市、前橋市社会福祉協議会、上毛新聞社、エフエム群馬、群馬テレビ。参加費は無料。

今回のテーマは、前述の大会の前段として位置づけたことから「改めて福祉教育、ボランティア学習を問うー住民参加型の地域活動の時代を迎えてー」とし、講師には上野谷加代子氏（日本福祉教育・ボランティア学習学会会長、同志社大学教授）をお願いした。

受講者は、群馬県民を原則とし、とりわけ県内の県・市町村のボランティアセンター関係者をはじめとして、福祉教育・ボランティア関係団体を主にして呼びかけた。合

わせて講演を教育プロセスの一環と位置づけ、今年度は、学校法人昌賢学園の専門学校学生（一年生）とした。当日の参加者は、専門学校学生50名、県民の参加者は50名であった。講演に先立って、専門学校学生に対しては事前教育の一環として、本学の石橋俊一教授（福祉研究センター長）が、ボランティアをめぐり「事前講話」を行ない当日に備えた。

なお、講演の内容は、前年度の公開講座の内容を福祉教育センターの年報（創刊号）に収録し永久保存することにしたので今年度も年報（第2号）に収録することにした。

続いて、本年度から新たな企画として附属鈴蘭幼稚園とタイアップし、第1回目が平成22年2月19日、第2回目が3月8日に、「子どもの心理発達講座」～こどもの発達と心理を考えてみませんか～をテーマに本学の高橋一公准教授が講師で開講した。参加者は第1回目が10名、第2回目が15名であった。この講座は、来年度も継続して開講する方針である。なお、こちらも「年報」（第2号）に収録することにした。

次に附属鈴蘭幼稚園「幼児教育センター」が企画した「21年度未就園児対象Jrスクール及び在園児教育課程」講座が、5月16日（土）から平成22年2月13日（土）にわたり19回開催された。これに本学から講師として7月11日（第5回・テーマ「絵本の考え方」）に八幡真由美専任講師、10月17日（第11回・テーマ「2歳児でも楽しめる運動」）に櫻井秀雄准教授の二人が協力した。

相談業務については以下のとおりである。

対外的な相談活動については、福祉研究センターがその任務を果たしてきた。即ち、大学開学（平成14年）に伴い開設された同センターは、当初相談業務を中心とした活動を展開してきた。

実際の活動は、大学2号館4階に設置されているプレイルームを使用し、センター発行の案内資料に基づき、これに応じてきた相談を必要とする方を対象としてカウンセリングに基づく相談業務を実施した。実施日は、利用者の都合に合わせて土曜日を利用して実施することを原則とした。なお、相談の内容は養育の問題、子どもの発達上の問題、不登校などであった。

ケースは、平成19年度は3ケース、平成20年度は2ケースとなっている。また、平成21年度は相談室として使用していたプレイルームをアリーナ（大ホール）内にある「福祉研究センター」に移動することにし、合わせて相談分野を発達臨床相談、生活相談（福祉問題等）、障害児・者支援相談（障害児・者をはじめとしてその保護者など）の3分野とし、それぞれセンター構成員の専門性を活かし配属し対応する態勢を整え、しかも構成員の勤務態勢に合わせて受け入れることにするなどその準備にあてため、実質的な相談はなく対応できなかった。そのため22年度から受け入れ態勢について十分検討し対応することにした。即ち、前述の通りの三分野の相談業務としてこれまで実施してきたものに「看護相談」及び「教育相談」を加えて実施することにしたものである。

○大学院における展開

大学院設立申請書類の中で、大学として新しい変化や今後さらに必要と考えられる

ものについての研究や、教員個々の研究を押し進めると同時に、教員による地域、行政や卒業生などの勤務する現場との共同研究・調査、大学に付設されている福祉研究センター、陽明学研究所との連携を積極的に推進し、その成果を講義などに生かす工夫をすることを明記した。さらに大学院学則の中に福祉経営研究所の設置を明記し（第52条）、平成19(2007)年11月に開設した。

同研究所は学内、学外より研究所員、研究員を募集し、研究所紀要（群馬社会福祉論叢）第1集を平成21(2009)年3月に発刊した。

また第53条には生涯学習の理念に基づき、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、大学院公開講座を行なうこととした。今後地域、社会人に向けた開催を検討している。

在学生の社会貢献については、以下のとおりである。

○ボランティア活動によるもの

昌賢学園では、ボランティアセンターを平成14(2002)年度に開設以来、群馬県・群馬県社会福祉協議会・社会福祉施設・各種障害者支援団体等各方面からの依頼に応え、学生のみならず教職員も協力して行った。

活動は、依頼ボランティア（関係機関・団体等からの依頼に対応するもの）・継続ボランティア（1・2年生が必修として原則として毎土曜日に行うもの）・行事ボランティア（県の障害者スポーツ大会など行事化されたものへの対応）・社会貢献活動（地域における清掃活動や自治会活動などへの参加・協力）の4種類で行っている。ここでは「依頼ボランティア」に焦点を当て、およその依頼件数及び活動参加学生数を紹介すると下記のとおりでである。

表10-1-1 依頼ボランティア実績一覧

平成21(2009)年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	16	22	23	44	115	31	46	36	25	28	34	25	445
対応件数	7	8	13	11	70	17	23	24	18	20	20	14	245
	43.8%	36.4%	56.5%	25.0%	60.9%	54.8%	50.0%	66.7%	72.0%	71.4%	58.8%	56.0%	55.1%
依頼人数	31	120	121	281	494	172	195	182	107	74	122	45	1,944
対応人数	23	41	87	117	234	118	105	192	71	51	52	40	1,131
	74.2%	34.2%	71.9%	41.6%	47.4%	68.6%	53.8%	105.5%	66.4%	68.9%	42.6%	88.9%	58.2%

○サークル活動によるもの

本学のサークルは、各種のものがある。その中で社会貢献及び地域とノーマライゼーション交流として活動しているものの一部をあげると以下のとおりである。

表10-1-2 サークル活動における社会貢献

サークル名	活動先	活動内容	実施期日
文化伝承お祭りサークル (一心)	1) 群馬整肢療護園(高崎市)	夏祭りでだんべえ踊り ソーラン節を披露	平成21年6月13日
	2) 藤岡中央広場(藤岡市)	藤岡まつりへ参加。 ステージでだんべえ踊り 披露、パレードにも参加	平成21年7月19日
	3) 産業文化会館(吉井町)	参加団体とだんべえ踊り 共演する	平成21年7月25日
	4) 恵風園	納涼祭でだんべえ踊りと ソーラン踊りとソーラン節 の披露	平成21年8月26日
	5) 国道50号	前橋まつりで、前橋だんべ え踊りの披露と行進	平成21年10月10日
	6) 中央通り(東京・日本橋)	第37回日本橋・京橋まつり 「大江戸活粋パレード」へ 参加し、「藤岡」踊り(群馬 県)を披露	平成21年10月25日
	7) 群馬県総合スポーツセンター	県レクリエーション大会 オープニングイベントへ 参加しだんべえ踊り披露	平成21年11月29日
	8) しろがね学園(前橋市)	クリスマス会へ参加し だんべえ踊り、ソーラン節 披露	平成21年12月20日
みかんの木	1) (株)メデカジャパン経営 「前橋ケアセンターそよ風」 (前橋市)	利用者対象に、体操・歌・ 手先と頭を使うレクリエー ションで楽しませた	平成21年10月17日
	2) ぐんまこどものくに児童会館・ 多目的ホール(太田市)	当日来場した子どもたちや、 その保護者などを対象に、 アイスブレイキング、歌遊び、 からだあそびなどをお互いに 楽しみ合う実演をした。	平成21年11月8日
	3) (株)メデカジャパン経営 「前橋ケアセンターそよ風」 (前橋市)	体操、歌、ことわざクイズ、 手先と頭を使うレクリエー ションなどで利用者を楽しませた	平成22年1月23日

(2) 10-1 の自己評価

学生による地域ボランティア活動は充実しており、本学の地域貢献活動の柱の1つとなっている。公開講座については一層の充実を図りたい。

(3) 10-1 の改善・向上方策(将来計画)

学生のボランティア活動については、県・市・町・村を始め、障害児・者の関係機関・団体や社会福祉協議会及び社会福祉施設等との連携を強め、学内での研究とそれに基づく活動について、企画から運営まで関わることができるようになることを計画している。公開講座は、企画調整室と医療・福祉・教育研究センターが連携して、より充実した内容の企画を策定する。

10-2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

(1) 10-2 の事実の説明(現状)

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

教育研究上においては、他大学・各社会福祉施設・各障害者団体等との連携で活動や研究が行われている。しかし、今日まで「企業」との適切な関係は構築されていない。

○他大学との連携

・平成19(2007)年度～平成20(2008)年度

「全国盲ろう者協会」の平成20(2008)年度全国大会（平成21(2009)年8月21日～24日）を群馬県伊香保温泉で開催するための支援として、群馬大学金澤貴之准教授・東京福祉大学上田征三准教授（当時）と本学足立勤一教授が中心となって受入れの準備を行った。

この支援の一環として「学生のサポート」体制を構築し、第1回「ボランティア学習会」を平成21(2009)年2月23日に群馬大学で開催した。学習会后、各大学内において更に障害者支援の勉強会を行った。順次大会開催まで3回の学習会を行うことにした。

○共同研究の実施

平成18(2006)年度～平成19(2007)年度科学研究費補助金を受け実施した。その概要は次のとおりである。

・研究テーマ 「先進的胎児治療におけるインフォームド・コンセント」

・共同研究者名（順不同）

牧野田 知教授（金沢大学医学部）

須 田 晟雄教授（北海学園大学法学部）

境 原三津夫教授（群馬社会福祉大学社会福祉学部）

(2) 10-2の自己評価

福祉・医療系大学として、これまでは福祉系中心の社会貢献のみであった。研究においても、十分に連携ができているとは言えない現状である。

(3) 10-2の改善・向上方策（将来計画）

大学間連携は少しずつ進められている。しかし、今後更に企業との研究連携を進め、今までの地域貢献活動と併せて、福祉・医療系の大学として、企業等とも連携した研究を進め、一層の地域福祉社会に貢献できるシステムを構築できる方法を検討している。そのためにも、学内の専門教科間における研究体制の整備に取り組んでいく。

10-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

(1) 10-3の事実の説明（現状）

10-3—① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

群馬社会福祉専門学校を平成元（1989）年4月に開校以来、地域社会との連携を目指し、ボランティア活動を行ってきた。ボランティア活動については、その後開校した群馬社会福祉短期大学にも受け継がれ、更に平成14(2002)年度開校した群馬社会福祉大学では1・2年生は必修科目として（短期大学部も共通）、3・4年生は選択科目として、単位認定された。これを受けて、理論学習と共に「ボランティア活動」を通じて

地域社会との連携を目指して活動している。

ボランティアを通じた地域社会との連携については、以下のとおりである。

平成21(2009)年度

- ・前橋シティマラソン実行委員会主催で4月26日に開催された第10回「前橋シティマラソン」に大会運営補助員として、前日（4月25日）の前日受付の補助などと合わせ、2日間で社会福祉専攻・児童福祉専攻の学生延89名が参加・協力した。
- ・前橋商工会議所主催で7月に開催された、第59回「前橋祭り」において「子ども広場」を受け持ち、児童福祉専攻の学生104名が参加・協力した。
- ・群馬県障害者フライングディスク協会からの要請により、社会福祉法人「全国盲ろう者協会」主催の第19回「全国盲ろう者大会」フライングディスク体験会に運営補助員として、児童福祉専攻の学生20名が参加・協力した。
- ・群馬県立ふれあいスポーツプラザ主催で9月5日、6日に開催された、第18回「ふれあいアーチェリー大会」の大会運営補助員として、2日間で社会福祉専攻・児童福祉専攻の学生延70名が参加・協力した。
- ・群馬県知的障害者スポーツ協会の主催で9月20日、27日に開催された、第26回「障害者スポーツ大会」トラック競技及び水泳競技に大会運営補助員として、2日間で社会福祉専攻、児童福祉専攻、短期大学の学生延364名が参加・協力した。
- ・群馬県障害者フライングディスク協会の主催で10月4日に開催された、第26回「障害者スポーツ大会」フライングディスク競技に大会運営補助員として、児童福祉専攻の学生40名が参加・協力した。
- ・社会福祉法人「前橋あそか会」主催で10月25日に開催された、第15回「あそかまつり」に運営補助員として、社会福祉専攻、児童福祉専攻・短期大学の学生127名が参加・協力した。
- ・群馬県身体障害者福祉団体連合会主催で11月8日に開催された、第7回「グラウンドゴルフ大会」に大会運営補助員として、社会福祉専攻の学生34名が参加・協力した。

(2) 10-3の自己評価

本学では、ボランティアセンターが中心となって学生のボランティア活動を支援している。地域社会の依頼にもとづいた多様なボランティア活動を実践することを通して、地域社会との協力関係が構築されている。

(3) 10-3の改善・向上方策（将来計画）

これまでは、どちらかといえば、要望された受身的な活動であったが、今後はむしろ地域発展を目指した、積極的提案型の活動が期待される。

その上で、本学園の学生だけではなく、地域の他大学との連携、社会福祉協議会等との連携をいっそう強化していく。

【基準10の自己評価】

本学の地域社会との連携は、組織的なボランティア活動等を通して一定の成果をあげている。しかし、福祉や医療系の関連企業との共同研究活動や社会貢献活動などは

まだまだ不十分である

【基準10の改善・向上方策（将来計画）】

大学間及び企業等との連携は、地域に開かれた大学として、持っている「知的財産」を還元することが急務である。また、地域社会のニーズを的確に捉えた特色あるプログラムや講座を創設し、研究と地域貢献活動という両面の発展を目指したい。

基準11. 社会的責務（組織倫理、危機管理、広報活動等）

11-1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 11-1 の事実の説明（現状）

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

組織倫理の基本となる規程は、「学校法人昌賢学園寄附行為」「群馬医療福祉大学学則」に基づいて、「学校法人昌賢学園就業規則」「事務組織およびその運営に関する規則」「群馬医療福祉大学組織規程」として定められている。「学校法人昌賢学園就業規則」は職員の服務規律、待遇に関する基準その他就業に関する事項を定めている。「事務組織およびその運営に関する規則」は本学事務の能率的遂行のために必要な事務の組織及び分掌を定めていて、「群馬医療福祉大学組織規程」は本学の教員組織、職制、職務について必要事項を定めている。これらの規程は、群馬医療福祉大学の職務・役割分担を定め、社会的機関としての組織倫理の中核をなすものである。

ハラスメントについては、本学は、平成22（2010）年4月にあらためて「群馬医療福祉大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」「大学におけるハラスメント防止委員会規程」「群馬医療福祉大学におけるハラスメント調査委員会規程」等を作成し、ハラスメントの防止に努めている。

また、平成22（2010）年4月に「群馬医療福祉大学倫理規程」「群馬医療福祉大学研究倫理規程」等を作成し、社会から多くの信頼と尊敬を得られるように努めている。

さらに、個人情報の保護に関しては、「群馬医療福祉大学個人情報の保護に関する規程」を作成し、これに基づいて、個人情報の保護に努めている。

なお、教職員の健康管理については、毎年4月教職員を対象とした健康診断を実施している。そこで何らかの問題があれば医師から適切な助言、指導を受け、健康管理を一層進めている。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

本学では、組織倫理に関する基本原則として、「学校法人昌賢学園就業規則」「事務組織およびその運営に関する規則」「群馬医療福祉大学組織規程」が定められて運営されている。現在のところ順調・適切に職務運営が行われていると考えられる。

教職員の健康管理については、校医から適切な助言、指導を受け健康管理を一層進め就業環境として極めて良好である。

(2) 11-1 の自己評価

本学における組織倫理に関する規程は、一応整備できていると考えている。ハラスメント防止、人権の保護、研究倫理の遵守、個人情報の保護など、より具体的な課題に関しても、規程の整備と共に着実な運用が行われている。

(3) 11-1 の改善・向上方策（将来計画）

高い公共性を有する大学が社会的存在としての役割を果たして行くためには、現状

に甘んじることなく今以上に信頼の維持・向上を目指して努力する必要がある。これについては、教授会等で現行制度の点検等を実施して行く。

11-2 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 11-2の事実の説明（現状）

11-2-① 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

本学の危機管理体制は、火災その他の災害が発生した場合の人的、物的被害の軽減を図る目的で、「群馬医療福祉大学危機管理規程」が制定され、群馬医療福祉大学自衛消防隊組織が編成されている。また、火災事故、地震災害、水損事故等に対処した緊急連絡網・安全管理・災害時行動等を決めている。

学生の学外でのトラブル（悪徳商法・架空請求等）は、学生課で注意を呼び掛けるとともに学生課が窓口となり、対応処置を講じている。新入生に対しては、入学時の新入生オリエンテーションで特に注意を喚起している。また、痴漢や不審者等の防犯対策としては、群馬県警察の協力を得て、女性警察官による女子学生を対象とした防犯講習会を実施している。

学内警備体制については、夜間と休日については、学外機関に委嘱して実施している。入校チェックのため朝は職員が立つことが多く、また事務室から外来者をチェックするとともに、監視カメラを設置しモニターで記録もしている。さらに、定期的な防犯パトロール等を実施しており、学内における防犯体制の構築に取り組んでいる。

(2) 11-2の自己評価

学内警備体制は、夜間、休日は学外機関に委嘱して実施され、学内における防犯体制が構築されている。今後は、防災機材の保管・整備、災害への備えを整え、また大規模な自然災害（水害・地震等）に対する備えとして、各種の防災機材が定められた位置に備蓄する必要がある。

(3) 11-2の改善・向上方策

危機管理体制は、適切な取組が行われていると考えているが、常にその体制の再点検を怠らず、着実に細心の注意を払って運営していくことが肝要であり、事務長を中心に再点検に取り組んでいく。

11-3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 11-3の事実の説明（現状）

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

論文等の研究業績の発表の場として年1回「学校法人 昌賢学園論集」が刊行され、学内外の諸機関に配布されている。本学の年間の教育研究成果は、本論集の「学内展望」欄に掲載され、その内容は著書・論文・学会発表・講演である。

本学の陽明学研究所は、企業経営者のセミナーへの出講や公開講座等を通して陽明

思想の啓蒙活動を実施している。研究所の研究成果として『咸有一徳、昌賢学園の全人教育』、『儒教哲学の研究』、『伝統の建学精神』等が出版された。これらは学内では毎年学生の授業や教職員の研修用テキストとしても使用される。

本学の医療・福祉・教育研究センターは、地域住民の医療・福祉相談・援助活動・公開講座を実施している。また、「福祉研究センター年報」（平成21年3月創刊）を発刊し、学内外に配布している。

本学のボランティアセンターは、広報誌「ボランティア・ネットワーク」を年2回発行している。編集・発行は学生ボランティア委員会広報部が担当し、本学ボランティアの先進的活動情報を県内外へ発信している。

また、年1回『ボランティアをめぐる「基調講演」＆「フォーラム」』を開催し、これを傾聴後、全学生に感想文を提出させ、その代表文を選び、「基調講演」＆「フォーラム」と合せ、冊子としてまとめ刊行している。

保護者への広報活動としては、保護者の組織として後援会があり、本学で定期総会を開くほか、大学と保護者の交流を深める支部会が各地域で年数回開催される。そこでは後援会活動を中心に、大学の教育研究活動状況・大学行事・学生生活・就職状況等が報告され、保護者の各種相談にも応じている。

また、本学の教育研究情報や後援会活動情報等は、ホームページから学外にも発信されている。

(2) 11-3の自己評価

教員の教育研究成果は、年1回発行の「学校法人 昌賢学園論集」中の「学内展望」欄に掲載される。その内容は著書・論文・学会発表・講演である。これによって年間の大学全体の研究活動の状況が学内外に公正に公表される。

(3) 11-3の改善・向上方策（将来計画）

本学のホームページでは現在のところ、教員の氏名・職位・専門分野・研究テーマ・主な研究業績を公開していない。そのため、目下その情報公開に向け整備中である。一方、本学教員に関する同様な情報はインターネットで科学技術振興機構“Read”に、部分的ながら公開されているが、今後はこれを本学全教員の教育研究業績の公開の場にしていきたい。

【基準11の自己評価】

組織倫理に関する規程は、整備されている。ハラスメントの防止、人権の保護、研究倫理の遵守、個人情報の保護など、具体的な課題に関しても、規程の整備とともに着実な運用が行われている。

危機管理体制は、「群馬医療福祉大学危機管理規程」等が整備され、自衛消防隊組織が編成され、火災事故、地震災害、水損事故等に対処した緊急連絡網・安全管理・災害時行動等を定めるなど、災害への備えは整えられている。

学内警備体制については、夜間と休日については、学外機関に委嘱して実施され、モニターでの監視や定期的な防犯パトロール等の実施により、学内における防犯体制

が構築されている。

教員の教育研究成果は、年1回発行の「学校法人 昌賢学園論集」中の「学内展望」欄に掲載される。その内容は著書・論文・学会発表・講演である。これによって年度の大学全体の研究活動の状況が学内外に公正に公表される。

【基準11の改善・向上方策（将来計画）】

危機管理は、常にその体制の再点検を怠らず、着実に細心の注意を払って運営してゆくことが肝要である。定期的に危機管理体制の見直しを行う。

教育研究成果の広報体制は、今後電子情報化して学内外に発信できるように、検討していく。

Ⅳ. 特記事項

学校法人昌賢学園群馬社会福祉大学（鈴木利定学長・以下本学）は、社会福祉学部社会福祉学科の中に社会福祉専攻と児童福祉専攻（後に子ども専攻）を擁する単科大学として平成14(2002)年4月に開学した。さらに平成22(2010)年4月に看護学部看護学科を開設し、これを契機に校名を群馬社会福祉大学から群馬医療福祉大学と改称し、群馬県を始めとする主に関東・東北地方などからの応募学生を中心にわが国の医療・福祉に携わる有為な人材の育成にあたってきている。

本学は、ボランティア活動の実践、毎日の全学生・教職員によるあいさつの励行及び全学生たちによる環境美化活動の一環とした構内清掃活動、いわゆる、これらの三位一体による活動の励行・実践により社会人として求められる資質を培うことにしている。その中で鈴木利定学長は、特に、「教育実践」に関連する「ボランティア活動」の意義を「社会人としてのマナー・バランス感覚・挨拶・服装・時間厳守・環境美化等が社会人に求められる資質能力である以上、これらに対応できるような卒業後を見据えた進路設計を念頭におき、実践的教育プログラムを編成し、学生一人ひとりに修得させること。そのためには、実践教育現場でボランティアを総合科目として設置し、必修科目とする。」とし、この考えに基づき、「福祉の人材養成」に大切なことは基礎教育にあると捉えて、全教育プログラムの根底に「ボランティア活動」を位置づけ取組んできた。

具体的には、1～2年生は必修、3～4年生を選択としている。とりわけ、1～2年生は、教科による学習とボランティア活動としては、①継続ボランティア活動（年間活動として毎週1回原則として土曜日に希望する福祉施設・団体等におけるボランティア活動）、②依頼ボランティア活動（福祉施設や団体からの依頼を受けた際に行う単発のボランティア活動）、③行事ボランティア活動（大学を挙げ、全学的に多人数で参加するボランティア活動）、④社会貢献ボランティア活動（地域に貢献するボランティア活動）等、本学独自のボランティア活動を実践している。この4種類のボランティア活動をバランス良く行う。ボランティア活動は、原則として、学生の自己申告、自己管理とし、学生の自主性・主体性を重視している。活動日は授業のない土曜日・日曜日を基本とし、学生のボランティア活動はボランティアセンターを拠点とし展開し、これを補佐し支援するためボランティア委員会（本学の教員で構成）及び学生ボランティア委員会（学生のボランティア委員で構成）が置かれ、相互に協同して支援し、さらに全教職員も支援体制をとって実践している。

今まで述べて来たことを背景として、これまでの本学の実践を通しての人間性の涵養をベースにさらに今後医療・福祉関係分野の有為な人材（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・理学・作業療法士・看護師など）を育成することが課題となっておりこれらに対応することと、合わせて今までにもまして研究・調査の充実や対社会的な地域貢献活動の充実・強化を図ることにはしているところである。

自己評価報告書・本編

発行日 平成22年 6 月
編 集 群馬医療福祉大学自己点検評価委員会
発 行 群馬医療福祉大学
学長 鈴木利定

〒371-0823 群馬県前橋市川曲町191-1
TEL.027-253-0294 FAX.027-254-0294
ホームページ <http://www.shoken-gakuen.ac.jp>